

令和 3 年度

飯 舘 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 令和 3 年 3 月 15 日
至 令和 3 年 3 月 17 日

飯 舘 村 議 会

令和3年3月15日

令和3年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

令和3年3月15日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君
	長谷川芳博君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	住民課長	山田敬行
復興対策課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	農業委員会 事務局長	村山宏行
選挙管理委員会 書記長	高橋正文		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 石井秀徳 書記 高橋萌育

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。定足数を満たしています。

ただいまから令和3年度飯舘村予算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（相良 弘君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る3月8日の本会議において付託をされました令和3年度飯舘村一般会計のほか5つの特別会計、合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、相良 弘が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に長正利一委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3月11日に東日本大震災発生から丸10年となりました。これに起因する原発事故で、村民は避難を余儀なくされ、ふるさとを離れての厳しい生活でありました。平成29年3月31日に、帰還困難区域の長泥地区を除き、避難指示解除がなされたものの、帰村者は本年3月1日現在、原発事故前人口の約24%にとどまっております。多くの皆さんが帰村され、一日も早く穏やかな生活に戻れるよう、今まで以上に村民一人一人の復興に向けた取組が大事であります。帰村後の諸課題に対し、議会も行政も一緒になって取り組んでいかなければならないものと思っております。

このような中での令和3年度飯舘村予算審査特別委員会でありますから、村民の健康管理をはじめ、日常生活の安全・安心、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた事業に一層の気を配り、村民が抱えている不安を一つでも払拭しなければならないものと思っております。

お手元の予算書は、令和3年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使われていくのかを示したものであります。

本委員会は、村民の心の復興はもとより、村民生活の安全・安心、さらには福祉の向上につながる予算であるかなど、確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いします。

また、村長をはじめ各課等の長の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実のある審査ができますようご協力をお願いいたします。

それでは、令和3年度予算審査特別委員会に付託されました議案第7号「令和3年度飯舘村一般会計予算」、議案第8号「令和3年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第9号「令和3年度飯舘村簡易水道事業特別会計予算」、議案第10号「令和3年度飯舘村農業集落排水事業特別会計予算」、議案第11号「令和3年度飯舘村介護保険特別会

計予算」、議案第12号「令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日から17日までの3日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の説明順序及び予定時間により、各課等の長に担当する事務及び事業に係る説明を求めます。16日、17日は総括審議とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたしますが、本日の説明及び時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をしていただき、補足資料等の要求時間を取りたいと思います。配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終わられるようご協力願います。

◎休憩の宣告

委員長(相良 弘君) ここで暫時休憩します。

なお、説明員の皆様は一旦退席願います。

(午前9時07分)

◎再開の宣告

委員長(相良 弘君) 再開します。

(午後3時27分)

委員長(相良 弘君) 本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、次回は3月16日午前10時からこの場所にて再開いたします。

(午後3時28分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月15日

予算審査特別委員会委員長 相良 弘

令和3年3月16日

令和3年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

令和3年3月16日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君
	長谷川芳博君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	三瓶真
住民課長	山田敬行	復興対策課長	村山宏行
建設課長	高橋祐一	会計管理者	山田敬行
健康福祉課長	細川亨	産業振興課長	村山宏行
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	農業委員会事務局長	村山宏行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	代表監査委員	高橋賢治

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 石井秀徳 書記 高橋由香 書記 伊藤直美

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を開会します。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました令和3年度飯舘村一般会計並びに特別会計の予算に関わるものであります。

委員の皆様には、村民の福祉向上のため、効果的に財政運営が図られるか否かということに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして委員長の発言許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な運営に努めてまいりますので、特に質問の際は、予算書をはじめ予算説明資料等のページ及び項目を示し、質問の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、新型コロナウイルスの感染対策にも配慮し、会議時間短縮のため、重複した質問は極力されないようにご配慮をお願いいたします。説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは直ちに委員会を開きます。

これから議案第7号から議案第12号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） おはようございます。

令和3年度の予算について質問いたしますが、最初この予算の説明書とか見た中で思ったことは、去年の6月の決算委員会の質問などに対応して大分削るところは削ってきたなど、そういう印象が第一に受けた印象であります。

では、質問に入ります。

まず、資料ナンバー6の3ページ中段辺りに、昨日の説明では行政区長・会長、10万円という説明、これ今年からという説明だったと思うんですが、去年の予算書にも同じ10万円が上がっているんですが、これはどういうことでしょうか。

総務課長（高橋正文君） これは今年からではなくて令和2年度から、令和3年度で2年目ということでございます。説明が悪かったのかもしれませんが。

委員（渡邊 計君） では、その同じページの一番下から2行目、職員研修等講師謝礼ということで、前年度から比べますと、前年度30万円の予算が今回55万8,000円と上がってきているわけですが、これの内容の違いはどういうことで、この25万8,000円の差額が出たのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） これは、例年講師謝礼を取ってございますが、昨年度については主に人事評価制度とか、パワハラ、モラハラ等の研修を予定していましたが、それに加え

て今年度については地域の研修、あと県内の研修ということで、福島県とか浜通りの地区を職員に研修、学んでもらうということで、その講師を予定しているということで、若干増額をさせていただいています。

委員（渡邊 計君） この研修に関しては、何回くらい予定されているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 回数はこれからいろいろな研修によって検討させていただきたいと思いますが、通常は年3回ほどやっておりましたが、今年はその他の研修も増えるということで4回から5回程度になるかなという考えをしております。

委員（渡邊 計君） 回数が増えれば謝礼の回数も増えるということで当たり前なんだけれども、要は去年よりも回数が増えるということでこの差額が出たと理解してよろしいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございます、例年やっていた研修に加えてこの地域を学ぶような研修です。あとは、その他の研修ということで、研修を充実させていきたいということでございます。

委員（渡邊 計君） では次、4ページ、2款1項1目の一般管理に要する経費の中段辺りに、公用バス、村長車、これ自動車損害保険となっておりますが、これ1万6,000円ほど上がっているんですが、前年は4万3,000円上がっているんですね、同じ条件で。この差額は、自動車損害保険とか掛ければ掛けるだけ下がってくるわけですが、割引率が出るわけですが、どういうことで前年とこういう差額が出たのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） この差額については、詳しく把握していなかったんですが、村長車、前はガソリン車のスバルでございましたが、現在トヨタのハイブリッド車を使用しているということで、その辺の差額かなと思いますが、確認をさせていただきたいと思いません。

村長車については、令和2年度に更新させていただきましたので、今年度車検がないということでの差額だということでございます。新しい車にしたものですから、令和3年度については村長車の車検が発生しないということで、その額が減っております。

委員（渡邊 計君） これ、新しい車にしたって、じゃあその新しい車には保険は掛かっていないということですか。新しい車に保険掛けたら、それは出てこなきゃいけないはずですけども。

総務課長（高橋正文君） この自賠責保険については、令和3年度は車検がないということで額が減っているということでもあります。その他の任意保険については、別途掛けているということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、少し説明がおかしいのかなと。スバルでなくてトヨタのハイブリッド車を使うようになったら、そのハイブリッド車の保険はどうなっているんですか。スバルのときはあったけれども、トヨタのハイブリッド車にしたときはなくなったという説明と同じく聞こえるんですが。ハイブリッドのほうの保険も掛かるわけですよね、その辺どうなっているんですか。

総務課長（高橋正文君） 自賠責保険については、取得したときに掛けるということなので、令和2年度に新しい村長車は自賠責保険料はお支払いしているということでもあります。

ですから、来年度は車検がございませんので、自賠責保険は村長車については発生しないので、その差額が減っているということになります。

委員（渡邊 計君） それは、同じ項の一番下の重量税、これも前年と差額が出ているわけですが、これも同じ理由ということで理解してよろしいですね。

総務課長（高橋正文君） 車の経費については、車検の関係だということです。

委員（渡邊 計君） では、今の自動車重量税の一段上に、派遣職員給料等負担金4名分ということで4,000万円ほど上がっていますが、前年は同じ4名で2,900万円だった。この1,100万円の違いは派遣された職員の係長クラスなのか課長クラスなのか部長クラスなのか、そういうことの差でこういうものが出てきているのか、その辺を説明願います。

総務課長（高橋正文君） 前年度、実は補正でもお願いして増額した経緯がございます。当初の積算が、誰が来るのか当初分からないというのもあったのですが、当初予算に上げるものが少なく二千万円だったと。今年度については4名分ということで、職員が異動しても、応援職員の方が変わっても、1人1,000万円あれば共済費等まで対応できるということで、1,000万円掛ける4人で4,000万円を計上させていただいております。

委員（渡邊 計君） では、その次、職員福利厚生事業の中で、職員健康管理業務、それとも一つ、会計年度任用職員健康管理業務、この2点で、職員のほうが99万6,000円、会計年度任用職員のほうが811万円ほど前年より上がっているわけですが、これは職員の数とかそういう理由で上がっているのか説明願います。

総務課長（高橋正文君） これは、職員健康管理業務については互助会に委託してやっております。会計年度については、業者への委託ということでありますが、職員の数が若干増えているということもあると思いますが、見積り等徴収してやっておりますので、その積算で若干上がっているのかなという考えをしております。

もう一回、お答えさせていただきますが、主に互助会の会員が増えているということでございます。なぜかといいますと、任期付職員が増えているということで、通常、以前は職員だけの職員互助会だったんですが、任期付職員の方も全て加入いただいているということで、会員が増えたということでございます。

委員（渡邊 計君） 任期付のほうが増えているということですが、職員のほうもこれ、前年度より約100万円近く上がっているということなので、任期付職員及び正職員、どのくらい的人数が増えたのか、後で結構ですのでお知らせください。

次、5ページの庁舎管理に関する経費、その上から5段目辺りに、庁舎周辺樹木・草刈・景観等施設環境整備業務ということで300万円上がっておりますが、これ去年の予算からすると倍増しているということなんですが、この倍増した内容は、なぜ倍増したのか。

総務課長（高橋正文君） この庁舎周辺の管理業務であります。今は草刈りとか低木の剪定を今年度まではやっておりました。震災前は高い木、大きな木の剪定もやっていたということで、10年間その大きな木の剪定をやってこなかったものですから、松の木や庁舎の前にある大きな木、それについてずっとやっていないということで、令和3年度についてはそれも全て剪定をお願いしたいということで整備するということでございます。

委員（渡邊 計君） これ、委託になっているんですが、草刈り、これらはどんな業者が行くのか、今後の入札でやるのか、それともシルバー人材あたりを利用していくのか、その方向性はどのようになっていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 造園業の業者さん及びシルバーの方もお願いしたことがございますが、見積り等を取って、経費を見ながらあまりかからないように進めてまいりたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 次、7ページ、4款1項2目、ここに新型コロナウイルス感染症対策に関する経費ということで、需用費で1,400万円ほど上がっておりますが、これは拡大防止のための消毒液等の購入ということですが、大ざっぱでよろしいんですが、これらの内訳を説明願います。

総務課長（高橋正文君） この消耗品については、消毒液、ペーパータオル、あとはパーティション等でございますが、今は内訳を持っておりませんので、後でお話しさせていただきます。

委員（渡邊 計君） 口頭の説明だとあれですので、一覧表みたいなのがあればそれで出していただければ。

次に、8ページ、9款1項2目消防団運営に要する経費ということで、その中段辺りに消防行政先進地研修、あるいはまた団長研修会、幹部研修、それから女性消防隊員研修ということで、金額的には少ないんですが、これらの研修はどちらへ行かれる予定なのか、また前年はどこへ行ってきたのか説明願います。

総務課長（高橋正文君） この行き先であります。現在消防団と協議しており、これから行き先は決定していきます。コロナの関係もございますので、どうなるか分かりませんが、これからはなると思います。

あと、本年度については、ほぼコロナ関係で研修等は実施しておりません。

委員（渡邊 計君） 今年度研修していないということですが、これ毎年同じ金額、同じ内容が上がってきているんですよね。ということは、前年度はどこへ行ったか分かりますか。

総務課長（高橋正文君） 調べて、後ほどお答えさせていただきます。

委員（渡邊 計君） では次、9ページ、9款1項3目消防団施設に要する経費、その下から3つ目の備品購入費、これが積載車4台を購入するというので、上飯樋、比曾、関根・松塚、二枚橋・須萱、これは平成12年と平成14年度に入れた車が古くなったので入れ替えるということなんだろうが、去年も4台入れるということになって予算立っているんですが、去年よりも4台分で80万3,000円ほど高くなっている、1台につき20万円ほど上がっていると。これの差額の内容と、ここに今年も比曾と書いてありますが、去年の予算書にも比曾が入っているんですよね。比曾は去年も入れて今年また、来年度でもまた入れるのか。そこの説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） この取得額については、見積りを徴収した取得額での差額だと思います。比曾については、昨年記載があったと、それについては確認させてください。2台買うということはないので、記載の誤りかもしれませんので確認させてください。

委員（渡邊 計君） 記載の誤りということであれば、今年4台、去年4台、これどこか間違っているということなので、その辺ははっきりしていただきたいということと、その下に重量税がありますけれども、村にはポンプ車1台と積載車19台、全部で20行政区の20台あるわけですけれども、この重量税というのは、結局この車のうち全てじゃなく、何台か適用される車の分ということで理解してよろしいでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございまして、令和3年度に車検を迎えるものの重量税ということであります。

委員（渡邊 計君） 去年76万円上がっていて、今年19万3,000円ですが、令和3年度は何台車検を受けられるんですか。

総務課長（高橋正文君） 調べさせていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） 全て調べていただくとなるとなかなか前に進んでいいのかどうか、これちょっと困ってしまうんですが。待っているわけにいけないので質問を進めます。

同じページ、一番下に、総合情報通信ネットワーク負担金、これが80万円ほど上がっておりますが、前年は160万円上がっている。これ半分になった要因は何でしょうか。

総務課長（高橋正文君） このネットワークの負担金でございますが、令和2年度については総合情報通信システムの修繕関係の負担金が80万円ほどあったということで、今回は通常のネットワークの負担金に戻るということでの減額となっております。

委員（渡邊 計君） では次、11ページの枠が4つありますが一番下の2款1項5目、この中に顧問弁護士謝礼、これが330万円ほど上がっていますが、前年度132万円の予算なんです、この200万円の差額がどこから出てきているのか説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） 通常は130万円ほどで顧問弁護士をお願いしておりますが、昨年からは訴訟の案件というものがございまして、その分の増額でございます。

委員（渡邊 計君） 訴訟案件ということですが、それは何件なのか。そしてその内容はどのような内容なのか、説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） 訴訟の案件は1件でございます。内容については、係争中でございますので控えさせていただきます。

委員（渡邊 計君） 係争中だから控えさせていただきます、でも弁護士費用は上げます。これ、我々住民に聞かれたときどう説明すればよろしいんですか。

総務課長（高橋正文君） 詳しい内容は控えさせていただきますが、案件の件名を申し上げますと、土地売買契約の取消等を求める訴訟があるということでございます。

委員（渡邊 計君） 内容を全部説明しろとは言わないですけれども、曖昧なことが住民の中で広がっていく可能性もあると思います。ですから、今現在どういう裁判が進んでいるか、そこまでは聞きません。ただし裁判の題目というんですか、そういうことは村民にはっきり説明すべきことかなと。そうでないと、曖昧なものに対して200万円の予算どうしたのかと、議会何やっているんだと言われかねませんので。この辺はもう一度、我々村民に説明を求められたときにきっちり説明できるように、もう一度答えをお願いします。

総務課長（高橋正文君） 件名を申し上げますと、深谷地区の土地の売買契約の取消を求める

内容でございます。もう少し詳しい内容については、機会を見て全員協議会等でその進捗状況等を説明させていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 同じ枠の、中段より下に、旧小学校の電気料、あと旧小学校の水道及び農集排、要は下水ですね。これらの予算が上がってきているわけですがけれども、これ旧小学校の電気料というと今残っているのは草野小学校だけかなと思うわけですが、この中で194万4,000円。去年の場合は3校残っていたと思うんです、飯樋と白石と、その中で279万6,000円だったんですが、それが今回194万4,000円。それと下水及び水道料はさほど変わっていないんですが、どういうことでこれだけの金額を上げてきたのか、内容の説明をお願いします。

総務課長（高橋正文君） 委員おっしゃるとおり、昨年までは3校分上げて、今年度については草野小学校のみでございます。白石小については、入っていらっしゃる事業者の方に光熱費をお支払いいただいておりますので、草野小学校のみになります。電気料については、おのずと減っていると。水道、農集排につきましても、農集排あるのが草野が主でございますので、水道、農集排については大差ない金額になっております。ただ、電気料についても若干余裕を見て取っておりますので、3分の1とかにはならないということでございます。草野小学校の分というのは確かでございます。

委員（渡邊 計君） この草野小学校、避難中は見守り隊とかそういうところが使用していたわけですが、現在この旧草野小学校、何かに使われているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 現在使っているのは、振興公社の事務所、あとは地域おこし協力隊の方が芸術的なアトリエ等ということで使っている教室が幾つかあると。あとは、大阪大学に教室ごとにお貸ししているのが数教室あるということでございます。

委員（渡邊 計君） 振興公社は常時という形でしようが、そのアトリエとか大学に貸し出している部分というのは、通常じゃなく年間に何日かだと思うんですが、その辺は何日くらいの貸出しになっているんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまの、地域おこし協力隊及び大学等の関連でありませうけれども、地域おこし協力隊につきましては都度都度のイベント等であそこを使用しております。令和2年度につきましては、DIYイベントといたしまして、草野小学校に残された机とか椅子を新たな物として生まれ変わらせるための日曜大工的なイベント、これで2回、あとそのほかに「モノは捕らえよう展」ということで、飯館村が寄附をいただきました雑誌であるとか、しおりあるいは教科書、そういった物を展示しながら、飯館村の今の動きなどを展示した展示会、これが夏の間行われたということでそのときに使っております。あと、そのほかに校内ではないんですが、「山の向こうから展」といたしまして、村外からが主なんですけれども、マルシェ、市場的なものでイベントを開催したいということで、都度開いているということになっております。

あと、大学等につきましては、大阪大学のほうが主に教室を使っているということですが、令和2年度については夏の期間に、こちらのほうに来たときに大体3日間くらいあそこを使用したと記憶しております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。

では次、12ページ、2款1項5目の財産管理に要する経費、そこに旧東北電力サービスセンター等の浄化槽保守点検分ということで23万8,000円ほど上がっているわけですが、これ前年も同じ内容で上がっていて、前年が13万3,000円、これ10万円の差額の内容は何が違って10万円出てきたんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 少し調べさせていただきます。

委員（渡邊 計君） では、1つにおいてその下に村有地草刈り等ということで委託料で村有地管理業務ということで144万6,000円ほど上がっておりますが、前年は283万5,000円上がっていて、来年度予算の倍今年度上がってきていたわけですが、これが半分になった理由というのはなぜこういうことになったのか。あとはこれ、草刈り等に関して延べ人数どのくらいかかっているのか、分かっていたらお知らせください。

総務課長（高橋正文君） 村有地の草刈りについては、村有地は特に減ってはおりませんので、その草刈り業務の範囲は同じでございますが、このような業務については前年度の実績を基に見込みで積算をしております。何人かかっているかというのは把握してはおりませんが、大体、この予算額からすると100人くらいの予算だと思います。

委員（渡邊 計君） 人数的には難しいのかなとは思いますが、前年度はどちらに委託して草刈りを行ったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 場所は、川俣町とか飯野町にも土地がございますので、そういう遠くの草刈りについては業者さん等をお願いしております。近辺については、去年はシルバーさんをお願いしませんでした。だから、村内の業者さん等をお願いしているところでございます。

委員（渡邊 計君） では、それから2つにおいて、旧小学校等の物品等片づけということで、施設環境整備業務ということで150万円ほど上がっているんですが、これは今年度も同じく上がって今年度168万円、来年度150万円ということですが、旧小学校物品等片づけ、これも草野小学校だけが残っているということでしょうか、これ毎年どういう片づけをして、毎年毎年150万円ほどの片づけがあるのか、この内容の説明求めます。

総務課長（高橋正文君） 現在、草野小学校が残っておりますが、隣接している体育館がございます。この体育館に、村の物品等、あとは不要な物、例えば今年ですと子育て支援センターすくすくを解体しましたが、そこにあった要らない物等も草野小学校の体育館に運び入れたということで、毎年あそこを物品の倉庫として使っているところでございます。その関係もございまして、草野小学校の、主に体育館の片づけが毎年発生してくるということでございます。

委員（渡邊 計君） 毎年、そんなにかかるほど、かかってくるのかと。以前ですと、家屋解体及び仮設とかの解体のときに、エアコンの外部機器及び部屋の内部のとかそういう物が大分運ばれたこともあったわけですが、その当時は東電さんも大分協力してくれたりして片づけたわけですが、これ本当に単に片づけだけでこの予算計上なのか。あるいは、この片づけの中で毎年要らない物をより引っ張り出して処分しているのか。そうすると、処分料とかそういうのも入ってくるわけですが、その辺はどうなっ

いるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおりでございますが、以前よりは仮設住宅の電化製品なんか持ってこなくなりましたので量は減っておりますが、例年ある一定程度の物が草野小学校に運び入れられるということでございます。ご質問の、今ほどあったこの金額には処分料も含んでおります。

委員（渡邊 計君） 同じ項目の下から3番目に、複写機及び印刷機8台分ということで126万9,000円ほど上がっているんですが、これ今年度分は9台で67万8,000円なんですが、これ1台減ったのに金額が上がってきたというのはどういうことか、説明を求めます。

総務課長（高橋正文君） この内容については、印刷室にある印刷機が古くなったものですから更新するというので、今までは再リース等で結構安めの金額で使用していたんですが、新規の印刷機を1台入れるということで、この126万9,000円ということでございます。

委員（渡邊 計君） これは、こういう物に関して今まで役場はほとんどリースとかを使ってきたわけですが、今回は何台か買い入れたということですか。

総務課長（高橋正文君） 引き続きリースはリースなんですけれども、新規の機械を入れるということで、リース料が上がるということです。

委員（渡邊 計君） じゃあ、前年より1台減っている中で、何台新しくしたんですか。

総務課長（高橋正文君） 新規更新については1台でございます。この台数が減っているのは、確認させていただきます。

委員（渡邊 計君） これ、1台減っているのに来年度予算倍額になっているんですよね、今年度より。1台新しくするからって、そんなに上がるものですか。

総務課長（高橋正文君） この1台減は、ビレッジハウスの複写機が1台減りました。定住交流係があそこにいたときに1台複写機があったんですが、それが1台減りました。

やはり、金額が増えているのは、再リース等で安くなったものが新規の1台を入れるということで通常の料金に戻るということで、この増額になっているところでございます。

委員（渡邊 計君） 説明に納得がいかないので、その内容を何か一覧にできるんだったら、後で出してください。

次に13ページですが、予備費、これ、去年9月の決算審査特別委員会の際に700万円だった予備費がこんなので足りるのかということで、今回1,500万円まで上げてきたわけですが、私的にはもう少しあってもいいのかなと思っています。いろいろな災害、コロナ等、今まで予期せぬことが増えていきますので、もう少しあってもいいんじゃないかなと思うんですが、これから増やしていく意向があるのか。それとも、このまま1,500万円のまましばらくいくのか。その辺はどうなっていますか。

総務課長（高橋正文君） 予備費についてでございますが、飯舘村についてはずっと700万円です。やってきたという経緯がございます。内部の管理の状況を申し上げますと、予備費の充当というのは、予定外の支出に充てるということで、今までかなり管理を厳しくして、予備費はなかなか充当しないという方針でやってきております。ただ、議会からもお話がございましたので、今年度については800万円ほど増やして1,500万円にさせていただきます。

いております。今後どうなんだということではありますが、その辺は予算規模を見ながら、検討させていただきたいと思います。例えば、また予算の規模が200億円に膨らむとかという場合は、またご相談させていただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） この700万円というのは、当時村の予算が40億円から45億円という範囲で700万円くらいだったと。ここ数年、100億円を超えている、また来年にしても100億円前後くらいなのかなと思われるわけです。金額というよりもパーセンテージを決めて、そのほうが、予算規模が動くことによってパーセンテージで動くという形でやっていったほうが、今後よろしいのかなと私は思うわけですが、その辺村長、いかがでしょう。今後検討に値することと思われるんですが、村長の意見はいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問いただいたとおり、予備費については総額予算の中での割合というものを今までも勘案しながら決めてきたという部分がありますので、先ほど総務課長が答弁したとおり検討させていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 金額的じゃなくて、パーセンテージでいったほうがいいと思うので、そのところをよろしく、きっちりとお話しさせていただきたい。

では、次14ページ、2款1項6目、ドッグランのオープンイベント、これは時期的にいつ頃になる予定でしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ドッグランオープンの時期ではありますが、ただいま最後の工程の部分、特に張り芝等を行っているところであります、こちらの芝の状況を見ながらとは思っておりますが、今のところ早ければ6月、遅くても夏の道の駅のオープニングに合わせてと思っておりますが、芝の状況を見ながら、もう少し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 芝が落ち着かないとね、犬はよく掘り起こすものですから、簡単にまた傷ついてしまうということもあるので、その辺は芝との調整になるかと思うんですが、できるだけ早く。これ、結構人を呼べるんじゃないかなと思うので、よく検討していただきたいということと、このドッグラン、これは有料なのか無料なのか、その辺はどうなっていますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） ドッグラン、有料か無料かということではありますが、現在有料の方向で、料金等も併せて検討させていただいております。

先ほど、渡邊委員からご質問のありました件で、何点かございました、お答えさせていただきたいと思います。

まず、健康管理業務の会員の数については、正職員で73名、任期付職員も合わせると113名の健康管理業務ということでございます。

あとは、旧東北電力の関連の浄化槽の10万円アップした件ですが、これは旧白石小学校の浄化槽を新たに使用を再開したということで、9万円掛ける税のアップということで約10万円アップしました。旧白石小学校に業者さんが入ったことによって、浄化槽の点検業務が再開したということでございます。

あとは、ポンプ車の導入が比曽が2回出てくるということではありますが、令和2年度、

実は比曾を当初予定していましたが、よく稼働する役場のポンプ車を先に更新させていただいたということで、比曾は令和3年度に送ったということでございます。

あと、車検の台数であります。今年度車検を迎える消防関係が5台でございます。以上でございます。

委員（渡邊 計君） 今、総務課長の説明の中で、職員健康管理が73名から113名に増えたので上がったということですが、これ、この予算書の中で職員健康管理業務と別に会計年度任用職員の健康管理業務も上がっているんですよ。これ、73名から113名に上がったって、正職員そんなに増えたということですか。

総務課長（高橋正文君） この内訳は、正職員プラス任期付職員が40名、正職員と任期付職員の健康管理業務です。下の会計年度職員というのは、以前の臨時職員と嘱託職員分を170万円で健康管理を行っているということです。互助会に加入しているのは、正職員と任期付職員の113名ということでございます。

委員（渡邊 計君） ということは、ではその下の会計年度職員のほうも倍額になっているわけですが、それがなぜ倍額になったのか。そこも説明していただかないと。

総務課長（高橋正文君） これは人数でよろしいですか、確認します。

委員（渡邊 計君） 先ほど、東北電力のその浄化槽保守点検、白石小学校が使わなくなったということですが、令和2年度も同じ3件分で上がっているわけですよ。今年度も同じ3件分で上がってきて、それで10万円近く違ったというのは、その白石小学校の浄化槽の分の絡みだけということですか。

総務課長（高橋正文君） この令和2年度の3件上がっている内訳が、旧東北電力のところと白石小学校、あと大火の医師住宅で3件あったんですが、しばらく白石小学校は使っていなかったということで、令和2年度については清掃をやっていないということでございます。

委員（渡邊 計君） 質問に戻ります。飯舘村第6次総合振興計画推進関係旅費ということで50万6,000円ほど上がっていますが、この研修はどちらへ行くという予定なんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） この研修の行き先でございますが、これは来年度、この6次総に関しまして幾つかの検討会議を行う組織を立ち上げて、重点事業を協議していくことを予定しております。その中で、それぞれの委員の中から行きたいところが出てくればその場所に向かって研修をするという費用でございます。予算としましては、1人当たり村の規定に基づく単価に、1回当たり7人程度ということで、それを2回見込むという予算規模になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） ある程度予算は必要なんではしょうけれども、研修先が遠くなればそれに伴って費用もかかってきます。本当に村のためになるような研修であれば、後で補正で上げて、遠くに行く場合そういうことも必要になってくるかと思うんですが、予算に縛られないような研修をしていただきたいなど、このように思うわけでありまして。

次、15ページの2款1項6目、企画費全般に要する経費、これの一番下に、ふるさとの担い手わくわく補助金、これ400万円ほど上がっているわけですが、補助上限が100万円

で4団体、これは対象者公募となっておりますが、この対象者に関する内訳、対象者はどのような団体が対象になるか、この辺を説明願います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） このふるさとへの担い手わくわく補助金は令和3年度の新規事業でございます。私どものほうで考えている案といたしまして、本日追加で出ささせていただきました資料の中の4ページの部分をご覧くださいと思います。

これは、その前の追加資料要求に対して関連があるので別途つけたものでございますが、今ほどのご質問の対象がどのような方なのかということでもありますけれども、この一番上の概要のところには括弧書きで書いてあるように、基本的には行政区以外の団体ということで考えております。行政区につきましては、別途補助金を用意したいと考えておりますので、行政区の枠に縛られないといえますか、やる気のある村民がつくる、有志の村民がつくる団体に対して補助をしたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これは、行政区団体以外の方が対象ということではありますが、これは行政区以外の対象ということになると、グループというのはどういうグループになってくるのかってちょっと把握し切れないんですが、その辺は、普通は行政区で話して、行政区の仲間が集まってというのが一番動きやすいのかと思われるわけですが、この行政区以外の団体ということになった場合に、どの辺まで範囲が広がっていくのか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 行政区以外の団体になった場合にどの辺りまで範囲が広がってくるのかというご質問でございます。この事業創設に当たりましての考え方といたしまして、今委員からありましたように、通常飯館村の様々な取組というものは行政区を1つの単位としてその中で行われるというのが最も多いといえますか、やられているわけでもありますけれども、一方でやっぱりなかなか行政区でということになりますと、行政区の予算を使って行政区の方々の了解をもらって、そういう中で使うということになってまいります。そうしますと、その行政区で執り行うということではない、例えばある程度広域の中で村民たちが集まってつくる団体であるとか、何か1つの目的に向かって村内の各所から集まってつくる団体であるとか、そういった方々が何かのにぎわいづくりであったり、地域課題解決のためのそういった催し、取組を行うときに、そういうものに使える補助金というものをぜひ欲しいというような声もありまして、そういった観点からこの補助金を創設するというので今考えているわけでもあります。したがって、行政区以外の団体ということになりますと、基本的には村民ということにはなるんですけれども、行政区枠ということで考えますとなかなか活動が難しいといえますか、そういうところを焦点としまして補助対象としたいということでもあります。ですから、よく任意で、いろいろな地域の習い事だったり、あるいは地域資源を生かした交流事業だったりをやっている団体がありますけれども、そういう広域的な広がりがあるような活動を目指している団体ということで今考えているところではあります。

なお、今回ここに示しておりますとおり、詳細については今案でございますので、補助対象につきましてはまたこれから細かい部分は詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（渡邊 計君）　ということは、行政区以外の団体というと、例えば商工会青年部が何か商業関係でやりたいとか、あるいは飯館高校のOBの人たちが集まって何かやろうとか、あるいは農協の青年部、そういう人たちがやろうということが対象になりやすいとか、なるということですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君）　まさに、委員おっしゃったようにそういう形で、既に既存で活動されている団体はもちろん対象になるかと考えております。ただ一方、あわせて、この資料に示しておりますとおり、こんな事業に取り組んでいただく場合というような例もございますので、そういうものと一緒に併せまして、その辺りの団体の採択といたしますか、採用というものが今後されていくのかなと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君）　次、16ページ、ここに飯館までいな復興組合と、深谷地区ソーラー合同会社の寄附金、それと今のクロス発電の配当金ということが上がってきているわけですが、これらはこれまでも、20年先くらいまでの、要は予定がこれくらいになるであろうということで、何度か試算表みたいなのを示されたわけですが、これらの配当、特にこれ自然相手の発電ですので、なかなか難しいところもあるかと思われませんが、これまでのこれらの配当金、あるいは寄附金等、その推定されたものに近い形で出ているのか、その辺はいかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君）　これまでの推定に近い形でされているのかどうかということでございます。実績といたしまして、追加資料の中の5ページの部分に、出資がされています各会社からの実績等を提出しているところであります。これまでの実績のところ、右下の枠外になるんですけども、ご覧いただきますと2億1,600万円ということで実績が入っております。この、いいいて深谷地区ソーラーという部分につきましては寄附金という形で、そもそもこの制度といいますか施設を整備するために使ったその補助金の制度上、毎年頂いた交付金の何割、幾らを、この中に入れなさいということでありますから、ここはもうそのまま実績どおり、その補助額でずっと入っております。そのほかの、左側の2つ目のいいいてまでいな復興株式会社、一番左のいいいてまでいな再エネ発電株式会社につきましては、当初予定よりも多く入っている状況であります。詳しく、見込みと比較して多く入っているのかというのは、ただいま資料を持ち合わせておりませんが、当初の見込みを大分固く見込んでおりますので、この辺りの実績ですと当初の見込みよりは多く入ってきている状況でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君）　風がある程度吹いていれば、風車も回るわけです。冬は風が強いですが、夏になると風が弱くなってくるといふこともありますので、風車はまだ動き始めて半年程度ということで、この先1年間の様子を見ないとまだはっきり分からないだろうと思いますけれども、その辺、今後の状況を見た中でまた来年度あたりにどうなってくるのかきちっと確認できるような資料をつくっていただきたい。

そしてその次、帰還困難区域復興整備事業に特定復興再生拠点エリア内の除草ということで120万円ほど上がっていますが、前年277万円上がっているわけですが、これは面積

が減ったのか、あるいは実績によって半額以下の金額になってきたのか、その辺はどうなっているでしょう。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 帰還困難整備事業の中の特定復興再生拠点エリア内の除草等の額が昨年よりも減っているということではありますが、これは今、もともと長泥の集会所があったところを中心に、いろいろと造成の事業が進んでいるところでございまして、先頃はその中にありました樹木の伐採等の工事が行われたところでございます。今、その工事のほうは若干繰越し等もありまして、この後まだ令和3年度の部分についても事業者管理によってここの部分を管理する期間というのがあります。新規事業のものも含めてですけれども、それが終わってから村で次の集会所を建設するまでの間の除草管理、あるいは維持管理ということをやっていくこととなりますので、まるきり1年間除草等の管理をしなくてもいいのではないかという見込みでいるものですから、このような金額になっております。

委員（渡邊 計君） では次、19ページ、2款1項11目情報通信基盤整備事業ということで、地デジの放送再送信サーバー用UPS購入費等2台ということになっていますが、この地デジ、震災前配線とかが終わったんですが、放送が始まる前に震災になったということで、震災後再補修をしているわけですが、現在この地デジ契約して見ている方、契約者数はどのくらいいらっしゃるんですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 地デジの契約者数でございしますが、昨年度までで706件でございまして。それに令和2年度に14件で、今年度の工事が終われば720件の加入者となる見込みでございまして。

以上です。

委員（渡邊 計君） 次、22ページ、2款1項9目、交通安全対策事業の工事請負費でカーブミラー及びガードレール、区画線等の整備ということで80万円ほど上がっているわけですが、例年、予算書にずっと80万円が続いているわけですがけれども、令和2年度はどのような実績になっているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 交通安全施設設置工事ではありますが、令和2年度につきましては区画線を今やっております、工事中であります。今後、行政区の要望等に応じまして、カーブミラーとかガードレール等要望を聞きながら、この予算の80万円というのは、歳入として交通安全交付金が震災前は100万円以上あったんですが、今は70万円程度ということで、それらに応じた予算規模ということで、例年80万円程度で計上しております。

以上です。

委員（渡邊 計君） その下、2款1項10目、前年度予算書には、ここに運転免許自主返納者対策事業ということがあったわけですが、今年度はないと。これ、削減した理由は何でしょうか。

住民課長（山田敬行君） 今、ご質問のありました運転免許自主返納に対する支援事業は、令和2年度に創設しました。この事業は当初、3年間の事業ということで広報お知らせ版等に出しましたが、問合せは5件程度あったんですけれども、今まで支援した実績がゼロということ、それから新型コロナウイルスもあるのか免許証を返納した人が年間、村

出身の方で9件ということで、かなり少ない実績です。免許証を返納するときには基本的に自分で免許センターに行くということ、また、なかなかコロナで行きにくい状況にもある、そういったことを総合的に勘案して、村の人であれば生活支援ワゴンに乗っていただくとか、福島市であれば75歳以上の無料のバスに乗っていただくとか、そういったことを総合的に勘案して来年度予算計上なしとした次第であります。

委員（渡邊 計君） 3年の継続事業で始めたのが1年で終わる。これ、コロナで、本来であるならば4月、5月に村民に知らせてそこから始まるわけですが、実際コロナでこの周知をしたのが12月頃かと思われませんが、3か月4か月やっただ中で申込者がいなかったから事業をやめる。これ、おかしくないですか。3年間やる事業の中で短期の中で申込者がいなかったからやめる。そして、以前これ説明あったときに、福島市などでは75歳以上が市内バス、市内に関してはただで乗れるというチケットを避難者の方も頂いているわけですが、これ福島市だけです。伊達市、南相馬市、相馬市、ここにも避難者行っている中で、伊達市や南相馬市じゃ市内循環バスとかそういう市内バスに乗るチケットは頂いていないわけですよ、福島市だけなんですよ。それを一くりにして考えて、3年計画を実際僅か3か月しかやっていない、それで切るというのはいかなものか。そして、対象者は村内に帰ってきている人だけと、一番最初はそうでしたよね。

でも、今免許証を返している人たちというのは、我々の時代と違って、免許証を持って自動車を持つということがステータスだったわけですよ。そういう人たちが免許証を返す。免許証を返した場合、返還した場合に誰が一番迷惑を被るかというとその人の息子や孫です。返納した人たちが、あそこへ行きたいから送ってくれ、ここ行きたいから送ってくれと、それは子供であるし孫であるからやらなきゃいけないとなるわけです。しかしながら、この支援制度の中で内容としてタクシー、バス、路線バスの回数券、それからラクターの補助ということで村内だけ対象ですが、私は逆に、飯舘村内のガソリンスタンドや道の駅で使えるようなクーポン、親に頼まれて運転した帰りに息子さんやお孫さんが使えるような、そういうことでやっていただきたいと思っていたわけですが、これ、申込者が少ないから3か月で終わったと。そもそも、3か年計画じゃないですか、おかしくないですか。

総務課長（高橋正文君） 委員のおっしゃるとおり、免許返納者の足の確保というのは非常に重要なことだと認識しております。この事業、当初予算には載せられなかったんですが、今後補正等の対応も考えていきたいと思っております。その対象者も含めて、やっぱり実績がないということで、こちらの事業の組立てがうまくいっていなかったということも考えられますので、もう一回担当課のほうで事業の組立てを見直して、その対象者も含めて、できるだけ早い時期に返納者の足の確保の事業について組立てを再度させていただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） これ、いろいろなところを調べますと、やっぱり出ているのが地域内で使えるようなクーポン券とかそういう物が多いわけで、このことに関して一般質問をやった中でようやくつくっていただいたなと思っていただのに載ってこない。でも、今総務課長から今後話をしたいということですが、検討するということでしょうか、や

るための検討なのかやらないための検討なのか、どちらですか。

総務課長（高橋正文君） もちろん実施を前提に再度検討させていただき、対象者も含めて検討させていただきます。

委員（渡邊 計君） これ、早急に、できるだけ早く上げていただきたい。遅くとも6月の定例会までには上げていただきたい事業であると思うわけですが、それ以前の臨時会等に上げることも含め、前向きにしっかりと検討していただきたい。

次に、23ページ、生活支援ワゴン運行事業ということで、今買物あるいは病院、そして公共施設や金融機関の足の確保ということで、月曜日から金曜日まで毎日、今2台で動いていると思うんですが、その運行状況について、利用人数は増えてきていると思うんですが、その辺はどうでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴンは令和2年4月から走っておりまして、車種でいきますとノアという車がメインに走ります。それより多い場合はバスを使うということでありまして、令和2年4月から令和3年2月末現在で月167人が平均人数であります。うち、買物が月32人ということでありまして、週2回走っていますから、1日4人程度買物に利用しているという状況であります。

委員（渡邊 計君） 交通手段を持たないお年寄りたち多いので、今このワゴンを運転している運転手さんに話を聞くと、昇口、あるいは玄関横づけで、荷物の降ろしまで手伝っているようです。非常にいいことだなと思う反面、ただ、どんどんお年寄りが増えていく中で、今2台で運行しているものが足りなくなってくる可能性があるのではないかと。これに対して、先の見通しとして車1台くらいを増やすのか、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） この事業は国の補助事業で、10分の10補助となっております、1台このノアという車をリースしております。ですので、今後それを増やすことができるかは、別途、国とも協議が必要だと思っておりますが、今のところ社会福祉協議会に委託しており、社会福祉協議会の車も追加でカバーしていくということで、もし利用が増えた場合にはそのように対応していきたいということです。新たに台数の追加となると、年度間の計画の中で国との調整が必要かなと考えております。

委員（渡邊 計君） 次に、26ページの4款2項1目、不法投棄対策事業でどういう物が不法投棄されているのかということで、不法投棄の量を追加資料で出していただいたわけですが、前年のとき出してもらったときも、不燃ごみが137件、そして粗大ごみが20件ということで上がってきているわけですが、この不法投棄、ある程度場所は限られていると思うんですね。それに対して、防犯カメラなどもつける対策を取っているわけですが、この不法投棄されている場所は何か所くらいで、その対策のためにリースしたカメラは何か所くらいに設置されるのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 追加資料の10ページ、不法投棄の回収量ということでつけさせていただきましたが、多い場所と申しますと大倉地区とか、小宮地区、あと宮内行政区の一部にもタイヤがありました、多いところはそういった地区であり、人通りが少ないところに捨てられている状況であります。ですので、カメラにつきましては、そういった

状況を見ながら、全ての箇所につけられるかどうかは予算の範囲内にありますので、ある程度頻繁に捨てられているようなところに絞ってカメラを設置して、捨てた方を特定していきたいと考えております。

総務課長（高橋正文君） 先ほど、渡邊委員から資料の請求がございましたコロナウイルス感染症の消耗品の1,400万円の内訳書の資料の配付をさせていただきます。

委員（渡邊 計君） 今、不法投棄の件ですけれども、これって本来は犯罪なんですよ。結局これが果たして村内の人か、村外の人が投げているのかは分からないわけですが、少なくとも犯罪であるという周知をしていく必要もあると思います。こういうことを広報お知らせ版、あるいはB4判くらいの小さい紙で不法投棄は犯罪で、罰金は幾ら、そういう犯罪に当たりますよという周知もしていかないと、いつまでもいたちごっこになるのかなと思うので、その周知とかは考えていらっしゃるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 必要に応じてといいますか、周知といいますとお知らせ版は村民の方が対象と思いますが、現場に看板を設置するとかそういったことで対応できればと思います。ただ、犯罪ということであれば、今回はタイヤが78本捨てられてあったんですけれども、かなり大量ということで警察に相談しまして、捜査といいますか防犯カメラの分析もお願いするというので検討し、やっております。

委員（渡邊 計君） これタイヤ78本が1か所に投げられていたと、今聞いてびっくりしたわけですが、その辺は今警察と対応しているということなので、ぜひしっかりやっていただきたい。これ、まとまった数でなければ、そんな数でもなくなってくるのかなと思いますので。あとは、洗濯機や冷蔵庫なんかは今捨てるのにも金がかかると、そういうことで投げている人もいるのかなと思いますけれども、年々減らしていく方向でやっていただきたい。

それと、今コロナウイルスの購入物品一覧を頂いたんですけれども、以前と違って今大分マスクや消毒液は手に入るようになって、平常的なものに戻ってきているわけですが、今後買う品物、これはどこに保管しておくようになるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 現在のところ、買った物は役場庁舎に保管してございますが、新年度は旧飯樋小学校、防災センターが竣工すれば、基本はそちらのほうの備品庫に収めたいと思います。

委員（渡邊 計君） 次、29ページ、2款2項2目、県外臨戸徴収旅費ということで8万1,000円上がっているわけですが、結局納めないでいる人がいて、結構な金額だったんですが、ここ二、三年で大分減らしてきているということで、この8万1,000円で県外臨戸徴収旅費については何件くらいで、徴収金額はどのくらいになっているのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） こちらについては、追加資料の15ページの2番目に賦課徴収費における旅費の積算ということで8万1,000円、こちらにつきましては、どこどこに行くという決まったものではなくて、県外に徴収に行くということになった場合に、対応できるように、2人体制を想定して日当、宿泊料、新幹線代等計上して8万1,000円としております。今この現段階では具体的な場所は決まっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 未徴収の金額はどのくらいあるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 同じく15ページのところの一番目に、今年度の繰越額の状況ということでありまして、収納額620万円ほどありましたが、そのうち400万円ほど残っているということで、これが繰越しとなり、過年度分の徴収額は400万円ほどで、実人数34人です。

委員（渡邊 計君） 以前にもお話ししたと思うんですが、納めない人というのはお金があつて納めない人と、本当に納め切れない人というわけですが、これらに対してはしっかりと督促や通知をしていくべきでありますし、こういう公共の税金の年14.8%、これ単に14.8%で考えますと本当に少ないかと、そんなに増えないんだろという頭の人が多いかと思う。ただこれ、5年間で倍額になるんですよ。だから、5年間ほっておくと、例えば100万円納めなかったら200万円になっちゃう。そういうところの知識とか見識が、この納めない人たちの中にはないんじゃないかなと。今の金額、あと5年たつと倍額になりますよと、そういうことを周知して、そしてどんどん督促や通知をしていかないと、いつまでも未収金が発生してしまいます。

そしてあと、同じ絡みでいきますと、村営住宅の家賃未収、これも去年あったときに98か月分とか、60か月分、あるいは38か月くらいだったかな、この3つが大きいということで、これらもどんどん徴収をかけていって、その中でどうしても徴収し切れないもの、あるいは本人死亡したものと、そういうものに関してずっと残っていると台帳にもずっと残ったままなんです。この辺を何らかの形で、そういう完璧に徴収ができなくなったものを、一般会社だと削って減額するわけですが、公共に関して難しいのかなというのはあるかと思うんです。その辺消せるものは消して減らしていくという考えはできるのか、あるいはやる意向にあるのか、その辺はどうでしょう。

総務課長（高橋正文君） どうしても徴収不可能なもの、不納欠損の件については、庁内で関係部署を集めて滞納対策会議というものを定期的に開いております。その中で、現在この34名ほどおりますが、個別にその方の担税能力等を調査しております。資産があつて納めないというのはこれはもちろん徴収しなければいけないのでありますが、どうしてもその方の経済状況とか、親戚とか財産とかを見てですね、あとは行方不明とか、その辺はその会議でも検討して、どうしても駄目だというのはなるべく早く不納欠損するなり処理して、収納できるものについては今まで以上に収納の努力をしていきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） ぜひ、これらの未徴収金減らしていただきたいなと思うところであります。

次、31ページ、これの口座振替推進事業に要する経費の中で、振替に新たに申し込んでくれた人に道の駅の商品券等を、今の案では2,000円ということで検討しているみたいですが、この商品券というのがプレミアム商品券になるのか、あるいは役場独自でつくった商品券になるのか。それと、その商品券の使用期限を設けるのか。その辺はいかがでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 予算説明資料の31ページの、口座振替推進事業のご質問であります。

今のところ、までい館道の駅で使える商品券2,000円ということで、これは道の駅が発行しているものになるのかなと思います。期間につきましては、キャンペーン期間を1年間ずっとやるのか、3か月間やるのか、その辺の兼ね合いもありますが、期間については今の段階では決めておりません。道の駅と調整して決めていきたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 申込期間もまだ決まっていないということですが、例えば申込期間いっぱいいっぱい申し込んで、その券の使用期間も、例えば申込期間が来年3月いっぱいですよと、商品券も来年3月いっぱいしか使えないとなると大変なので、その辺の整合性というか、商品券の使用期限を、申込期間終わった後どのくらいに延ばすのか、あるいは半永久的に使えるのか。それと、人数的な問題もありますでしょうが、コピーなんかでの偽造ですね、模写して偽造できないような、そういう対策を取っていただかないと、今のコピー機本当に、お札も裏表うまくやると本当にそっくりにできますので、その辺をどのように検討しているのか伺います。

住民課長（山田敬行君） 券の使える期間につきましては、その期間からどれくらいというのを、道の駅等も踏まえながら、適切に期間を設定していきたいと考えております。

偽造防止につきましては、恐らく道の駅の代表といいますか、称号の印を押すと思うんですけども、偽造ができにくいような用紙とか、その辺は考えておりませんが、偽造にならないような取組といっても限界があるわけです。基本的には道の駅が発行するものを、こちらは予算を使って登録された方に送るということを考えております。

委員（渡邊 計君） 今のプレミアム商品券みたいに通し番号をつければ、同じ番号が重複したということになれば偽物だということが出てくるわけなので、そういうところも検討していただきたいなど。

次に、34ページ、4款1項4目、在宅ケア報償ということで50万円ほど上がっております。昨日説明があったんですが、新しい事業だということで、これは医療機関で村内の診療というところとあずま脳神経外科でありますけれども、これはあずま脳神経外科に限らずやるということなのか。あと、この50万円というのは、この医師に対しての報償が何日分、何人分なのか、その辺お伺いします。

健康福祉課長（細川 亨君） まず、質問の第1点であります。これは秀公会なのか、そのほかの医療機関なのかということですが、こちら特段どこの病院ということでは限っておりませんので、来ていただける医師に対して報償を払っていくということでございます。

もう一点については、報償の額についてであります。こちらは、昨日説明したようにこれからモデルをつくっていくために、ある程度医師との交渉というのが必要になってくると思いますので、いろいろな医師の先生方にいろいろな話を聞きながら、どうしたら村に往診に来ていただけるのか、いろいろ今年度当たっていきいたいなど思っておりますので、こちらのほうは額についてはいまだ検討中ということで答弁に代えさせていただきます。

委員（渡邊 計君） 昔、飯舘村に医者がいたときには、村内往診していただいた人がいっぱいいたわけですが、医療費の医療点数の中に、往診した場合は医療点数というも

のが加算されるのではないかと思います、そのほかにこの医療費報酬を払うのかということになるとやっぱり、今後の話合いでしょうが、原町から来る、川俣から来る、福島から来るにしても距離で決めていくのか、同じ報酬でやっていくのか、それとあと診察内容で変わってくるのか、その辺はどのような方向性で考えているのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今、村の現状は元気な高齢者がほとんど戻ってきているということであり、今後、この高齢者たちがどんどん医療を必要になってくるのが大いに想定されますので、その将来のためにも、今からこういう準備をしていかななくてはならないということに取り組んでおるんですが、診療報酬は当然ながら往診の場合は医者に入ります。そのほかの部分で、医者がやっぱり遠隔地、飯舘に来ていただけるような報償というのはどういう体制が今後望まれるのか、我々しっかりこういうところを聞き取りしながら、いかに往診して、行く行くは村で、最後まで村で過ごしたいという方に先生がついてくれるような、そういう体制が構築できないのかということ、今回の新規事業として何とかモデルをつくっていききたいなということをご了解いただければと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） ということになりますと、今、介護でデイサービス、これ外部のデイサービスを利用して、要は1回につき2,000円ですか、そういうものを出していますけれども、そういうような形をつくっていくのかなと、簡単に言えばそうなのかなと思ってるわけですが、そのような形で理解しておいてよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 例えとすればそういう形になるかもしれませんが、今来ていただいている訪問介護という部分と、デイサービスでこちらから送っていく部分のがあります。こちらは、介護のほうでありますので、施設サービスなり在宅サービスという部分で考えられますが、医者のほうはなかなかそうもいきませんので、方向性は全く似たような形なんです、これからしっかりとそのシステムを構築していくということで令和3年度はやっていきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 次、35ページの一番下に、保健指導業務ということで、県北地域の避難継続者への保健指導の業務を委託して行うということで159万2,000円ほど上がっていますが、これの委託先というのは個人になるのか、あるいは団体、法人的なものになるのか、その方向性はいかがになっているのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） こちらについては個人業務を考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、個人ということですが、この金額を見ると恐らく1人くらいなのかなと思われるわけですが、人数は1人ということではよろしいですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 保健師という免許を持っていないとなかなか探すのが難しいものでありますので、人数は1人です。1週間フルにというわけにもいきませんので、週に2日ほど頼めればいいのかということ、そういう人を今探している最中があります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 次に、45ページのガンマカメラ測定業務について、来年度予算が516万6,000円、前年度が369万4,000円で、150万円ほど増額しているわけですが、これの増額になった理由は件数が増えたとかそういうことなのか、どういうことなのでしょう。

産業振興課長（村山宏行君） ガンマカメラ測定業務についてのご質問であります。ご存じのようにガンマカメラは除染が終わった各地の線量を可視化するというところでございまして、昨年対象は長泥地区のみです。長泥地区の除染が終わったところ、そこをガンマカメラで測定ということだったんですが、大分実施できなかったところがありまして、今年度はその未実施のところを行うというところでございまして、件数が増えております。ちなみに、来年度予定します件数は55件を想定をしております。

委員（渡邊 計君） 今回、516万円で55件ということは、前年が369万円ということは約37件くらいかなということですが、令和2年度は何件あったのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 令和2年度の実績については、調べて後で報告させていただきます。ただ、令和2年度除染済のうち残ったものが21件、それから令和3年度に新たに除染が済んで追加になる分が34件ということでの想定でございました。

委員（渡邊 計君） 次にその下、6款1項2目、村外農地等への訪問ということで100万円ほど上がって、昨日何か所かはお話しいただいたんですが、令和2年度は55万1,000円だったんですね。それで、その中で今回約倍増近くなったということが、この令和2年度コロナ騒ぎがあって行けなかったのが令和3年度に繰り越して増額したのか、その辺はどういうことでこの倍額近くになっているのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 訪問先ですけれども、追加資料の16ページ中段に記入させていただきました。村外営農地への訪問箇所一覧ということで4か所ほど載せてございます。もともと被災地域農業復興総合支援事業、村が事業主体になりまして100%の村外で営農再開される、あるいは継続される方の支援を行うということで、機械は村所有でありますので、支援した施設を1年に一度は必ず確認することとなっております。昨年は、ご指摘のようにコロナで、訪問すべきところが行けておりませんでしたので、今年度はしっかりとその分確認をしております。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前 11時53分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（相良 弘君） これより質疑を許します。

産業振興課長（村山宏行君） 午前中、渡邊 計委員から質問がございましたガンマカメラ、令和2年度の実績でございますが26件でございます。

それと、午前中同じく質問がありました45ページの農政の旅費ですが、答弁では北海道をはじめ被災地域農業復興総合支援事業の確認ということでお話ししたわけですが、来年度の場合はこれに加えて土地利用型の作物の調査であるとか、新しく6次産業

化を目指す上でキーになるような品目ということで、そういった事例も研修するという
ことでこの分旅費のほうが増えてございます。村外への被災地域農業分については昨年
も55万1,000円ということでしたので、こちらの内容については変更ございませ
ん。

委員（渡邊 計君） あと二、三点で終わりますので。

次、46ページ、生きがい農業ステップアップ事業ということで、これ野菜の場合2分の
1、インゲンが3分の2という補助らしいんですけども、これなぜ野菜が2分の1で
インゲンが3分の2の補助なのか、その違いについて説明を求めます。

産業振興課長（村山宏行君） 来年度事業ということで、生きがい農業ステップアップ事業と
いうのを新しく設けさせていただく予定です。こちらにつきましては、いわゆる「生き
がい農業」に取り組んだ方、350件ほどいらっしゃるわけですけども、「なりわい農
業」、いわゆる4分の3事業を活用して大きくやられた方というのは50件と、なかなか
この開きがあるということで、その間を埋めるものでございます。

ご質問の、なぜインゲンだけ高いのかということですが、まず震災前に村の野菜を象徴
するものということでインゲンについては品質が非常に高い、他の地域ではまねができ
ないというところで、東京の市場でも別枠で高く評価されていたという経過がございま
す。それで、まずインゲン、今市場出荷がほとんどないということもありまして、僅か
4件ほどということになってございます。かつての飯舘の産地、そういったことをも
う一度復活できないかということで、こちらについてまずは3分の2、若干補助を上乗
せして、産地づくりにつなげたいということでございます。

野菜については2分の1補助ということで、上限20万円の事業を予定しているところ
でございます。

委員（渡邊 計君） 震災前人気があって、今現在作っている人がいないというお答えですが、
飯舘の場合は高冷地であるので高原野菜、例えば以前は青首大根、それからレタスとか
も評判がよかったんですが、インゲン一つにかかわらずもう少し種類を増やすべきかな
と思うんですが、その辺を今後検討していただきたい。

それと、ふるさと再生推進事業、これは深谷の道の駅の反対側の田んぼの中に花を植え
る事業だと思うんですけども、ここ2年くらいぱっとしないというか、私が見た状況
の中では、うまくいっていないわけでありましてけれども、その辺を行政側はどのよう
に捉えていて、来年度うまく成功していただきたいと思うんですが、来年度はどんなもの
を植える計画でいるのかお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） 深谷南手農地の件、ご指摘のとおりでございます。村としても、
初年度はヒマワリで非常にうまくいって、10ヘクタールの広大なところが黄色い花一面
になってすごくよかったわけですけども、それ以降どうしても、水の影響でしょうか、
なかなかうまくいかなかったという経過がございまして。また、令和2年度については道
路拡張工事が入ってしまいましたので、なかなか手が届かなかったというところがござ
いました。

次年度ですけども、道の駅の正面のところ盛土をしていますので、あちらについては

再度深耕をかけてきちんとした上で、新たにコスモスやソバ等を植えたいということで考えております。農地の下の部分なんですけれども、一度水稻の形を取ってはどうかとも考えております。村のライスセンターができたということもございますし、まずはしっかり作物が作れているという状況を通っている方々にご覧いただくのが先決ではないかということも含めて検討してまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 3年続けて失敗しないように。あと、今後継続するようであれば、今お話ししていたコスモスとか、自然に種が落ちて次の年も投げておいても出てくるような、そういうのもいいのかなと。それと今、水稻の話も出ましたが、あまり水がたまらないところであれば、トウモロコシなんかも面白いのかなと思っているんですが、その辺いろいろ検討していただきたいなと思います。

それと、今回最後になります。52ページ、きこりの管理運営業務、これ委託事業できこりのほうに今年度5,800万円、前年度が5,370万円上がっていたわけですが、2月13日の地震によってきこりが大分破損したと聞いております。それで、耐震構造になっていないがために、また大きい地震が来れば直してもまた同じじゃないかという話を伺っているわけですが、こういうことで今後このきこりをどうやっていくかという問題がかなり重要です。金額も金額です。ただ、今ここに5,800万円上がっていますが、今宿泊棟のほうが使用できない、手前のコテージは使用できるということですが、大ざっぱに言って恐らくこの5,800万円よりかなり管理料が下がると思うんですが、その辺はどのくらいに見ているのかお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） まず、5,800万円の内訳ということではありますが、追加資料の20ページに載せさせていただきました。いわゆる、指定管理の積算基礎ということでもあります。ざっとで、一番下のところに5,749万7,000円という形ではありますが、5,800万円の枠内で指定管理を行っているところでございます。

ご指摘の、地震による被害であります。ご承知のように宿泊棟のほうで軽量鉄骨造というところで、過去の震災、それからその後の震度4強を超える余震で2回ほど壊れております。今回もう3回目ということで、内部では基本的にあの宿泊棟については建て替えを主に検討するしかないのではないかと、そういう方向で今検討を始めたところでございます。

なお、この指定管理料、確かに使えないことで多分下がるというふうにはなっていますが、今この指定管理の仕組みが、いわゆる国の補助金を受けて、震災がなければ本来きこりが得られるであろう収入、そこから指定管理経費を引いて、それから収入を引いて、赤字の部分を補填していただいている状況でありますので、これから厳密に計算をしていかないと、まだ正確な積算はできないなと思っていますところでございます。

委員（渡邊 計君） このきこりに関して、私、指定管理の内容と、あと令和2年度の売上げはどのくらいあったのか、それも一緒に聞いたつもりなんですけれども、後でもしよければ教えていただきたい。

それで、このきこりなんです。震災前は調理師もいて結構な黒字だったと。しかし、今度この建て直し、基礎までやって建て直すというのかなりの金額です。国から8割、

9割補助が出てくればいいですけどもそれも分からない中で、そしてまして今後調理師を入れてやるとなるとその分の赤字も見込んでいかなければいけないということですので、本当に大変な予算立てになるかと。それをやるかやらないか。ずっと下手すると赤字のままという可能性もあります。ですので、いろいろな計算は村に任せますが、いろいろな費用がかかる長年の計画になるので、議会にも話をさせていただいてよりよい方向でやっていくような体制を取っていただきたいなど、このように思っております。

私の質問、これで終わります。

委員（高橋孝雄君） 私からは、資料ナンバー3の15ページ、固定資産土地家屋償却資産の税金の件でございますが、これは今年から固定資産税が徴収されることになりましたので、この震災で古い家を壊して新しく建てた人とか、そういう人に対して課税がされるということで、避難したとき、福島市に建てたときは減税あったんですけども、村として減税する気はあるんですか、どうですか。

住民課長（山田敬行君） 固定資産のご質問であります。委員おただしのとおり、来年から土地と家屋の課税が再開するということでありまして、地方税法に基づきまして通常の課税となります。村の中で家を新築されればそれを家屋評価をして、固定資産税を算定して、通常どおり課税するということでありますので、減免というところは考えておりません。

委員（高橋孝雄君） 通常の建物によりますと、結局建てた場所によって評価が違って来るんですね。福島市の場合と飯舘村では、建物の値段そのものは変わらないけれども、一回建ててしまうとその場所によって大幅に価格が違って来るわけでしょう。だから、その点はやはり考慮して課税すべきだと思いますが、村長、お願いします。

総務課長（高橋正文君） 孝雄委員おただしのとおり、その評価額は地域によって違うというのは、主に土地のほうがり市街地と飯舘村で価額が違うということでもあります。その辺を地方税法にのっとってやっておりますので、福島市の土地の評価、飯舘村の土地の評価、何分の1になるか分かりませんが、かなり低くなっています。適正な課税に努めておりますので、住むところによって固定資産税が不平等になることのないように、今後ともやらせていただきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） その土地の評価は、それは確かに飯舘村は土地の評価が安いでしょう。だから、その安い土地に建てた建物が同じ3,000万円かけた物であっても、もう1年も過ぎたらこれが福島市だったら2,500万円で売れたやつが、飯舘村だったら1,500万円になると。それが現状ですから。だから、そのところの課税をしっかりと、この予算計上してほしいなど、どうなんですか。

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問の部分は、家屋評価の部分なのかなと思いますが、家屋評価については固定資産評価審査委員会を設置したりしながら、適正かということも見ていただきながらの部分になりますので、福島市内の家屋評価の部分と、例えば飯舘村の中の家屋評価の部分が非常に大きく違うということはそれほど想定していないところではあります。今おっしゃっていただいたように土地に関しては、国道、県道近いところを中心に価格が決まっていくという部分がありますが、建物についてはその構造によ

って村としては評価をしているということでもありますので、公平性にお努めていきたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） ということになれば、やはり、古い家を壊して新しい家を建てた人が、かなりの戸数あるんです。みんなそれを心配していて、こんなだったら建てるんでなかったなんていう人も出てきています。だから、その点も考慮してもらって、少しでも何とかこの評価額を下げるように、ひとつ努力をしてほしい。

以上で終わります。

委員（高橋和幸君） 私からも質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、資料ナンバー5の2ページです。

寄附金について、過去3年、4年ですか、平成29年まで遡っての記録がございまして、このたびは2,000万円ほどの計上になっておりますけれども、年々少なくなってきております。この寄附に対して私大変危惧しておるところでございましてけれども、これに関して行政としてはどのような見解でおりますでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 寄附金の額ということでございますが、これ平成29年から載っていますが、その前の年は3億円オーバーしていたということで、非常に大きな財源になっていたということでもあります。令和3年の当初は2,054万円の歳入を見込んでおります。大分、ピーク時からすると15分の1、20分の1くらいになっているということでもあります。この要因はいろいろあると思いますが、震災から10年経過したということ、被災地支援がだんだん少なくなってきているというのもありますし、あとは一般質問でも述べましたが、ふるさと納税の返礼品目が少ないなど、多々要因はあると思います。この寄附金というのはほぼ一般財源として使えるということで、非常に重要な財源でありますので、今後その辺、ふるさと納税の返礼品にも工夫を凝らして、少しでも寄附金を寄せていただけるような施策を考えていきたいと思っております。

委員（高橋和幸君） 今、課長からの答弁にありましたとおり、私もそのとおりだと思いますし、全財政の中から見れば僅かな金額かもしれませんが、ちりも積もれば山とも申しますし、非常に重要な財源になっていくと思われまますので、今後とも的確な確保にしっかりと努めてもらいたいと思っております。これに関しては以上でございます。

続きまして、同じこの資料の9ページです。

題名は、重点事業調書と書いてあるんで、9、10、11ページと続くんですけども、これが多分村長が述べているわくわくする村づくりへ向かう予算かなと見ています。私も事業内容を見させていただいて、確かに多少わくわくしております。農業、商業、工業、畜産などいろいろありますけれども、住民と村民に還元する予算づくりというのは必須であり、これ当然であります。その中で、これを見ていて多少なりともわくわくを感じるなどと思いつつも、具体的にどこがわくわくする重点施策内容、取組になっているのか、どこをどのように捉えればよいのかなど、その辺ご説明願えますか。

総務課長（高橋正文君） この9ページから、重点事業として133項目ほど上げております。村長のわくわくする楽しいふるさとというキャッチフレーズといいますか、予算編成方針もそのようなことで編成をしております。

どの辺がわくわくかということではありますが、全て重要な事業ではありますけれども、一番、この事業名に「わくわく」という文言を入れさせていただいたものは、特にそのような重点として、新規事業等で計上したものでございます。中身については、令和3年度の新しい事業が目玉になるのかなと思っております。ご質問があったどの辺がわくわくかという、この文言にわくわくが入っているところが肝煎りなのかなと考えているところでございます。

委員（高橋和幸君） 確かに、これら全てをしっかりと行っていければ、本当に村民がわくわくできる予算になり得ると思いますので、行政に対してもしっかりとした予算の執行に努めていただきたいと、これもお願いを申し上げます。これに関しては以上でございます。

続いて、資料ナンバー3番、45ページです。

畜産再開素牛導入支援事業について、一般質問でも述べさせていただきましたけれども、飯館牛の復活、ブランドの復活というのは今頑張っておられる方、村内で、また県外でも頑張っておられる方、またそうでない、畜産に関わっていない我々村民も復活は悲願であります。この素牛の導入事業ということに関してなんですけれども、ブランド牛と名のれる要素として、性別基準や産地、飼育地、生後6か月から12か月未満前後、様々な取決め等があることはご承知のことだとは思われます。現在では素牛が必ずしもその地で生まれたものばかりではないという現実もありますし、村内で生まれて今村内で育てている方はいいんですけれども、そうじゃなくて県外、北海道の方だったり、千葉県の方でも頑張っておられる方がいるというのを聞いておりますが、その辺、ブランド復活に向けての、ほかでやっている人たちは飯館牛というものをしっかりと名のれるようになれるのかどうか、どのような課題があるのかということをお伺いします。

産業振興課長（村山宏行君） 飯館牛についてですけれども、村としても昭和40年代からずっと村の事業費を投入してきた、いわゆる村ののれんと思っておりますので、この復活というのは委員もおただしのおり非常に重要なことだと思っております。今、ほかの市町村で飯館牛、元飯館牛ですね、飼っていらっしゃる方々の部分、利用できないのかということではありますが、佐野市に行かれた方につきましては時期を置いて、いわゆる暮れのお歳暮の時期ですとか、そういったときにご紹介するなりということは、これまでもやっておりました。ただ、今ブランド牛をどうやったら名のれるかということなんなんですけれども、その地域で一定期間を飼育しないと、その年の、いわゆる飯館牛と名のれないというところがありますから、ですから元飯館牛、あるいは飯館から避難をしていった牛の子供だよということは言えるんですけれども、飯館牛は直接名のれないという状況だと思っております。

委員（高橋和幸君） 何でこれをお聞きしたかと申しますと、先日、私個人的にユーチューブを見ておまして、多分行政のほうでも今、先ほど申し上げたとおり北海道とか千葉県で頑張っておられる方がいるというのはご承知だと思われます。その人たちが、その地で売買をしているらしいんですけれども、飯館牛という名前を名のれないという課題、弊害があるということにして、でも飯館牛復活のために今後も頑張っていきたいという、

その生産者の取組がユーチューブでアップされておりましたので、それで聞かせていただいたんですけども、今、課長の答弁だと名のれないままのただの答弁で、じゃあそこからどうするんだということをお聞きしたかったんですけども。

産業振興課長（村山宏行君） すみませんでした。その後の取組ということなんですけれども、村から北海道、あるいは千葉県のほうで頑張っている方、その方々については引き続き、村から行った牛ということでもありますので、提携の仕方、それから紹介の仕方、あるいは売り方での協力、そういったことはできるんだろうと思っております。

今回上げております畜産の素牛のこの導入事業なんですけれども、今回30頭分ということで計画を上げています。これは、買い付けはほぼ九州です。宮崎県の都城市とか、あの辺りから、いわゆる優良な種、血統のいい牛を購入をしてきて、そしてそこから飯館牛という形で肥育する素牛、子牛をつくっていくというようなそういう取組になっているものですから、なかなか産地のブランドをつくるということは大変なのかなと思っております。取組の仕方というのは、今後十分考えられますし、また飯館牛の復活のためにはそういったこと、いろいろ課題をクリアしながら、さらに頭数を増やしていく、そういった取組が必要だと思っております。

委員（高橋和幸君） 課長からの答弁をいただきましたけれども、様々な課題は残されているということでしたけれども、ブランド復活というのは村民みんなが待望しておりますし、本当に悲願でありますので、先ほど総務課長からも答弁がありましたけれども、ふるさと納税しかり、また財政の一部、そして飯館村という名前の看板にもなり得るものだと思いますので、行政に対しては今後ともしっかりと飯館牛の復活、ブランドの復活に向けて努めていただきたいと思っております。これに関しては以上です。

続きまして、同じ資料の71ページ、地域おこし協力隊活動業務3,290万円ほど上がっておりますけれども、これは資料ナンバー6のほうで多分地域おこし協力隊の年ごとのお給料が示されていると思っておりますけれども、この3,290万円というのはそれ以外、地域おこし協力隊4名の方々が1年間に活動する活動費の全額と捉えてよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 地域おこし協力隊に関する予算についてのご質問でございます。今のご質問にありますように、地域おこし協力隊1人当たり、来年度470万円ということで、その活動費を含んだ形で、今予算が計上されているところでございまして、その7名分ということになりますので、ここにあるとおり3,290万円は活動費を含んだ予算ということでございます。

以上です。

委員（高橋和幸君） 7名分、全員雇った場合のことを見越しての予算ということによろしいんですね。それを考えますと、活動の仕方だったり、運営の方法だったり、様々な内容によって、この額は変わってくると思うんですけども、課長ご承知のとおり先日総務文教常任委員会で所管事務調査をさせていただきまして、私から4名の方、個人個人に何か問題点とか、議会として上げられることはございませんかといったら、予算の面で多少の不安、足りない面もありますというお言葉がありましたので、その辺、今回の予算で賄っていけるのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） このたびのこの予算であります、まず一つには国の基準がございまして、その活動費分ということで大体その470万円、1人当たりと申し上げましたが、このうちの200万円が活動費ということで割当てをされております。この地域おこし協力隊に関するお金につきましては、特別交付税ということでその額で収まる限りは国から10分の10交付されるという形でございます。したがって、当初は今のところこの予算の中で何とか賄えるような形での活動を有効に使っていただきながらしていただきたいと考えております。ご質問のように、仮にここで、この地域おこし協力隊これから活動が活発になって、もし予算が足りないということになりましたらば、その他の補助金等も含めていろいろと検討が必要だと思っております。実際には、自分の活動費のほかに、県やその他の補助金の獲得を目指して今計画を立てている地域おこし協力隊などもあるようでありますので、そういった申請に対する手助けみたいなものも視野に入れながら、そこは今後の活動量に応じて検討してまいればと考えております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今、課長からの答弁からのおりといいますか、地域おこし協力隊というのは私たち村議とか、また行政の皆様とかができないことを代わってこの飯館村の魅力をアピールしていただくという、本当に大切かつ重要な任務、重責を担ってもらっていますので、その中でももし予算が足りないことがあれば、今課長から答弁をいただいたように、補正だったりバックアップできるような体制をしっかりとつくって行って、取り組んでいていただきたいなと思います。よろしく申し上げます。これに関しては以上です。

続きまして、73ページの陽はまた昇る基金の元金及び北風と太陽基金の元金が440万円と4,500万円計上されているんですけども、私的には少ないのかなとか、この辺の基金が子供たちに使える非常に大切な重要なお金になってくるかなと思うんですけども、この基金の充当の必要性は大変重要であると考えますし、どのような施策の下にこれから今後補填に努められるのかをお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） この積立金の440万円と、4,500万円については、財源が入ってきた場合基金に積むお金、ですから北風だとすると配当金等が入ってきたものを4,500万円ほど見込んでいるということでございます。

その使い方でありまして、子供たちということであればいたてっ子未来基金がございまして、それぞれの基金にその使い方、使途というのが決まっておりますので、それに基づいて子供たちに使うであるとか、高齢者の方に使うであるとか、その基金の残高については今後も有効に、全部使ってしまったたりしないように、有効に使っていきたいと思います。

委員（高橋和幸君） あくまでも、ここに書いてあることしか述べていないので、陽はまた昇る基金と北風と太陽基金だけを述べさせていただきましたけれども、基本的には基金全般、今総務課長からもあったとおり、子供たちに使えるお金というものは非常に大切なので、今後とも財源の確保にしっかりと努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

同じく、この資料の最後の質問なんですけれども、113ページです。

ガンマカメラ測定業務及びモニタリングポスト保守業務とあるんですけれども、資料の6番にも載っているんですか、多分、ガンマカメラが55か所、モニタリングポストが88か所。モニタリングポストのほうなんですけれども、私の実家の近くにもございまして、日によって数値は違います、0.4だったり0.8だったり。また、関沢にあるモニタリングポストですと、時には0.7だったり1近いときもありますけれども、このモニタリングポストの平均線量値というものは幾らというのを行政では把握しておりますか。

産業振興課長（村山宏行君） モニタリングポストの全体の平均というのは把握しておりません。といいますのは、地点ごとの線量がある程度把握する、知っていただくためということで提示をしておりましたので、当然長泥地区に置いているものは1を超えるようなところもございまして、それから北のほうは低いというのが一般に言われているところですので、全体的な部分で平均ということは考えてはおりませんでした。

委員（高橋和幸君） 金額的には500万円と800万円ほどの予算の計上になっておりますけれども、それでも一般家庭からすれば多額な金額でございます。このモニタリングポスト、要は除染をした後の安心・安全を周知するための測定器だと私は認識しておりますが、以前の議会において前村長は、何名かの議員からの問いかけがありましたけれども、最終的には年間1ミリシーベルトを目指すというのは変わりはないと断言しておりますけれども、その点に関して、新しくなられた村長のお考えをお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 委員おただしのお話のとおり、年間1ミリシーベルトというものは日本国全体で公衆衛生上の基準でもありますので、そこを目指していくということについては一切変わりはありません。

以上です。

委員（高橋和幸君） ご答弁いただきましたけれども、ホットスポットというものが存在しているのはご承知のことだと思われまして。また、山にしても宅地から20メートルまで除染はされましたけれども、それ以外の地域は高線量地があるのはご存じだと思われまして。未除染の話をしては仕方がございませぬので、あくまでもこのモニタリングポストで測れる除染をした場所という前提でお話ししますけれども、それでもホットスポットが今述べたようにございます。それらが今どのようなところにあるのか、どのくらいの数値があるのか、また昨年度でいえばどのくらいの除染実績があったのか、行政のほうでは把握しておりますか。

産業振興課長（村山宏行君） 今、除染実績ということですが、除染については長泥地区以外は全て終了していると認識をしております。したがって、今除染が途中というところでは長泥行政区1行政区のみであります。また、線量をどのように把握しているかということなんです、令和2年度事業で歩行サーベイによりますモニタリングのマップ、こちらを作成しております。間もなく成果品が上がってくるという状況でございまして、それでいわゆる家の周囲であるとか、それから道路周辺、そういったところは線量のマップで、色分けで出ておりますので、そこでいわゆる比較的高いところ、それから低減がされたところ、そういったところは確認はできるのかなと思っております。

委員（高橋和幸君） 今の答弁を聞いていますと、行政としてはホットスポットは存在しないというご認識なんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ホットスポットはあると思っております。ですので、住民からこういったところが不安なんだということがございましたら、全て環境省につないで、その不安のところに答えていただくような、そんな取組は行っているところでございます。

委員（高橋和幸君） 私の行政区、小宮行政区においてもあるご高齢の方から、うちの田んぼ、畑を使用しようとしたら、1マイクロシーベルト以上があったので作業できないというお声がありまして、じゃあ私のほうからホットスポットとして除染をしていただけるように、行政に申し上げるということがあったんですけども、そういうことがあるんですけども、行政は知らないかも分からないですけども。なので、しっかりホットスポットの除染ができますよという周知、告知を村民、住民にしっかりとやっていただきたいと思います。よろしく願いできるでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ホットスポットの対応ということでありましてけれども、除染になるか、それとも放射性物質の低減措置になるか、手法はいろいろあるかと思っておりますが、しっかり村民の不安についてはお応えさせていただくという考えでおります。

委員（高橋和幸君） その点につきましては、しっかりとよろしく願いいたします。

それでは、次の質問は全部資料ナンバー6番になります。

4ページ、2款1項1目の賃貸アパート応援職員3戸分として180万円上げられておりますけれども、応援職員という点について質問をいたします。先日、福島民友に福島全市町村の中で41市町村が応援職員不足を感じているという内容の記事がございました。それに関して、今役場で応援職員については何名足りないのか、あと何名ほどいればいいのか、そしていないことによって一体どんな弊害が生まれているのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 応援職員についてであります。応援職員、今役場のほうでは4名ほどおります。いろいろな市町村から応援をいただいている方、あとは国や県から応援をいただいているという状況でございます。実際、応援職員が足りないというのは、多くの被災地でそのような状況だと思えます。ただ、被災後10年を過ぎておりますので、例えばほかの自治体から職員の応援をいただくというのもなかなか難しい状況になってきております。ですから、応援職員が不足するというのは新聞等のおりだと思えます。ですので、飯舘村としては今応援職員というよりは任期付職員という職員に、正職員に準じる職員、職員のカウントとなる職員でありますけれども、その方々をその都度募集をして、必要な業務に今充てているという状況でございます。ですから、応援職員については被災後だんだん減ってきている。任期付職員については飯舘村においてはだんだん増える傾向にあるということでもあります。第2期復興・創生期間が5年間延長になっておりますので、そのくらいまでには、まだ任期付職員の力が必要になってくるのかなと考えているところでございます。ですから、応援職員については、今後は増えるということではなくて、被災地においてはだんだん少なくなっていくのかなと考えているところです。

委員（高橋和幸君） 任期付職員で賄うというようなご答弁でしたけれども、でも予算には180万円、3戸分ですから3名分と考えてよろしいでしょうか。確かに役場職員の1人の力というのは多大であることは私もしっかりと認識しておりますので、これは自治体としてだけではなくて、県や国へ要望とかも行って、行えるものかなと、なし得るものかなと思いますので、募集はしっかりとしてもらって、この予算の執行ができるように努めていただきたいと思います。これに関しては以上です。

続きまして、11ページ、2款1項5目顧問弁護士謝礼とありましたけれども、広報お知らせ版なんかでも説明会の実施について案内を見て承知しております。その中で、どのくらいのどんな案件があって、また相談があって、実績があったのか。そして、村民からの相談の中で実際に裁判だったりADR手続になって、この弁護士がお手伝いしたという件はあるのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） こちらは、社会福祉協議会でやっております生活相談支援事業ということでお答えしたいと思います。

件数は今定かではありませんが、相続関係の相談が一番多いということで報告を受けております。

これは社会福祉協議会で行われます、毎月相談日が20日にやっている事業でございます。この2款1項5目にあります顧問弁護士謝礼とは違いますが、案件として答弁いたしました。その辺ご理解よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 実績等とか、分からない面があると申されましたので、後ほど分かるときでいいので教えていただけるようお願いを申し上げます。

続きまして、14ページ、2款1項6目ふるさと応援サポーター報償として200万円あるんですけれども、追加資料のほうにまでい大使の名簿についてはあるんですけれども、有識者に対しての報償を払うというご説明をいただきました。その中で、その都度の回数や身分で払うという説明を受けましたけれども、有識者というのは一体どんな方たちなのか。私が引っかけたのが、身分によって払うというのはどういう意味なんですかね。差別的な感じもするんですけれども、この辺ご返答お願いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまのご質問であります。追加資料の6ページの部分にこのご質問に関する資料を提出しております。6ページの資料は、ふるさと応援サポーター報償に係る基準額資料といたしまして、これは令和2年度の参考でございますけれども、飯舘村講師等の賃金等の支払い基準ということでの一覧を提出しております。

まず、1番目のご質問でありますけれども、有識者とは誰かということでございまして、ここの区分にありますような、村で一般的に捉えております有識者というのは大学の先生であったり、あるいは国や県の職員であったり、あとは中段ほどの四角の中にあります村づくりアドバイザーだったり、医者や弁護士の先生、このような方々を有識者として捉えております。

2番目のご質問のところ、身分によってというお話を私申し上げましたが、つまりはそれぞれの職種によって、それぞれここにお示ししているような単価をあらかじめ設定

をして、こういった方々を頼む場合にはこの基準によってお礼をお支払いするといった取扱いをしているということでございます。

なお、ここにどうしても当てはまらない方なんかもありますので、例えば一番上のところのその他というところですね、ここでは一例として医者先生や弁護士、あとは非常に広く相談員などということで記載がございますけれども、そういった方々に関しましては都度協議等をして決めているということになっております。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 追加資料を見させていただきましたけれども、この肩書、身分で払うというのは私はいかがなものかなと思います。200万円の予算が計上されていますけれども、大学教授、また国、県の課長等、また地方公共団体の市町村長、また民間企業の役員、例えば村長と大学院の教授だったら、大学院の教授のほうが偉いんですかね、単価3万円と2万円で差がありますが、そういう区分けの仕方というのは、私はいかがなものかと思いますが、この金額、報償の在り方というものを、再度ご検討されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（高橋正文君） この報償費、謝金でございますが、これは国や県のを参考に村でも定めているということでもあります。国や県でも、こういった区分で、こういう職種の方は幾ら程度ということを決めているようでございます。ですから、村でもこんな基準をつくっておりますけれども、今おっしゃられたこれに当てはまらない講師の方とか、相談を受ける方なんかもありますので、その辺は今後内部で検討させていただきたいと思っております。

委員（高橋和幸君） 肩書で人を差別するというのはあってはならないことだと思いますので、ぜひ、今総務課長のご答弁のとおり、しっかりと再度内容を精査して、吟味していただきたいと思っておりますのでお願い申し上げます。

続きまして、隣の15ページです。

2款1項6目ふるさと特産品魅力アップ支援、出店準備支援、販売ノウハウ支援等、これも先日の私の一般質問でふるさと納税に関してのバックアップ体制ということでお聞きしたと思っておりますけれども、200万円計上されております。支援等と書いてありますけれども、様々な支援とは具体的に何であるのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） このふるさと特産品魅力アップ支援の中で想定している支援の内容でございますが、ふるさと納税の返礼品充実というところがこの予算の大きな目的の一つであります。したがって、今ふるさと納税に出したいという方が抱えていらっしゃる問題とか悩み、そういったものを一つでも解消して、このふるさと納税の返礼品につなげるといったことを進めていきたいと考えております。

具体的な支援ということになりますと、例えば販売をしたいといった際に、生産品をまとめて販売するのがいいのか、あるいは幾つかずつに区切って販売したほうがいいのかなどという販売戦略のアドバイスであったり、あるいは販売するに当たってもそれを包む包装の仕方とかそういった細かいところの部分、さらにはそれをやるためにどういった準備が必要で、どういったことができればこのふるさと納税の中で比較的負担を軽減

しながら返礼品として出品することができていくのかとか、そういった今の制度の中で、ふるさと納税の返礼品を出していくために必要な様々な手続や、そのノウハウについて支援を行うということを考えております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今、課長から答弁ありましたとおり、これからふるさと納税に関わりたいと思っている村民の方々がいたとすれば、そのような支援は非常に重要かつ大切になっていくと思いますので、本当にそれをきっちり実践されて、しっかりとバックアップ体制を行っていただきたいと思います。これに関しても以上で終わりです。

続きまして、20ページ、2款1項6目地域おこし協力隊募集報酬、額は僅かですけれども、これに関して募集人数は3名ほどということなんですけれども、これを募集するに当たって、どのように飯舘村に来てもらえるようにするのか、村の魅力のアピール、周知をするのか、どんなところで人材確保に努めるのか、具体的にお伺いいたします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまの、地域おこし協力隊の隊員募集報酬ということについてのご質問であります。一般的に、地域おこし協力隊の募集の方法といたしましては、特設のサイト、ホームページ等がありますので、そういったものでの募集、あるいは都市部を中心にこの地域おこし協力隊の募集を手がけている事業者等がございますので、そういったところを介して募集をするということがございます。実際、今年度につきましては、業者と村で契約を結びまして、村の中でのイベントなどを開催しながら、地域おこし協力隊に村の魅力やその募集の内容をお伝えしながら、獲得に努めてまいったところでありまして。今後も、そういった利用できる場所は利用しながらも、来年度以降取り組んでいきたいのが、今いる地域おこし協力隊、この方々のネットワークによって、またその新たな地域おこし協力隊を呼び込むことも考えてまいりたいと思っております。あとこの後恐らく示されると思うんですけれども、国で来年度移住定住に向けた再生加速化交付金の改正が行われることになっておりますので、そういった交付金も使いながら、村の魅力を広く発信し、地域おこし協力隊を募集してまいりたいと考えております。

なお、ここの3万円掛ける3人といいますのは、ご質問にありますように来年度の地域おこし協力隊の募集枠として、今の3名程度の予算を計上しているところでございますけれども、その方々を例えばどなたかにご紹介いただいて、無事採用となった暁には、そのご苦労分として1人当たり3万円お支払いするという事で、主に地域おこし協力隊をターゲットにした予算になっております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 私の記憶ですと、任期は3年ですよね。村の地域おこし協力隊でも、多分1名の方が任期が迫っているのではないかなという記憶をしておるんですけれども、このプラス3名して7名にしていくというのは、この新たな3名をいつまでに見つけなければいけないというものがあるのかどうか。また、今は4名でやっていますけれどもプラス3名にしたいということで、7名体制を今後も維持していきたい意向ですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まず、その7名体制を維持していきたいのかというご質問

であります、今のところ人数によって飯舘村の中に何人以上の地域おこし協力隊を置くといったような、その明確な数字目標はございません。来年度のこの3人といいますのは、今村の中で人材を欲しがっているといいますか、課題となっているところが幾つかございます。具体的にいいますと、道の駅周辺とした復興拠点のいろいろな運営に関わる部分であったりとか、あとは特別養護老人ホームに関わる部分だとか。地域おこし協力隊は、本人の希望なんですけれども、できればそういったことに関わりながら地域おこしをやっていきたいという方を来年度は獲得したいと考えておりますので、3名と今計上しておりますが、冒頭お答えしましたように、村としてじゃあ地域おこし協力隊を何名体制でもっていくというようなところは、今のところ決めていない状況です。

以上です。

委員（高橋和幸君） 地域おこし協力隊の1人当たりの年間の報償費470万円という記載が、ここではないですがありますけれども、結構多額だなと思うんですけれども、先ほども申し上げたとおり先日所管事務調査をしてお話をさせていただきました、また個人のSNS等も拝見させていただきました、自分の仕事以外にも様々な取組とか仕事、仲間とほかの協力隊と組んで、自分の専門分野以外にも取り組み、飯舘村の魅力発信などに努めていらっしゃるというのは存じ上げておりますし、この地域おこし協力隊というものは本当に、非常に大切な役割の職務だなと私も思っておりますので、本当に人数が多ければこれは確かに皆さんでいい仕事ができると思います。昔のように1本の矢よりも3本の矢と申しますとおり、人が多ければ大きな、またたくさんの知恵が出てくると思いますので、しっかりとした人材確保に行政として努めてもらいたいと思います。これは以上です。

続いてまいります。23ページ、2款1項10目生活支援ワゴン運行事業です。委託料790万円、公共施設や金融機関、クリニック、川俣町への買物等でのワゴン運行业務を行っているということでしたけれども、現状でどのくらいの利用率があるのかをお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 生活支援ワゴンのご質問であります。先ほども答弁しましたけれども、令和2年度から走っておりまして、全体の利用状況は月平均167人、うち買物が月でいきますと平均32人という利用状況であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） 790万円の予算額が計上されているんですけれども、これと並行してお伺いしたいのが、その上にある大倉患者送迎バス運行事業、予算額45万円、週5回運行とあるんですけれども、これは1年間ですよ。1年間で週5回やって報償が45万円なんです。この2つはどう計算されているのかお伺いします。

住民課長（山田敬行君） 大倉患者送迎バスであります、これ45万円というのは年間45万円ということでありまして、鹿島厚生病院のほうが出しています。この額というのは、村と鹿島厚生病院との協議ということでありまして、震災前はもう少し額が大きかったんですが、利用状況が落ちたこともありまして、減額して今は年額45万円で走らせているというところでありまして。

以上です。

委員（高橋和幸君） 今の説明で理解いたしました。

この、生活支援ワゴン運行業務は村民の足となり得るもので、790万円という多額な額が、予算が計上されておりますので、この取組内容、項目今3点ほど上げましたけれども、これ非常に大切なので、今後もしっかりと続けていってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、24ページ、2款3項1目戸籍電算化等運用管理経費、主にマイナンバー関係だというご説明を受けましたけれども、私もつい昨年、マイナンバーを取らせていただきましたが、例えば2月1日、3月1日現在でのマイナンバーの普及率は、昨年と比べていかような変化、推移があったでしょうか。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーでありますけれども、現在申請されていない方に対して順次申請していただきたいという旨の文書を村民に送っていきまして、直近でいきますと3月7日現在で村民の方、交付を受けた方714人ということで、人口の割合でいきますと13%であります。ただ、ここ最近窓口にお見えになる方がかなり増えてきておりまして、申請件数ベースでいきますと1,100人ということになります。先ほど申しました714人というのは、申請した後1か月くらいしてカードが届いた後本人が来てパスワード等設定してやるんですが、申請ベースでも1,100件ということでありまして、人口の割合でいくと20%の方が申請しているという状況でありまして、かなり今最近、窓口にお見えになる方が増えている状況であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） マイナンバーカードという単語だけを申しますと、非常に簡単に物事は済んでしまうんですけども、申請するに当たっても、また申請してポイント還元を受け取るまでも、非常に手続が大変なんですよね。私でも、マイナンバーカードを申請してから大分手元に届くまでかかりましたし、それを今度ポイント1人5,000ポイントもらえることはご承知だと思われまますけれども、私ではできませんので、役場の電子機器でやっていたいただきました。多分、お年寄りの方には私ではできないのではないのかなと思えますし、申請する前の手順、書き方だったりにしても、以前にも申し上げたと思うんですよ、行政のサポートでどこまでやってあげられるのかというものを。それに対して、どのように考えているのか。また、私が提言をしてから何か改善策を見つけることはできたのか、お伺いいたします。

住民課長（山田敬行君） 今のご質問、マイナンバーのマイナポイントというご質問だと思いますが、できる方は手続の流れを見て、若い方だと自分でもできるんですが、やはり年配の方はなかなか難しいということで、そういった手順書は住民課のところに置いてあるんですが、分からない場合は教えたりとか、サポートして手続に入っていくということになっております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 役場に来れば手助けしますからというのは、そんなの来たら手助けするのは当たり前なんです。面倒くさがって私はマイナンバーカード作らないよとか、役

場にまで自宅から足を運んでもらえない方も大勢いらっしゃるわけですよ。そういう方々に対しての支援策をどうするのかと。周知を具体的にどうするのかというのを伺っているんです。

住民課長（山田敬行君） 失礼しました。基本的に、申請書の様式の中に、役場に来なくてもご自分でスマートフォンとかタブレットでもできますよという文書はつけております。ただ、なかなかできない場合は、申し訳ないんですけども、職員が出向くこともできないとすれば、電話等でお教えすることはできるかもしれませんが、こういった手続を進めたらいいんだろうという場合、電話、窓口等で親切に対応しているというのが現状であります。

委員（高橋和幸君） 携帯でできるとしても、自分では、私もうんと苦労したんです。教えてもらいながらやりました。このマイナンバーカードというのは、別に作らなくても罰則も何も今のところございません。ただ、行政として、普及率100%を目指して、私は難しいから作りませんか、もう高齢だから必要ないという方がいらっしゃる中において、そういう方たちに向かって行政として、飯館村としてマイナンバーカード普及率を上げるためにどうやっていくんですかというのを、単刀直入にただ聞いているだけなんですよ。

村長（杉岡 誠君） 今、おただしの件は、確かにその普及率を上げていくための取組はという非常に大事なご質問かなと思っております。ただ、当初、マイナンバーカードの申請をという周知をしてもなかなか村の方はカード取得は進まないのではないかとという予測も立てていたところですが、先ほど住民課長が申し上げたとおり、一定程度今申請に毎日のように来ていただいています。職員も、日中のほかの業務を全部差し置いて、そちらのほうを優先して今やっている状況でありまして、毎晩大体夜中まで残って、残業しながらほかの職務をこなしているというような窓口の業務もありますので、今できる範囲の中で、マイナンバーを最優先しながらやっている部分もあるかなと思います。役場にお越しいただける方をまず最優先させていただきながら、おっしゃるとおり来れない方というものもしっかり考えながら、次の対策を考えていきたいと、そういうふうにご理解をよろしくお願いします。

委員（高橋和幸君） マイナンバーカード、これから保険証に代わったりとか、そういうものに変化して、様々な有効手段に利用できるものになっていきますので、また村長からも行政努力のほうをしっかりとしているということでしたので、その辺のところも理解して、私も含めて、今後ともしっかりと対応していただけますように強く求めます。お願いいたします。

続きまして、26ページ、4款1項3目畜犬登録及び狂犬病予防対策事業、金額は僅かですが4万1,000円についてです。前回は、この登録数とか予防済み頭数とか、注射済みの表等、また接種率、詳しく書いてもらったんですけども、今回のには全く書いていないので、非常に困惑しているというか、分かりづらいなと思っているんですけども、前回も私、これはしっかりとした義務であるから行っていただけるように、改善していただけるようにという提言を行政に行いました。以前は、あえて申しますが、登録数402

頭に対して注射済みが209頭、接種率52%という表示でしたけれども、それからどのように改善されましたか。

住民課長（山田敬行君） 畜犬登録の件であります。数字につきましては、恐らく決算説明資料のほうには登録数何頭、接種率を載せましたが、予算説明書の中ではこのような形になっております。今現在、台帳上はいるんだけれども、本当にいるのかいないのか分からないというのがありまして、今台帳上は382頭いるんですが、今精査をしている最中があります。今、現段階の何%というのはちょっと把握していない状況であります。

委員（高橋和幸君） 今年度の予算として計上して、これから努めていかれることでしょうから、しっかりと対応してもらえるようお願い申し上げます。

続きまして、27ページ、4款2項2目一般廃棄物処理事業に関して、予算630万円ほど上がっておりますけれども、ご説明のときにもお聞きしましたけれども、村民の方々が今一生懸命頑張って分別して、毎週ごみ出しをしておりますけれども、燃えるごみだったり、不燃物だったり、リサイクル資源物だったり、空き缶だったりいろいろあると思うんですけれども、そのような中での内訳というのを私お示しをしてくださいと申し上げたんですけれども、追加資料の9ページを見させていただきまして、これらを蕨平の仮設焼却施設で処分しているということですが、これらの中で、リサイクル等様々、この追加資料の半分から下くらいはリサイクルになるのかなと思うんですけれども、これらのものは今現在ではどちらのほうに持って行って、どのようなリサイクルの在り方になっているんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 追加資料9ページのリサイクル関係であります。缶、瓶、ペットボトル等、以下この追加資料に記載してあるものを、具体的には原町の業者に持っていただいているという状況であります。

以上です。

委員（高橋和幸君） 私の実家のほうでも、数十メートル離れたごみ置場までうちのおじいさん、おばあさんが重い荷物を担いで、持って行っておりますけれども、この量の出方というのに関して、行政としてどう捉えておりますか。少ないと思っているのか、多いと思っているのか。そしてまた、このごみ出しの在り方についてお伺いします。

住民課長（山田敬行君） まず、1点目の出る量については、リサイクルできる物がもしかして燃えるごみのほうに混じっていたりとか、分別されていないのがあるのかなというのは思っております。ただ、来月4月から南相馬市に委託することになるわけですので、その辺分別の徹底等、チラシとかで村民には周知していきたいと考えております。

あと、2点目の集積所の件につきましては、震災前に場所をある程度決めたものでやっていたんですが、中には戻ってこない方とか、人が少なくなったと聞いております。その辺の場所の変更等につきましては、その地区の方の合意といいますか、役場でこっちがいいとかではなくて、あくまで一帯の利用をされている方の合意があれば、村もそれに対応していきたいと、変更については行政主導ではなくて、あくまで住民の方の、利用されている方の合意があればそれに対応していきたいと考えてございます。

委員（高橋和幸君） ごみ出しの在り方でも対応していただきたいということでもありました

けれども、それと並行して、例えば月何回という、いろいろな例えばごみの種類によって回数が決められていると思いますけれども、これに対して何か不便性というか、少ないといった声とかは行政側には上がっていないでしょうか。

住民課長（山田敬行君） ごみの収集の頻度と申しますか、それにつきましても行政区ヒアリングの中でも子供さんがいるところでは、夏場おむつ等の分が週1回では足りないのではないかという要望も来ております。4月から南相馬市に移行するに当たって、その収集体制、ある程度回数を増やせるかどうか、その辺を対応できるのであれば早めに周知をして、最初は試行と申しますか、期間を経て、できるのであれば対応していきたいと考えております。

委員（高橋和幸君） 今、ご答弁いただきましたけれども、私が申し上げたかったのは、この収集の在り方、こちらのほうやっぱり行政区ごとですか、しっかり議論して、やっていただく南相馬市のほうとの協議もあるのかもしれないけれども、村民の思いとかそういう意向がしっかり反映できるように努めていただきたいと思っております。

続きまして、47ページになります、6款1項3目福島県営農再開支援事業の17節備品購入費、大型獣用箱わなで140万円ほどの経費が掲げられておりますが、わな10基分ということで、これ大型わなということで、非常に私大変じゃないかなと思っております。大型ですから多分イノシシを考えていると思うんですけども、この箱わなは何キロまで耐えられるのか、また運搬方法などはどうするのか、その辺のところをお聞きします。

産業振興課長（村山宏行君） 大型箱わなというところでございますが、一応10基ということで考えております。内容は、ワイヤーメッシュのイノシシ用の箱わなです。したがって、大体軽トラックの荷台に入るか入らないかくらい、そのくらいの大きさの物と考えてください。重量でいいますと、それ用に売っている物ですから、100キロ程度のイノシシについては耐えられる、そういったわなとなっております。

委員（高橋和幸君） これはどのようにして運ぶんでしょうかね。例えば、パトロール隊ご自身で軽トラなどで、大型ですから軽トラなどで運ぶのかどうかお聞きします。

産業振興課長（村山宏行君） 基本的に有害鳥獣の駆除隊については2人ペアでやっていますので、設置については2人でいける重さかなと思っております。軽トラの荷台に入るくらいということですので、そっくり持つわけではないんです。片方上げて、荷台に引っかけて、てこの原理で上に押し上げるというそういう形で運びますから、2人で十分対応可能なかなと思っております。

委員（高橋和幸君） それについては分かりました。

それと並行して、6款2項1目鳥獣被害対策事業に関してなんですけれども、これは私毎回のよう、毎年のように聞いているんですけども、3年ほどの捕獲実績の推移と、また駆除隊員の名簿等の資料を要求いたしまして、今手元でございます。それを見させていただきますと、まず捕獲実績に関して、平成29年度から合計で2,000頭余りの捕獲数がありますけれども、現状のこの捕獲体制でよろしいと思っておりますのかどうか。私個人的にも、また村民の間でも、村民の人口くらいイノシシはいますよというお話を伺っておりますし、また年齢構成、名簿を見させていただきますと、大分ご高齢の方もいらっし

やるようでして、これからの世代交代というものをどのようにしていくのか。80歳を超えた方もいらっしゃるようで、銃ですから取扱いを誤ってしまえば本当に命に関わる危険な物ですので、その辺も、年齢制限を設けるといのは、ちょっとこの場で決めるのは、資格を取った方にも申し訳ないですし、私のほうからは断言できませんけれども、資格取得の在り方について、行政としてこれからどのようにしていかなければいけないと思っているのかをお伺いいたします。

産業振興課長（村山宏行君） お手元の、追加資料の19ページで鳥獣駆除隊ですね、捕獲実施隊の名簿、それから実績を載せさせていただきました。ご指摘のように、ご高齢の方もいらっしゃるって、来期はできないという声をいただいている方もいらっしゃいます。その対策ということですが、村としましては、このハンターの方ですね、資格を取っていただくということで、その半額について補助をするということで予算のときにも入れさせていただいているところがございます。それから、中には若い方も入ってきていらっしゃいます。今年度鉄砲の資格を取ったという方も何名かいらっしゃいますし、PRに努めながら、それから取得の補助を出しながら、やはり新旧交代といえますか、若い方が幾らでもこの駆除隊のほうに入ってもらえるような取組を進めたいと思っております。

委員（高橋和幸君） あと、奨励金についてなんですけれども、いろいろな動物の奨励金額の見直し等何とかありませんかというのを3年間言い続けているんですけれども、全国的に見てとか、ほかの行政区との兼ね合いを見てとかという返答をもらうばかりで何の変化もないんですけれども、その点について、行政としてはどのようなというか、変更、改革する気があるのかなのか、お伺いいたします。

産業振興課長（村山宏行君） 捕獲の奨励金についてでございますけれども、この金額については近隣の自治体と調整の上で金額を決めております。実は、イノシシの盗難ということも、今年度ございました。いわゆる捕獲奨励金が出ますので、飯舘村で捕獲されたいわゆる箱わなに入ったイノシシをどこかに持って行ってしまうというそういった事例もあったと聞いております。金額に差が出ますと、その高いところに捕ったイノシシを持っていくということになります。ですので、村で捕られたイノシシがほかのところで申請されている分にはいいんですけれども、村のところにはほかのところからイノシシの処理費だけ来るといのはなかなか困るなと思っております、その辺、再度近隣の市町とも調整を図りながら検討させていただきたいと思っております。

委員（高橋和幸君） 報奨金については、様々な課題があるようですので、分かりました。

また、年齢構成についても若い人も入っているということでしたので、その辺についても一応の理解は示しますけれども、日本においてはナイフ、拳銃等を所持するというのは日常においては禁止ですが、例外、この鳥獣被害等で猟銃を扱うということに関してのみ特別な許可が下りてこのような取決め、また内容になっておりますので、安全面というものをしっかり考えていただいて、考慮していただいて、資格取得者に対しての支援とかバックアップ体制などをしっかり努めていってもらいたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

6款1項3目の「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業、これも資料をもらっております。予算としては100万円、そんなに大きな額ではございませんが、これ前回のときにもカレーパンというものの資料をもらったと思います。あれから1年でどのような成果が上がったのでしょうか、ずばりお聞きします。

産業振興課長（村山宏行君） 実績のほう、追加資料の18ページに載せさせていただきました。令和元年度の実績、それから令和2年度の実績ということでございます。委員のおただしになりました明治大学のカレーパンにつきましては、昨年のコロナの影響ということでありまして、本来ですと明治大学のほうでも村の産品で作られたカレーパンを都内でイベント等で販売していただく、そういった計画で予算化したんですが、実際のところはコロナの影響で、ほとんど学校にも行けないような状況だったものですから、取組については昨年度、令和2年度についてはございませんでした。ただ、福島大学につきましては、授業の中で取り組まれておりまして、前田・八和木行政区の菜種プロジェクトの調査、それから成分調査、そういった商品化に向けた部分で協力をいただいているというところでございます。

委員（高橋和幸君） 今、課長からご答弁をいただいたとおり、昨年も明治大学という言葉をお聞きしましたし、同じことを聞いたんですけども、この事業、「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ、すごくいい名前だと思いませんか、この事業。私はこの事業をすごい大切だなと思っているんですよ。これは、村民の方もそうですし、また開発に携わっていく方々との連携だったり関係性もそうなんですけれども。これ予算100万円って、逆にもったいないなと思って。もっと多くしてもいいかなと思っているんですけども、予算の最終責任者である村長として、どのように考えているのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 当初予算については、資料のとおり100万円という形を取らせていただきましたが、これはやはり新型コロナの動向というものをしっかり踏まえながらというものもありますので、当初予算としてはこのような形を取らせていただきました。ただ、いろいろワクチン接種等が進みながら、もっと経済動向が動くということになれば、おっしゃるとおり増額ということも含めて補正予算対応も考えていきたいと考えているところであります。よろしくお願いたします。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

（午後2時52分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時10分）

健康福祉課長（細川 亨君） 先ほど、高橋和幸委員から質問のありました顧問弁護士活動についてでございます。

令和2年度心配ごと相談事業といたしまして、2月末までに13件の相談がありました。その内容については先ほど申し上げました相続関係、そして損害賠償、こちらが主なものでございます。

以上、答弁になります。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 私のほうからは、先ほどの高橋和幸委員のご質問の中で地域おこし協力隊の活動費に関して答弁をいたしました。一部私の話し方で誤解を招く可能性もありましたので、改めて答弁をいたします。

活動費470万円のうちの200万円の部分について、補助金云々の話をいたしました。基本的な考え方といたしましてはその470万円の中で活動していただくという考えでございます。したがって、その部分に村が単独で上乗せをすとか、そういう趣旨ではございません。申しましたのは、そういった活動によっては既存の補助金であるとか県の補助金であるとか、そういう活用できる補助金メニューとかがございますので、そういったものを活用する、あるいはその活用のための手続のお手伝いをするといった趣旨でございましたので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

委員（高橋和幸君） 各課課長の追加ご答弁ありがとうございます。

そして、先ほど村長から「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業に関して、前向きな答弁をいただきまして誠にありがとうございます。この予算の追加となりますと、予算への負荷がかかる大変なことではありますけれども、有意義な予算の使用は十二分に意味があると思いますので、臨機応変にその都度しっかりと対応していただきたいと思っております。

最後に教育関係で、10款1項2目教育委員会事務局運営費について質問をいたします。

学校でのICT機器操作、授業支援、情報管理に関して470万円ほどの予算計上されておりますけれども、この中身はどのような内容でしょうか。

教育長（遠藤 哲君） ICT支援員という方1名雇用いたしまして、具体的な業務ですが、ご存じのとおり教職員は多忙を極めておられて、そこにICTを指導に生かすあるいはメンテナンスとかトラブル対応、これなかなか困難ですので、コンピューターの基礎的な知識を持った方に来ていただいて、先生方の支援をしていただきます。具体的には機器やソフトウェアの設定、あるいは操作、それから研修、あとは授業に入っている個に応じた指導等にも対応するというのを想定しております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 機器関係とかの予算計上ということでしたけれども、それでもそういうものの整備、設備の充実化で子供たちの学力向上などへもつながっていくと思っておりますので、こういうものの設置管理、設備運営はしっかりとさせていただきたいと思っております。これに関しては以上です。

最後に、10款1項3目スクールバス運行に関しての民間バス業者運行委託に関して質問いたします。3,258万円の予算を計上されておりますけれども、スクールバス業者運行委託なので、これは多分バスではなくてタクシーの件と理解してよろしいでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 1つ訂正ですが、先ほどのICT支援員ですが、委託ではなくて雇用ということになりますので、申し訳ありません。

教育課長（佐藤正幸君） 民間バス業者運行委託につきましては、現在マイクロバスあとはワ

ゴン車の委託、これは車と人両方をお願いして運行していただくというような事業でございます。

小型乗用車も委託をしますが、今コロナ関係の対策で車を大型化して運行しておりますので、もしもコロナ関係がなければ小型乗用車も運行するんですが、現在はマイクロバスとワゴン車ということで運行している現状にあります。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） ご答弁を聞いていて、ちょっと分からなかったんですけども、飯舘村で扱っているバス及び民間業者のバス、それからタクシーは入っていないんですか。

教育課長（佐藤正幸君） スクールバス運転業務、これにつきましては村のスクールバスを運転する運転手だけを頼む業務委託料になります。

スクールバス運行業務、これにつきましては民間バスの運行を頼むというものでありまして、これは民間の車と人両方を使って運行していただくというものでございます。民間委託につきましてはマイクロバスとワゴン車と小型乗用車ということで、単価契約を結んで運行していただくということになります。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） タクシーは使っていないんですか。

教育課長（佐藤正幸君） いわゆる、民間で今運行しているタクシーというものではございませんであくまでも小型乗用車を、タクシーというものではなくて昔でいうとハイヤーみたいなものになりますかね、直接委託で頼むものなので、タクシーの表示がついているタクシーを運行するものではございません。

委員（高橋和幸君） 村営のものでも民間でもよろしいですけども、民間の分の委託料がなければ3,258万円がもしかしたら2,000万円で済むかもしれませんし、民間業者に頼むということ自体をいつまで続けるのか。そして今、民間のほうは一体何名の生徒がご利用されていて、どうして行政のほうで対応できないのかお伺いします。

教育課長（佐藤正幸君） もともと震災前は、飯舘村村内にスクールバス7台が運行してございました。今回、被災、避難によってかなり広域に子供たちが散らばっている、それをスクールバスで運行するというので、当初震災前に運行していなかった分以上の台数分を、国の復興予算で措置していただいているという状況でございます。ですので、民間に頼んでいる部分については国費で賄っているということで、基本的には震災前の状況の部分は村の予算で、それ以外については国の予算を頼りにして運行していただいているという状況になってございます。

民間委託の子供たちの台数でございますが、現在、令和3年度で考えているのは、朝と帰りでバスの運行台数が違ってくるんですけども、基本は朝の登校バスということで申し上げますと、朝民間のバス、車で4台、ここに子供が18名を民間のバスということで運行していただく計画としております。

以上でございます。

委員（高橋和幸君） 答弁をいただきましたけれども、間接的な答えの答弁かなと。直接的ではないなと感じているんですけども。国からもらえるお金だからいいとかそういうも

のは思っていないとは思いますが、いつまで民間業者を使い続けるんですかというのをお聞きしたんですよ。なぜ行政で対応できないんですかというのをお聞きしたんですよ。それは、例えばある生徒が普通の通う生徒よりも地域外にいて、バス1台出すのはもったいないからとか、そういう意味での返答をしてもらえるのであれば、こちらでも理解できるんですけれども、今の答弁だけではちょっと理解し難いので、もう一度、再度答弁をお伺いします。

教育課長（佐藤正幸君） 先ほど申しましたように、震災前、村の中でスクールバス7台運行しておりましたので、スクールバス7台で足りるという状況に村の中に子供たちがしっかり戻って、そういった区域外からの学校の通学が認められないというような状況になるかどうかちょっと分かりませんが、7台で済むのであれば民間委託でなくていいのかなと。ただ、それを超す部分については、やはり国の責任において復興予算で措置していただくべきかなと考えているところでございます。

委員（高橋和幸君） この民間のを使っているのは18名とおっしゃいましたが、この18名を今ほかの人たちが通っているような通常の運行状態には混ぜられないんですか、ということをお聞きしているんです。なぜ民間なんですかと。国からお金が出るからやっていると言いますが、国からもらえるからいつまでも続けるんじゃないかと。

教育長（遠藤 哲君） まず、大前提として、できる限り早い時間で、通学時間を短くしたいというのがありまして、そのためにはできるだけ数多くバス等を出して、子供たちを通学させなければならないと。そのためには、バスが7台ですので、当然バスの台数も足りませんし、現実的にドライバーさんの、あるいは助手さんの人数も足りないと、そういう状況です。

委員（高橋和幸君） どうしても質問と答えがすり合いませんので、この委託事業に関しまして、またスクールバスの運行状況、使用状況、生徒の送迎体制に関しまして、今後しっかり行政、村長はじめ行政の皆様、各課長でしっかりと精査、吟味をしていただきますようお願いいたします。いつまでも国からお金もらえるからとか、民間業者を使うじゃなくて。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休憩します。

（午後3時36分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

（午後3時38分）

教育長（遠藤 哲君） それでは、再度答弁させていただきますが、やはり一番気がかりなのが子供たちの通学時間が長くなるのがやっぱり心配であると。ですから、今現在川俣町、福島市、伊達市と様々な方角からコースで子供たち乗せなければならないので、これを7台のバスで回してしまうと時間が延びてしまうと。やむを得ず台数を増やしてタクシー等も利用して通学させて、子供たちの通学時間を短くしているという現状です。帰りについては、これはそれぞれ時間が決まっておりますので、これについてはそれほ

ど細かく対応できていないわけですが、朝に関してはそういう状況で多くの民間も使っているということになります。ただ、そのほかにもバスの台数の問題、それから運転手、助手の問題もありまして、民間業者に頼んでいるという、そういう現状です。

以上です。

委員（高橋和幸君） 細かなご説明をありがとうございます。民間業者を使用してはどうしても駄目だとか、かたくなに私が申し上げているつもりではなくて、子供たちの利便性の向上のために、また負担にならないように、しっかりと運行業務体制を果たしていつてもらいたいということを申し上げたかったので、ご理解いただけるでしょうか。その辺の取組は今後ともしっかりとよろしくお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

委員（佐藤健太君） 私からは、数点質問と確認をさせていただければと思います。

ナンバー6の資料を中心に数点質問させていただきたいと思います。

まず4ページの、職員福利厚生事業にあります委託業務等災害補償保険料というのが今年度から加わったのかなと思うんですけども、これが一体どういったものなのかをお願いします。

総務課長（高橋正文君） この委託業務等災害補償保険料36万5,000円でございますが、これは実は区長、副区長さん、以前は特別職の公務員でありましたけれども、今は委託としてやっております。あとは、現在役場で実施しています宿直を3名で回していますが、これらの方々の保険料ということでございます。以前、区長さん等は特別職の公務員ということで、総合賠償保険という村の保険が適用になったんですが、今後は委託の一般人ということで適用にならないということで、新たにこの保険料がかけられるということです。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、7ページの9款1項1日常備消防に要する経費で、昨年より577万6,000円増額になっているんですが、これは何か理由があるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） いわゆる常備消防の負担金でございますが、通常1億1,000万円ほどで推移しておったものでございますが、今回1億1,700万円ということで結構上がっております。この理由としては、相馬地方広域消防の中央管理システムという救急があったときに救急車、消防車等配置するような中央システムの改修に伴う負担金の増ということであります。飯舘村については、人口等の案分率で500万円等でございますが、支部、相馬市とか南相馬市については結構な額が増えているということでございます。相馬地方全体の市町村が増えているということであります。

委員（佐藤健太君） この予算は今年だけですか。それともずっとこの金額になっていくということですか。

総務課長（高橋正文君） 当面数年間は増えたままで負担額が増えるということでございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続きまして、10ページ、9款1項6目復興震災記録交流施設の運営に要する経費の中の、追加資料で備蓄の一覧を上げていただきましたけれども、この備蓄をするに当たってのこの備蓄には様々な物がありますけれども、これを選定する選定根拠は何かあったんで

しょうか。例えば何人分、何日分とか、それでその中のこういう物はこのくらい必要であるという、何かそういう規定みたいなのがあって、それで購入したということでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 資料でお配りした1ページにございますが、14項目ほどございます。これについては、今現在、既に調達して備蓄している一覧表になります。この数量につきましては、当面、20人分だと思ったんですが、1週間程度当面しのげるような物ということで調達したものでございます。ただ今後、今年度中に、コロナ関連予算補正でついておりますので、当面についてはこれから食料品等であったり、あとはガソリンの携行缶であったり、簡易組立ての便座であったり、あとはカセットコンロ、フリース毛布、簡易ベッド、マットレス等、これは避難者の数に応じてどのくらい必要かということをも県の防災課等にも照会してそろえる準備をしております。令和2年度中に45品目、今申し上げました様々な、スプーンであったり箸であったり、食料であったり水、ラジオとかですね、様々な物を令和2年度中に整備する予定をしております。

あと、先ほど資料で令和3年度予算の1,400万円の内訳をお配りしましたけれども、新年度についてもある程度の人数が、ある程度の日数避難できるような数量をそろえてまいりたいと考えております。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。村民全員分備蓄できればいいんでしょうけれども、なかなかそうもいかないと思いますので、その辺、決まりをしっかりとつくってやっていただきたいなと思いますし、保存期間もあると思うので、定期的に入替えなんかも発生してくると思いますので、これから継続的にかかっていく部分もかなり大きいと思いますので、そういった部分も気をつけながらやっていただければと思っています。

この保存期間に関してもなんですけれども、例えばこれ保存期間5年過ぎた場合はもう処分、廃棄処分という形になるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 資料にございますように、このご飯については保存期間5年とか、粉ミルクは1.5年とかございますので、この保存年限が切れる数年前、1年前とか、そのころになりましたら、これを配るイベント等、あとは村内に居住している高齢者世帯とかに配付するとか、その辺は無駄にならないように保存年を見ながら検討させていただきたいと思います。

委員（佐藤健太君） ぜひ、ロスのないようにやっていただければと思います。

この物品の中ですけれども、これから入れる物ですけれども、例えば避難所の中で使う個々人のプライバシーを守るようなパーティションなんかも入っているんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） パーティションといいますか、今予定していたのが個々のテントですか、体育館等に張る2人か3人くらいずつ入れる、軽いワンタッチで開くテントですね、それを導入しようという検討をしております。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

今、被災地なんかでもやっぱりそういった個々人のプライバシーを守れるような物が多々出ていますので、そういったところもしっかり検討に含めて入れていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

続きまして、その下にあります、10ページの、施設の点検業務なんですけれども、この点検業務というのは毎年の点検という形ですか、それとも何年かに1回という形でしょうか。

総務課長（高橋正文君） この委託料で点検業務が3つございますが、空調から下はほぼ毎年の点検になります。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。14ページ、2款1項2目村ホームページ運用管理業務と広報取材・編集・HP更新業務について、追加資料でシティプロモーションサブサイトという部分を出していただきましたが、これは村ホームページがありますけれどもそれとは違うサイトをつつくるということでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまのご質問に関連しまして提出いたしました資料が、提出資料の8ページになります。

ご質問ありましたように、村のサイトとは別につくるのかということでもありますけれども、そうではなくて、村のページに追加するような形でこのシティプロモーションサイトというものをつくりたいと考えております。

委員（佐藤健太君） 承知しました。このサイトを追加するということですが、ホームページはページを増やしたからいいというわけでは実はないと私は思っていて、このページを見てもらう人たちをどうやって増やすかということだと思っています。このページをつくるための予算は取ってあるんですけれども、もっともっと、例えばSEO対策とかそういった形で、いろいろな形で見てもらえる、このホームページに人を誘導してくる、そういった仕組みなんかも必要になってくるんじゃないかなと思いますがいかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 確かに、委員おただしのとおり、ホームページをリニューアルしてまいりたいということではありますが、問題はそこを見てもらうための仕組みということで、おっしゃるとおりかなと思っています。そのためには、やはり課題となっているところでありますが、情報の頻繁な更新であるとか、あと見やすいホームページであるとか、あるいはいろいろな村から出る情報の中にこのホームページのURLを記載するなどしてそこに誘導する取組などが必要と考えております。今、ご指摘をいただきましたので、新年度検討してまいりたいと思います。

委員（佐藤健太君） 結構、SEO対策なんかも予算がかなりかかりますので、よく練って進めていただければと思っています。

追加資料の6ページで、ふるさと応援サポーター報償があるんですけれども、までい大使の皆さんたちも、例えば講師とかアドバイザーで委託をかけた場合はこの応援サポーターの費用が適用になるという考え方でいいでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 立場によってこの費用が適用になるかどうかということがあるかなと思っています。もともとまでい大使の設置要綱の中に、村の要請によってまでい大使としてこちらに来る場合にはその部分の旅費を支給するというようにしておりますから、までい大使という立場でいらっしゃる場合には、一般の旅費を使って実費分

をという形になるかと思っておりますが、何らかの特別な有識者としてお願いをする場合にはそちらのほうの適用がされるのかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤健太君） それと併せて、までい大使の皆さんたちを任命するんですが、これは村長任命ということなんでしょうけれども、このまでい大使の方を任命するときの何か規定みたいなものってあるんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） までい大使の規定につきましては、平成22年12月15日、訓令ということで要綱でこの設置を定めております。ですから、震災前に定めたということになっており、その中の規定といいますか、どういう方をまでい大使として委嘱するかという決まりがございます。基本的な決まりとしましては2つございまして、飯舘村出身者で村外に在住している者、2つ目に飯舘村にゆかりのある者、そして3つ目にその他の者として村長が特に必要と認める者と規定をされております。そのほかに、役割ということで、飯舘村の村づくりだったりあるいはPR、発信、イメージアップ、そういうものにお手伝いをいただける方を委嘱すると決まっております。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

このまでい大使の皆さんたち、震災の前からお願いして来ていただいたり、いろいろなアドバイスを受けたりということでも来てもらっていますけれども、ここのこのまでい大使の皆さん、入替えというのはなかなか失礼なところではあるんでしょうけれども、追加というか、お願いをしていく人たちもこの後増やしていきたいという、そういった思いがあって15名という人数での名刺の印刷費になっているんでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 思いというか、そうですね、人数につきましては例年若干増減ございまして、いろいろ都合があってまでい大使の職を辞された方もいらっしゃいますので、その辺りの増減はあるとご理解いただければと思っております。増やしていきたいのかどうかということについては、追加資料の名簿をご覧になっていただいております。お気づきのとおり、どの方も震災前から飯舘村のいろいろな村づくりであるとか、あるいは避難中の復興支援に積極的に関わっていただいた方々でございまして、もちろん、知名度も高いですし、ネットワークも豊富な方々でありますので、こういった方々に飯舘村の魅力を発信していただく、あるいはイメージアップにつなげるような活動をしていただくということが、村にとっては非常に大切なことかなと考えておりますので、もし今後村の中との関わりの中で、そういう方がいらっしゃるようであれば、本人、その他相談の上、そういったものを検討してまいりたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

このまでい大使の皆さんたち、それぞれにいろいろな人脈を持っていらして、広報にもいろいろなお手伝いをいただいているんでしょうけれども、村としても、までい大使の皆さんたちにぜひこういったことを伝えてくださいみたいな共通したものがあってもいいのかなという感じはするんですね。それぞれがそれぞれのことを伝えてくださる

ことは大事なんですけれども。やっぱり、戦略的に飯舘村のPRとして、こういったことをPRしていきたいというものを早く決めてやっていくと効果的なのかなと思いますので、ぜひそんな感じの内容も検討してみてもいいと思います。

続けていきます。15ページに移って、ドッグラン竣工スマートフォン広告というのがあるんですが、こちらはスマートフォンを使った広告という、単純にその捉え方でよろしいのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまご質問のありましたスマートフォン広告でございます。ご質問のとおり、スマートフォンを使っての検索サイトであるとか、ニュースサイトであるとか、そういうものがあるかと思うんですけれども、そこに対してポップアップ広告を、もしかすると皆さんもご覧になったことがあるのかなと思いますが、そういった仕組みを使って今回ドッグランのほうをPRしてまいりたいと考えておりますので、そのための予算でございます。

委員（佐藤健太君） この広告は、単純に飯舘村にドッグランができましたという広告だけなのか、それとももう少し中身についても含めてPRができるような、そういったボリュームの広告なのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 今ほど申しましたように、ポップアップ広告でありますので、大体スマートフォンの画面の一部といいますか、そんな大部分を占めるものではないということでありますので、中心となるお知らせはオープンでありますから今度ふかや風の子広場、深谷復興拠点のところにドッグランがオープンしますというようなことになるのかなと思いますけれども、それに付随した情報についてもそこに載せられる限りは入れることができるということとっております。

委員（佐藤健太君） このドッグランですけれども、先ほどほかの委員からも出ましたけれども、ドッグランという一つのコンテンツによって集客が見込めるんじゃないかということ、私も思っています、その際に例えば小型犬、大型犬という部分で全然ドッグランの造りが違うので、そういったところで、例えば飯舘の道の駅は大型犬も遊べる場所がありますよとかそういった広告の出し方とか、何かこうターゲットを絞って出すとより効果的な広告になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいま建設を予定しておりますドッグランには、ご質問の内容にもありますけれども、小型犬用のスペースと、それとフリーといいますか、大型犬を中心としながらも大型犬がいないときにはそのほかの小型犬や中型犬も遊べるような場所も設けるということで造っております。今、お話しいただきましたように、何かそこでの魅力というものを伝えるということを出していくということが大事だと思いますので、ぜひともそんな形で広告していければと思います。

委員（佐藤健太君） ぜひ、よろしくお願いします。

続いて、同じ項目の中のふるさと納税収納代行サービス利用料という項目があるんですけれども、これ15ページにもあるんですが、16ページにも同じ項目があるんですね。ふるさと納税見込額1,000万円掛ける2分の1、ふるさと納税収納代行サービスということなんです、これは記載間違いということですか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） なかなか分かりづらい資料かもしれませんが、申し訳ありません。

まず一番初めの、2款1項6目の復興までい寄附金というところで500万円の予算を取っている部分、これにつきましては、今の飯舘村のふるさと納税のことです。この仕組みが、いわゆる村の中で独自に返礼品を発送したり、あと村のふるさと納税はポイント制なんですけれども、外部に委託をしております、その委託にかかるための費用が今の契約の中でその収入額の半分、50%ということになっております。今年は1,000万円の収入を見込んでおりますから、その半分の500万円が手数料として支出される見込みということでございます。

その中段ほどにあります、ふるさと納税収納代行サービス利用料であります、これは見込額の5%と書いております。これは、今ふるさと納税をインターネット経由で行っている関係で、そのふるさと納税のサイト、ふるぽとか、そういうものを利用するための利用料ということでこれが5%、消費税込みで55万円という形になってまいります。

この支出の500万円と55万円を足し合わせまして555万円になるわけですが、そこで16ページにあります445万円というのが1,000万円からそれを差し引いて、今度は飯舘村に入ってくるお金ということになりますので、ここで入ってきたお金を村としては陽はまた昇る基金のほうに元金として積み立てたいと思っておりますので、ここにその収入分を計上していると、こういうことでございます。ご理解をお願いします。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。ちょっと分かりづらかったので、説明をいただきました。このふるさと納税の代行というか業務なんですけれども、大分震災の後でいろいろお手伝いいただいて、効果を上げてきたわけなんですけれども、これは今後もしばらく続けていくという考えでしょうか。それとも、この費用なんかも結構手数料がかかりますので、そろそろ村の仕組みに切り替えていくということが必要な時期かと、私個人は思っているんですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ご質問のとおり、できれば飯舘村の中で独自にふるさと納税制度が運営できればこれにこしたことはないのかなと思っておりますし、実際他市町村の中にはそういったことをやっておられる自治体もございます。ただ、今現状、飯舘村の中での返礼品のいろいろご質問やご議論もありましたとおり、ラインナップの中で飯舘村の特産品というものが現在7品目ということでございまして、そのほかの品目については今回契約を結んでいます業者さんのほうから、いわゆる震災前に飯舘村で作っていた物であれば、特産品としてあったものであれば、ふるさと納税の返礼品に加えて差し支えないという国のほうの方向を受けて提供をいただいている返礼品が、まだ村の返礼品より多いという状況でございます。

したがって、その村側のふるさと納税制度運営のための負担と、それと必要な返礼品の充実に関しましては当座この方向で進めていくのがよろしいのかなと思っております。なお、今後そのふるさと納税の返礼品の充実を図っていく中で、ある程度ほかのところと比べても競争できると思いますか、そういうものが出てきた場合、あるいはその歳入

と歳出のバランスを見て、以後村のほうで取り組んだほうが良いという判断が出てきた場合には、独自にということも検討したいと思いますが、現状のところは以上のような理由で今の仕組みを継続したいと考えております。

以上です。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続いて、同じ16ページの中の、2款1項7目「みがきあげよう！ふるさと補助金」という今年入りました新しい補助金でございますが、これの補助対象の中身を見ていて、景観や環境の保全という項目が入っていますけれども、12月に私一般質問しましたけれども、桜の木のでんぐ巣病の除去なんかも、こういった補助金の中で取組として可能かどうかということでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） まさに、今委員おっしゃったようなことでございまして、実はこれまで第5次総合振興計画あるいは復興計画の中で、各地域の主体的な取組を支援する補助金というものをやってまいりました。村づくり事業補助金という形だったんです。震災前については、各行政区とも動きが活発でありまして、いろいろな伝統芸能の復活につながったり、地域の名所の整備につながったりという形で独自の取組を推進していただきました。その後、避難になってもこの事業は継続したわけでありまして、そこのところについては地域の絆づくりというところを中心にいろいろと進めてきていただけたかなと思っています。平成29年の避難指示解除以降も同じような制度を継続してきた中で、そろそろ地元にも目を向けた取組に軸足を移していただくかなどということで、去年は景観づくりに取り組んでいただくことを前提とした制度をつくってやっていただいたわけでございます。

実際、そのかいありまして、20行政区のうち14行政区で景観づくりの取組をやっていただいて、地域の方々の熱意を今感じているところでもありますけれども、一方で、行政区ヒアリング等ではやはりそれだと使いづらいというお話もいただいているところでもあります。さらに、第5次総合振興計画が終わり、来年度からは第6次総合振興計画が始まりますので、今度は地域づくり事業に代わる新たな事業ということで、今検討しているところでもあります。

お示しした追加資料の3ページの部分については、今のところ案ということでございますので、これで全て固まっているということではございませんで、村としましては今後の行政区総会等でこの事業に対する意見をいただきながら、この事業を決めていきたいと考えております。ですから、その中で今委員がおっしゃったような、例えば地域の課題となっていることを行政区全体で取り組みたいんだけど、そんなものが見える補助金にしてほしいというようなことがあれば、もちろんいろいろな費目によって補助できないものもありますけれども、できるだけそういったふるさとの担い手でありまして住民の方の意見を踏まえた上での制度にしてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） ぜひ、柔軟な補助金にして、使いやすい補助金に仕上げただけならばと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、19ページの2款1項12目の中ほどにありますKDDIの基地局建設工事アンテナ塔1基、私の地元でもあります前田行政区ですけれども、これがどこにできるのかということは分かりますでしょうか、

村づくり推進課長（三瓶 真君） 来年度のKDDIの前田地区への設置であります、書いてありますとおり前田地区の古今明地区にできるということが今予定されております。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、26ページの、4款1項3目墓地及び火葬場維持管理事業の中の、南相馬市の原町斎場の負担金ということで、去年は241万1,000円、今年度が113万円ということでかなり少なくなっているんですけども、これは何かあったんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 南相馬市の原町斎場負担金であります、こちらにつきましては算定に至っては均等割、利用割ということでありまして、南相馬市のほうで利用、飯館村分がこれくらいというのを基に算出されたもので村は要求したものでありますから、利用自体が減ったということでの113万円の部分だと考えております。

以上です。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続いて、その下なんですけれども、メモリアルホールいいたての修繕料と、その下のメモリアルホールいいたての管理運営費で、委託料の内訳を資料で出していただいた分が14ページにあるんですけども、この中で、小計の上、その他の予備費で修繕料等13万8,050円という形で入っているんですけども、この科目の中の修繕料、上のメモリアルホールいいたての修繕料とは別な修繕料の意味合いでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 委託の中に入っているその他修繕13万8,000円ほど、こちらについては、ふだん使った中での軽微な修繕で早急に直す必要があるものは農協さんのほうで早急に直す。村のほうで取っている予算につきましてはそうではなく、軽微でないもの、村で貸しているわけですから、その村の責任の下に直す必要があるものです。基本的にはこの委託料の中で、軽微な修繕はこの委託料の中で農協さんのほうで直していただくんですが、そうでない場合に設置者としての村のほうで直していただけないかという協議の中であった場合、村の予算で直していくという予算です。

委員（佐藤健太君） これは何か規定なんかはあるんですか。特にその話合いの中で、そうしましよとなった場合の予算ということですか。

住民課長（山田敬行君） 例えば、今回の地震等で少しドアの部品が取れてしまったとかそういったものを、委託ではなくて、これは村の予算で直してもらえないかという話合いがされます。規定というのは特に設けていないですが、基本的に話合いの中で進めております。

以上です。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続きまして、35ページ、4款1項4目の産後ケア事業、こちらの委託料の予算が昨年度から比べると大分少なく計上されているんですけども、これは何かあったんでしょうか。

か。

健康福祉課長（細川 亨君） 35ページの産後ケア事業であります。年々出生率も下がっておりますが、産後ケアを受ける方も少なくなっているということで、現状に合った予算額を組んだということでございます。

以上であります。

委員（佐藤健太君） 承知しました。

続いて、42ページになります。3款1項2目100歳お祝い記念事業の中身なんですけれども、温泉旅行代の助成だったり記念植樹ということなんですけれども、これなかなか100歳というと元気な方もいらっしゃいますし、そうでない方も中にはいらっしゃるかなと思うので、なかなか温泉に行くというのハードルが高いのかなという思いもあります。また、植樹といってもやっぱり今避難をしている方たちなんかもいますので、植える場所の選定だったり植えた後の管理ということも考えると、なかなか木を植えるということのハードルの高さもあるなと思っています。例えばこれを30万円とかの金一封という形でお渡しするという方法なんかもあるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 100歳というお祝い記念事業としましてずっとやってきた経過があります。100歳を迎えた高齢者に5万円を助成するというよりは、どちらかといえばその介護に当たってきた家族の方への温泉旅行ということで、5万円を報償として出しているという経過でございます。記念植樹に関しましては、20万円ということで実施しておりますが、帰ってきていないところについてはいろいろ検討の余地もあるのかなと。もちろん戻ってきていらっしゃる方もおりますので、こちらのほうは引き続き協議しながら、この100歳を迎えた方の意向を聞きながら進めていきたいと思っております。

以上であります。

委員（佐藤健太君） ぜひ、ここも柔軟に予算を執行していただければと思っています。

続いて、50ページにあります6款2項1目のイノシシを埋める穴の管理ですけれども、かなり捕獲頭数が増えてきていて、これは埋めるという穴に入れるということなんですけれども、今正直この後も続けていけるのかという部分と、あとこの後どういふふうな方法になっていくのかということがもし分かればお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） イノシシの仮埋却の穴の管理ということでありますが、実際今のところ、捕獲したイノシシ等については、村有地に穴を掘って仮埋却をしているという状況でございます。そろそろこの体制も限界だろうと考えておまして、実は今年度、国の交付金を活用しながら、イノシシのいわゆる減容化、そちらの施設を設置したいと考えております。今現在検討中でございます。具体化しましたら補正の中で対応させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員（佐藤健太君） ぜひ、お願いをしたいなと思います。やっぱり、なかなか臭いなんかもあって大変だっという話も聞きますので、早急をお願いしたいと思っております。これは終わります。

続いて、54ページの道の駅までい館の指定管理料ということで、これも内訳を出してい

ただいてまして、花卉及び環境整備ということで敷地内の芝の管理が入っているんですけども、私去年なんかも見ている、あまり芝の管理がちゃんとできていないんじゃないかなと思ってはいますけれども、こういった指定管理のチェックの項目というか、チェック機能はあるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ご指摘のとおりでございまして、昨年度そういった管理が不行き届きだったなと反省をしております。次年度につきましては、その辺も逐一チェックしながら指定管理のほうを、道の駅の駅長にもお話をしてその部分管理をしますし、こちら担当課のほうでもしっかりその辺を把握しながらよりよい運営に努めたいと思っております。

委員（佐藤健太君） 今年度の指定管理の中にも、これがしっかり入っていますので、ぜひしっかりとチェックをしながら進めていただければと思っています。

この2つ下にあります清掃業務の中なんですけれども、床であつたり手洗い場であつたり、様々な清掃業務が入っているわけですけれども、夏になるとツバメがかなり飛んできてツバメの巣が入り口のところにたくさんできていて、あの辺の清掃なんかはこの業務の中で賄うということなんですか。それとも別に予算を設けるべきなのかというところがありますのでお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） 夏場のツバメの巣ですけれども、こちらについては日常管理の中でお客様に迷惑がかからないような形で今清掃を行っているところであります。また、冬場、この冬ですけれども、一旦ツバメの巣については撤去して、その中で日々の管理をしていこうということで、対策を講じているところでございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、54ページの一番下にあります道の駅の運営会社の貸付金3,000万円が毎年あるわけですけれども、駅長はじめ道の駅のスタッフの皆さんの大きな努力によって今黒字化してきているという部分で、キャッシュフローが回ってきているのかなと思うので、3,000万円をいつまでも村から貸与するということじゃなくて、徐々に徐々に一般の金融機関から借入れをしながら、足りないときに必要なだけ借りるという形に切り替えていくべきじゃないかなと思うんですが、この辺りはどうお考えでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 貸付金3,000万円ということでございますが、これご承知のように道の駅のいわゆるランニングにかかる部分、いわゆる運営にかかる経常的な資金の部分ということでございます。確かに、経営状況は令和2年度で非常に大きく向上しまして、赤字もなくなり、また単年度1,000万円の黒字という形をようやく迎えることができたのかなと思っております。ただ、経営自体は非常に中身を見ますと無駄な部分を省く、スリム化を図った上での今の状況ということでありますので、まずは令和3年度についてはこれまでのとおりに出ささせていただいて、その上でさらに経常利益が見込めるのであれば、それ以降この部分については見直していく必要があるのかなと思っております。

委員（佐藤健太君） 道の駅、村にとって非常に大事な施設でもありますし、非常に大事に運営をしていかなければいけないところもあるんですけれども、やはり一つの株式会社と

いう事業体ですので、いつまでも村から無利子無担保で貸付けするというのはあまり見
え方はよくないなと感じている部分はありますので、この辺徐々にですけれども、転換
できていけばいいんじゃないかなと思っていますので、前向きによろしくをお願いします。

続けて、61ページ、8款3項1目河川維持管理事業ということで、古今明川と佐須川で、
これも追加資料を頂いていまして地図が出てきているんですけども、26ページの普通
河川のところですけれども、これはこの河川全体の工事ということになるという認識で
よろしいでしょうか

副村長（高橋祐一君） 来年度事業に関しましては古今明川、佐須川の全般、全域の工事とい
うことで考えております。

委員（佐藤健太君） 以前に、コンクリートの川に変わったところなんかもありますので、そ
の辺なんかはこの範囲には入っていないということでしょうか。

副村長（高橋祐一君） この委託の中では現地調査をしまして、その辺を確認しながら、当然
施工の必要のないところについてはそのまま、あるところについては撤去するという考
え方で、金額的にも途中で変更は出てくるかと思えます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。古今明川も佐須川も台風19号でかなり災害を受
けたところでもありますので、ぜひしっかりと施工していただければと思っていますの
でよろしくをお願いします。

一旦終わります。

委員（佐藤一郎君） それでは、私から8点ほどだと思えますけれども。

まず教育委員会の、69ページ、先ほど高橋委員から任期付職員を採用してICTを学校
で導入して教育を進めていくということなんですが、私も2年ほど前、議会の特別委員
会で岐阜へ研修に参りました。その際には、やはり教員のほうがICT機器を動かすな
りいろいろな面で指導が必要だと、覚えるのに時間がかかると、そういうことがありま
した。そういった中で、私あまり知識がないものですから、ネット上でユーチューブな
りICTのことについて見てみましたが、飯舘村のいいたて希望の里学園でのICT教
育については、ソフトなりクラウドを使った上でのICT教育を進めていくのか、また
違う方法なのか、そこら辺のところをお聞きしたいと思います。

教育長（遠藤 哲君） 子供たち、1人1台、65台ほどタブレットを整備して、そこにソフト
を8つほど入れる予定です。全て説明しますと長くなってしまいますので、例えば「ロイロ
ノート・スクール」という授業支援ソフトがありまして、これは授業に使うもので、例
えばプレゼンテーション機能、それからそれぞれの回答等を共有したりできる機能、あ
と生徒同士で交流できる機能が備わっており、こういったものを使って授業支援をして
いく予定です。

8つ全て説明できませんが、こういったものによって期待される効果というのは、やは
り一番は個別最適化されたいわゆる個に応じた指導ということです。それから、去年の
ように臨時休校等における遠隔指導、あるいは課題等の学習、ドリル学習もできますし、
データを蓄積できるので、適切な評価指導にもつながります。それから、学校と家庭の
情報共有ができるようになります。そのタブレットを使って、保護者との連絡等もでき

ます。あと忘れてならないのは、やはり本村の学校の場合、避難先から通学しておりますので、どうしても近所に友達もいませんし、そういう心の問題もあります。その点、タブレットでは友達同士も交流できます。また、緊急時等、家庭訪問等の対応がなかなか難しいですが、こういったもので顔を見ながら様子観察もでき、タブレットで連絡もできる、こういった効果が期待されます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） よく分かりました。そういった中で、ICTのメリットを見ますと、やはり子供たちも、村長の言葉じゃないですけども、動画を使った授業はわくわくドキドキするというようなメリットが書き込まれております。また、ネット上なので、取捨選択しながら情報を使っていかなければならないと思いますけれども、授業が進むとか、分かりやすいとか、そういうメリットもいろいろ書かれております。あとは回答するに当たって、自筆でタブレット上に、5択とかそういう答えじゃなくて筆記によって答えるような授業を動画等で見ましたので、ぜひともいろいろな応用編もできるだろうと思いますので、今後、希望の里学園の教育にとっていいICT教育になればと期待しておりますので、どうか、村長もICT関係、教育だけじゃなくて農業関係でも、提案理由の中でもおっしゃっていただきましたので、ぜひとも進めて、よりよい授業をしていただきたいと思います。

続きまして、66ページ、3款2項3目、認定こども園の運営ということで、一番最初に園児54人を予定しているということで書いてあります。ということは、義務教育学校の1年生に入学する園児は、去年より増えているという状況にあると思います。そういった中で、これは何か工夫なり努力なりされた結果であったのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

教育長（遠藤 哲君） まず、令和3年度、今度の4月の入学生ですが6名です。3月に卒園する子供が8名なので、8名のうち6名が希望の里学園に入学してくるという。大体、例年このくらいの割合で入学してきますので。委員おっしゃられるとおり、このこども園の子供たちの数がそのまま希望の里学園に来れば、ある程度の人数は確保できるということです。

工夫ということなんですが、それぞれの家庭の事情でというのもあると思いますが、保育園、幼稚園、いわゆるこども園と小中学校、つまりいいとて希望の里学園、この子供たち同士の交流、そして先生方も交流をしております、例えば希望の里学園の子供たちがこども園に行って幼児と触れ合ったり遊んだりそういったものを、ちょっと今年度コロナの関係もあってあまりできないと聞いておりますが、例年そんなことを行っております。それから、先日、5歳児が1年生に案内されながら希望の里学園に訪問というんですか、体験入学というんですか、そういったこともやっております。そういう幼保小中の連携をしっかりとっているということで、抵抗なく希望の里学園に入学していただけているのかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） よく分かりました。今後、希望の里学園なりこども園の将来が期待され

るものでありますし、これが減少ということならば、いろいろと策を打っていかねばならないことだと思います。ご期待をいたします。この質問は終わります。

続きまして、私、逆からやっていますが、65ページですが、6款1項6目の林道舗装工事について、私の地元の栃窪大倉線の舗装が予算に入っていますが、これは私が年配の人から昔よく聞いた話では、やはりダムがいろいろな災害に見舞われたとか、そういう場合の緊急道路として位置づけられているんだと聞きましたが、そういうことでの林道舗装工事なのか伺っておきたいと思います。

副村長（高橋祐一君） これは、栃窪大倉線で、鹿島のほうの栃窪のほうに抜ける山の頂上のところが国有林の中を通る林道になっております。基本的には林道ですので、林業専用のためというのが基本でありますけれども、それに付け加えて災害時の迂回路という目的も一つ入っております。ただ、村のほうでは、勾配が急な砂利道でやはり管理するのが大変だということもありましたので、今回事業を使いまして林道の舗装をやらせてもらっているという状況でございます。ただ、向かいの鹿島側、そちらのほうはまだ整備されていないというところで、そこを通り抜けできないという状況になっておりますので、その辺については南相馬市と協議をしながら緊急の道路として対応できるようにしていきたいと思っています。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。副村長が言うように、そういう緊急のための道路が、災害が起きた場合に通行できなくなる場合もあります。そういったことで、まず副村長がおっしゃったとおり南相馬市とも連携しながら、道路はできているんですけども舗装にはなっていない、砂利道もひどい感じになっておりますので、協議の上、今後とも進めていっていただきたいと思います。お願いします。

続きまして、49ページ、6款1項4目18節になります。先ほど、高橋委員からもありましたが素牛導入事業であります。これに対しては畜産農家にとって本当に助かっている事業だとは思っております。そういった中で、今後和牛の農家さんが集まって、去年は設立できませんでしたが和牛改良部会があるわけです、一度は絶えましたがけれども。農協の部長の指導の下、今年度には部会をつくって、村にいろいろな面で要望などもしていかなければと私なりに思っているところです。

そうした中で、村長の発言の中にも、ブランド化という言葉が入っていました。牛に対しても、先ほど高橋委員からありましたが、ブランド化に向けて進めなければならないと、私なりに、あと畜産農家さんなりに思っていることでもあります。そういった中で、今現在牛のほうも進んでおりまして、DNAの鑑定はもちろんですけれども、牛の遺伝子情報でもありますゲノム解析も進んでいまして、その素牛の親になりますけれども、育種価も解析することもできるようになっております。今後、やはり、ただ九州から導入しただけでは駄目で、その中身、遺伝子で子供に伝える能力がどれだけあるのか、そういう情報も分かるわけです。相馬から移住してきた方の牛の中にも立派な能力を持った親牛がおります。飯舘村は過去トップクラスでしたが、その時代は受精卵の採卵とかそういうことに一生懸命尽力してきたので、飯舘村がその当時一番福島県の市場では高く売ってました。100万円台、昔150万円とかそういう値もついた、そういうブ

ランドの牛を生ませて育てていたというような現状もありました。

優秀な素牛を育てて、その中から最終的には飯舘牛の肥育をいたしまして、ふるさと納税の返礼品にも、あとまた道の駅でも、館長にあそこの食堂で使ってほしい。レストランで食事をする際によく飯舘牛はまだなのかと言われます。そしてまた、いろいろな会話の中でもそういう話はよく出ます。いずれにせよ、ブランド化をしっかりと、村内の店に出すなりふるさと納税の商品にするなり、もちろん今すぐというわけにはいきません。今のところ飯舘村においては1人肥育をやっているだけです、牛も足りないということなので、これはやり方についてはいろいろあると思います。繁殖農家に対して何頭か飼ってくれないかとか、飼養してくれないかとか、そういうような方法もありますし、今後ブランド化に向けて、私たちも協力していきたいと思います。

私も今2頭だけ肥育しております。南相馬の若手の方に教えられながら、その方は優秀で、共励会などではよく賞を取っている方なのですが、そういう方が南相馬や相馬に何人かおられますので、そういう方と情報を共有しながら今やっているところであります。将来的にはブランドを確立して、村としても確立していただきたいと思います。それには、農協の協力も必要だろうと思いますので、そこら辺のところもよろしくお願ひしたいと思いますが、そこら辺、答弁をお願いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 佐藤一郎委員の非常に熱い思いをお聞かせいただいて、本当にありがたいなと思っております。今、育種価という言葉がありました。震災前のこの議会の中においても育種価をしっかりと評価をしながら村で振興すべきだというお話があったのを私も記憶しておりますし、今そういうことがゲノム解析によって、さらに、見た目だけではなくて数値なりデータなりで分かるという状況になってきたということは、非常に村にとっては、技術の進歩が村の後押しをするのかなと期待するものがあるところであります。

村としては、繁殖農家の方々に、まずは先駆的に村内で再開をしていただいているという状況がありますし、肥育をやっていただいているという部分もあります。いかにせん、繁殖牛は震災前よりも評価が逆に高くなって、子牛の値段が上がっているという非常にいい傾向でありつつも、肥育をする肥育専門でやる方については多分大変なんだろうと思っておりますので、おっしゃるとおり繁殖から肥育までの一貫経営というものも片や目指しながらいくべきだろうと、ブランド化にとっては、そういうことが必要だろうと考えます。

あともう一つは、完全な飯舘牛というブランド化の前に、今ある、例えば経産牛の肥育戻しというものも実はされている方がいますので、そういうもので例えば道の駅とか焼肉イベントとか、そういうことをしながら、皆さんでやっぱり飯舘牛への思いを高めながら、深めながら、そして肥育に向かっていくということも一つの手かなと思っておりますので、おっしゃるとおりブランド化に向かってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 暫時休議します。

(午後4時39分)

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 再開します。

(午後4時39分)

◎散会の宣告

委員長（相良 弘君） 佐藤一郎さんの質問の続きは、明日継続いたします。

ほかに質疑ある人はございませんか。ほかにあれば、明日その人を指名します。いいですか。明日の委員会も継続いたします。

本日の委員会は終了し、散会いたします。

なお、再度申し上げます。新型コロナウイルス感染対策に配慮し、会議時間短縮のため、重複した質問は極力されないようご配慮お願いいたします。

本日の委員会はこれで終了し、散会いたします。

なお、明日17日も午前10時からこの場にて委員会を再開します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後4時39分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月16日

予算審査特別委員会委員長 相良 弘

令和3年3月17日

令和3年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

令和3年3月17日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	相良弘君		
副委員長	長正利一君		
委員	佐藤八郎君	渡邊計君	高橋和幸君
	高橋孝雄君	佐藤一郎君	佐藤健太君
	長谷川芳博		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	高橋正文	村づくり推進課長	三瓶真
住民課長	山田敬行	健康福祉課長	細川亨
産業振興課長	村山宏行	建設課長	高橋祐一
会計管理者	山田敬行	復興対策課長	村山宏行
教育長	遠藤哲	教育課長	佐藤正幸
生涯学習課長	藤井一彦	農業委員会事務局長	村山宏行
選挙管理委員会書記長	高橋正文	代表監査委員	高橋賢治

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長 石井秀徳 書記 高橋由香 書記 高野琢子

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（相良 弘君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしております。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（相良 弘君） 昨日16日に引き続き、総括質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（佐藤一郎君） おはようございます。

昨日少し時間が足りなかったので、今日も質問をさせていただきます。

まず基金について、追加資料で2ページになりますけれども、一覧を頂きました。そうした中で基金残高は82億1,000万円ほどあり、24ほどの基金に分かれております。総務課長からは説明の中で、財政調整基金、今年度も財政を削減しながらこの程度まだ基金を積んでいくんだということであります。そうした中で、私から質問なんですけれども、役場庁舎の太陽光発電なりあとは旧飯樋小、震災記録交流施設ができますけれども、その太陽光発電についてはこの基金に入っていくのか、それとも違う形になるのか、ちょっと伺いたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 役場庁舎、あと旧飯樋小の太陽光の電力の使用につきましては、大火山の発電とは違いまして、旧飯樋小と役場庁舎の発電については、自家消費ということで考えております。ですから基金には積立て等はならないということであります。

委員（佐藤一郎君） 分かりました。庁舎、それから震災記録交流施設の経費の電気料の中に入っているということになりますね。これら基金は大事に使っていくということですので、執行の際には十分留意をしていただきたいと思います。

それでは50ページ、6款2項1目、ふくしま森林再生事業の発注についてなんですけど、いろいろ聞きますと、受注を受けたところで、短期集中型になって実際大変みたいなんですね。そういうことで、発注について分散なりそういう方向はできないものか。川内村では今、発注をかけて、あとまた夏ぐらいにかけて、2回に分けて発注するような話を聞いておりますが、このように分散はできるのかできないのか、伺いたいと思います。

産業振興課長（村山宏行君） ふくしま森林再生事業の発注についてのご質問ということですが、本事業につきましては、村の森林整備を図りながら放射線を低減していく施策として取り組んでいるところでございます。それで発注なんですけれども、非常に金額が大きいのところがございます。こちら県のほうからの指令を待ってのことにありますので、なかなか早くというのは難しいのかなと思っております。なお、事業者からもそういった要望は聞いておりますので、なるべく早期に発注できるような形を進め、県のほうにも働きかけたいと思っております。

委員（佐藤一郎君） 今後はほかの市町村も勉強しながらといいますか、参考にしながら、発注などもしていただければと思います。そうした中で林業再生事業は、今後今進めてい

ますバイオマスの発電等にもつながっていくと思います。林業再生については、昔ですと20年ごとに炭焼きなどして再生をしていったんですね。今回は放射能低減という理由もございしますが、そうやって村の森林が保たれていたということもあります。今後20年間にわたりこの伐採などもやっていくという計画も聞いておりますので、ぜひ無理のない発注をしていただければと思います。この質問に対しては終わりたいと思います。

あと27ページ、4款2項2目の一般廃棄物処理事業ということで、以前お話を聞いたところ、一旦クリアセンターのほうに可燃ごみなりを搬入して、そこで分別して蕨平の焼却施設に持っていくという経緯だったと思います。今回、南相馬市にお頼みするという事なんですが、やはりクリアセンターに一度持ち帰って可燃ごみでも分別などして、もう一度原町のクリーン原町センターに運搬するのか、そこら辺のところお聞きしたいと思います。

住民課長（山田敬行君） 一般廃棄物のいわゆる燃えるごみですね、南相馬市に4月から持っていきますが、ご質問にあったとおり、今まで蕨平に持っていく場合は、一度フレコンバックに詰めて焼却をしていたということなんですが、南相馬市に持っていく際には、パッカー車といいますか、それに入れたらそのまま南相馬市に持っていくということで考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。ですから私たち、ごみを投げる村内村民の方もやっぱり分別をしっかりと、気をつけてごみ袋に入れなければならないのかなと考えます。これについては質問を終わりたいと思います。

資料番号ナンバー5の重点事業の中に、私どもの行政区でありますはやま湖花火大会運営事業、これにつきまして少しお話ししたいと思います。まずもってこのはやま湖花火大会、我が大倉地区で震災前から寄附などを頂きながらずっと行ってきました。でも今回震災後、帰村してからは県の事業を使って、地区の住民がいろいろと企画をしながら、出店なりいろいろな観光客の対応をしながら続けてまいっております。去年はコロナ禍でしたので中止となりました。まずもって大倉地区の皆様は、これを楽しみに、またこれに向けて団結して準備などを毎年してまいりました。ヒアリング等でもこのはやま湖まつりの要望が出ているかと思えますけれども、震災前ですと、県のほうの共催もいただきながら、真野ダムの事務所なども開いていただいて、いろいろなイベントをやってきたところです。今年はコロナ禍でどうなるのかは分かりませんが、予算をつけていただきましてありがとうございます。そうした中で、地区では県とともにやっていくという要望を村のほうに出しましたが、その後についてどうなっているのか、伺っておきたいと思えます。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまのご質問のはやま湖花火大会の県の関わりについてであります。去年の行政区ヒアリングの中で、確かにこの件に関しまして、以前のような、いわゆる県の関わりがある中でのイベントとして復活ができないかというご要望をいただいております。これを踏まえまして、去年の当初予算要求の段階のとき、一旦係のほうで相双建設事務所のほうにお邪魔をいたしまして、来年度もぜひ大倉の花火大

会をやりたいと考えておりますので、県のほうにもご協力並びにこれまでのような関わり方で、ぜひ予算などをお願いしたいという要望をしてきたところでございます。その後、県のほうでどのようになったかはまだ確認しておりませんが、村のほうの対応としては、県のほうに要望をしたところでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。結果については今後県のほうから入ってくるかなと思います。私どもの行政区も区長がダムの係長の方に要望などを伝えてありますので、ぜひ期待をして、またこのコロナ禍が静まれば実施できるのではないかと期待しておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

最後にですが、令和3年度の予算を説明なり拝見いたしまして、重点事業等様々ございますが、この村長がおっしゃっているわくわくする事業がいろいろと入っております。それを見ますと、村民みんなが担い手なんだということで、新規就農なり農業に対して村内からも募集をかけるような事業、そして移住定住交流事業の中には地域おこし協力隊の増員とか、若い人の募集といいますか、帰村なり移住定住、交流につながるような事業が入っているかと思えます。やっぱり一番大事なのは若い人がこの村に入ってくる、交流する、移住する、定住する。これがこれからのキーポイントになってくるんじゃないかなと私は思います。そういうことで、この事業に対して期待をするところであります。そういうことで、もう一度この令和3年度の移住定住交流なり、この新事業に対してもう一度私の認識でよいのか、答弁いただきたいと思えます。答弁をいただいて私の質問は終わりたいと思えます。

村長（杉岡 誠君） 今佐藤一郎委員にいただいたとおり、まさしくその移住定住という言葉だけを使うと、村民でない方だけを呼び込むようなほうに聞こえてしまいますけれども、スタートアップ補助金と同じように、村民の方であっても新たに村を選んで住み直す、あるいは新たに村でなりわいを興すという方々を村としてはしっかり支援してまいります。あるいはそういうなりわいだけでなく、地域の行事や他行政区にまたがるような、そういうところにも若い方々が携わって、楽しみというものを生み出しながら、わくわくしていくふるさとを形づくっていくということが私の願いであり、思いであり、それを予算に反映させていただいたという部分であります。

諸般の報告の中でも申し上げましたけれども、当初予算については非常に節減をしながら、それでも思いを込めて形づくった部分があります。さらに今後国のほうの事業、移住定住策等々が進む部分がありますので、そういった予算についてはまた補正予算という形で皆様にご審議をいただきまして、議決いただくものについてはしっかり進めていきたいという考えもございますので、ぜひご理解のほどをいただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

委員長（相良 弘君） これで佐藤一郎君の質問は終わります。

委員の皆様をお願いします。質問は簡潔明瞭をお願いしたいと思います。

委員（高橋孝雄君） おはようございます。私からはちょっと手短にお尋ねしますけれども、まず、最初をお願いですが、ナンバー6の19ページ、携帯電話不通話地区解消、これ1

基立てるのに1,418万かかるんですね。実は私、一般質問でも質問したときに、役場で調べて須萱地区とそれから前田・八和木の割木は大丈夫だという返答をもらったんですけども、一応もう一回、住民とこの件について現状を話ししてください。お願いします。やっていただけますか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 一般質問の中でご質問いただきましたその須萱地区と前田・八和木地区の割木地区ですね。こちらのほうの調査についてもう少し詳細にお願いしたいということかと思しますので、住民の方と連絡を取りながら時期を見て実施したいと思います。

以上です。

委員（高橋孝雄君） それではナンバー6の48ページ、農地中間管理事業について、これ村長の得意分野でございますが、地域集積協力金としてかなりの金額出ていますけれども、これは10年でいいんですか。

産業振興課長（村山宏行君） 地域集積協力金、農地中間管理事業を活用した農地の集積利用に係る部分ということでございます。基本的に村で取り組んでおりますこの中間管理事業の分については、10年ということになりますので、当初に10年一括してという形で考えているところでございます。

委員（高橋孝雄君） それで私の地区でも取り組んでいるんですけども、大体平均年齢が65歳ぐらいなんです。10年というとかかなり長過ぎるような気がしますし、また途中でもしこれをやめた場合には、7年でやめた場合、3年分のこの助成金を返還すれば済むのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 地域の担い手の方々に集積をしてということでありますから、その中でどうしても途中でできなくなる、そういった方がいないとは限らないわけです。そうした場合にも、やはり地域の中でじゃあその方に成り代わって集積を担っていただける方、そういったところのマッチングは村としてもさせていただく、そんな形で取り組みたいと思っております。

委員（高橋孝雄君） その担い手なんですけれども、結局今10人ぐらいで始まっているのが1人、2人になったのではどうしようもなくなるというわけなんです。ですからその場合にはもらった10年分の補助金、それを7年でやめた場合は3年分返せばいいのかどうか聞いているんです。

村長（杉岡 誠君） 交付金の返還要件については、詳細を調べなければ分からないことですが、やむを得ない理由でどうしても営農をやめるということはあるだろうと考えております。ただやめたままその土地が誰も担い手がなくなってしまいうことは考えておりませんので、今産業振興課長が申し上げたとおり、地域内、あるいはほかの地域の方も含めて次の担い手を探して、そこの営農が続けられる状況をつくることによって、返還が生じないような形が国なり県なりとの交渉ができるのではないかなと思っておりますので、今の段階で例えばもう3年でやめるつもりで10年間の契約をするというようなことをされると、それは問題になりますので、あくまで10年間の営農計画を持って契約をしていただく、その中でやむを得ない理由があるときには、様々な様態があると

と思いますが、村が間に入ってやっていることですので、ご相談をいただいて村としても最大限そういう不利益が生じないようなやり方を考えていきたいと考えております。

あともう一点は、例えば上飯樋地区では農業法人が立ち上がりましたが、60歳の方で立ち上げた農業法人が今は40代の方々、息子さんの世代の方々に実はもう既に切り替わっているという部分がありまして、先鞭をつける皆様が先に進んでいただくことで、次の世代がいや、やっぱり俺らにやらせろと、俺たちにも関わらせてくれと、そういうことの気運が生まれるかなと、そういう効果もあるかなと思っておりますので、必ずしも自分だけじゃなくて地域全体、あるいは村全体でこのことについては取り組んでいきたいと、そういう思いがありますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員（高橋孝雄君） 貸したほうもお金をもらうというわけですね。だからそうすると貸したほうも結局最終的にばらすような状態になったときには、貸したほうでもやっぱりお金を返さなきゃならないという認識でよろしいでしょうか。

村長（杉岡 誠君） そうですね。貸したほう、借りるほう、両方いますが、その間の中間管理機構というところがいまして、地権者さんは農地中間管理機構に貸す。今度は農地中間管理機構が担い手に貸すという、そういう三者契約と申しますか、二者契約なんです、それぞれの契約があります。一番の条件は借主がいることと、そして営農活動が継続されていることが必須要件となりますので、その状況が例えば間1年間、半年空くことがあるかもしれませんが、これは実は農地中間管理機構自身の責務としても、担い手を常に探し続けなければならないというのがあります。当初貸した先の借主のほうはどうしても営農を断念したと。そのまま放っておくということは、農地中間管理事業上はあり得ないことなので、まずは村が入って担い手を探す。それでもいないときには全国に公募するという形で、次の担い手を探す仕組みになっていますから、その担い手が決まれば地権者さんからお金を返還するということは生じないだろうなどは予測はしますが、なお様々な様態によって国が定めることですから、返還要件があるかもしれません。でも返還が生じないようにするのが村の考えだということでもあります。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） それはできるだけそう放棄するようなことのないように、それは努力しますし、または指導します。取りあえずその内容がはっきりしたので、それは安心いたしました。

じゃあ次に、50ページの先ほど一郎委員が質問された山林資源活用事業でございますけれども、私からはこの原木シイタケ、それから炭焼き、この事業に2,400万円ほどかけているんですけれども、これはどこ地区でやるかは指定されているんですか。

産業振興課長（村山宏行君） ただいまのご質問は、山林資源を活用した生業事業のことですけれども、実は調査事業の3年目が来年になります。この事業につきましては、今あいの沢の奥で作業をしているわけですが、村内の林産物の放射線の影響を調べるところで、まず原木については深谷もですし、それから関沢地区、それから何か所か村内のほうから集めて、そこで原木を行っています。また菌床シイタケについても、それをおがにして、そして種をまいて、という形で実証の効果を待っているとい

うところでございます。製炭につきましても、同じく村内の産出するナラ材、そういったものを炭の原料にして、製炭をした場合にどのぐらいのセシウムが残るのか、そういったところの実験、実証をしているというところでございます。3年目になりますので、これから成果が出ると思っておりますけれども、2年目の状況でありますと、やはりセシウムについてはかなり残るのかなという、そういう結果を今のところ聞いているところでございます。

委員（高橋孝雄君）　そして深谷だけではなくて、今度やらせてくださいという地区があったら、それは試験的にやらせてもらえるんですか。

産業振興課長（村山宏行君）　地区的には2地区でやっておりますけれども、原木自体の産出する場所は、村内抽出ということで深谷に限ったことではございません。ですので多分前田のほうが入っているのかなとは思ってはおりますけれども、そこは確認したいと思っております。

委員（高橋孝雄君）　それでは、まずは私のほうの地区でもぜひこういう作業をやりたいという人もいるもので、もしこの事業に参加できるんだったら、ぜひともやらせてもらいたいんです。

産業振興課長（村山宏行君）　この事業は地区にお任せしているものではなくて、実際にやっているのは原子力安全協会の放射線の専門家をお願いをして、炭にした場合のセシウムの残存量、あるいはその原木を使ってシイタケを栽培した場合の吸収の量、そういったところを調べるということが基本でありますので、基本的には専門の委託業者をお願いをしているというところでございます。

委員（高橋孝雄君）　そうすると、これは結局ただ調べるだけやって、製品としては使用しないということですね。

産業振興課長（村山宏行君）　ご指摘のとおりです。調査のみでございます。林産物については販売等できないという状況でありますので、調査を行ってセシウムの影響、そういったことを調べるというのが目的でございます。

委員（高橋孝雄君）　これ試験だけにこれだけの金額がかかるのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君）　専門的な工程で行いますし、炭焼き、シイタケ原木とそれから菌床と、そういった形でサンプル抽出をしながら行っておりますので、このような積上げという形になってございます。

委員（高橋孝雄君）　この作業に携わった人数は分かりますか。

産業振興課長（村山宏行君）　もちろん作業について、例えば炭焼きのほうですと、村の方にそういった実際の作業的には行っていただいているという認識をしておりますが、詳細のどのぐらい人数がかかっているかというのは調べてからご報告という形になるかと思えます。

委員（高橋孝雄君）　じゃあそれは後で教えていただきたいと思います。

私からの質問はこれで終わります。

委員（佐藤八郎君）　予算ですので、この予算執行されて終わったときに村民の生活がどういうふうになっているかというのが前提で、いろいろ考えてみますと、なかなか難しいと

ころもあるんですけれども、そういう観点で何点か質問させていただきます。

まず、みがきあげよう！ふるさと事業ということで、追加資料3ページにもりましたけれども、従来の地域づくりに代わるものか、あるいは行政区地区別計画に基づく事業で村で定めた項目のいずれかということと、この認定基準は何かあるのかどうか、この2点をまず伺っておきたいと思います。

村づくり推進課長（三瓶 真君） みがきあげよう！ふるさと補助金へのご質問ということで、追加で資料を提出しているところでございます。ただいまご質問にありましたように、こちらの事業は令和3年度から新しく取り組む事業ということで、ただいまこの案という形でこれをお示ししているところであります。

まず、これまで行っておりました第5次総合振興計画をまだやっております、地区別計画というものがございましたけれども、それと同様に対象ということでありますと、各行政区ということで今考えているところであります。その対象項目が3ページに示されているわけでございますけれども、この項目については現在のところではあくまで案ということでありまして、この詳細、どのような項目をこの対象にするかは昨日も申し上げましたが、行政区総会等でこれを示しながらご意見をいただき、村で定めた項目となっておりますけれども、その前段、ご意見をお聞きしたいと思っております。

あと、もう一つの基準ということでありますけれども、これまで第5次総合振興計画の初期といいますか、まだ避難の前の部分ですと、村づくり審議会ということで、各行政区の代表の方でつくる組織がありまして、その中でお互いにお互いの計画等をいろいろと議論しながら、主には前向きな意見やアドバイスをいただきながら、事業を認定してきたという流れがございます。今回もそんな形で組織を立ち上げながら、その決定というプロセスを組んでまいりたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 従来の地域づくりの枠と、この部分との違いは大きくは何でしょう。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 従来の地域づくりとこの枠で現在のところありますけれども、一番違うのは地域づくり事業は計画期間を通して300万円でしたか、その予算があったり、あるいはつながりということで複数以上のときに200万円でしたか、そういった形で長いスパンでその予算が組まれておりましたが、今回につきましてはこれまで1行政区50万円ということでやってきたものを、予算の中では70万円、これは平均でありますから、行政区の世帯数、人数によって若干増減がありますけれども、そういう金額の枠が一つは大きく違うのかなと思っております。

また、もう一つ違うのは、これから決まっていくことになるであろうその項目です。これについてある程度その行政区の柔軟さといいますか、希望に添ったものを取り入れていきながらも、これからのふるさとづくりをするに当たって必要な項目といいますか、そんな項目を実施していただける場合には、規制をかけるのではなくて、むしろそういう項目に取り組んでいただくことによって補助率をほかの事業よりも上げるといった仕組みにできたらと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、対象項目の範囲も、これからもっと広がる可能性、みんなの声によってもっと増える部分、要らなくなる部分もあるのでしょうか。あと上限額も上がったということで、もっと大きく事業もできて、経費もかかるというのはあるでしょうけれども、そういう意味ではある程度つながりとかそういうものが交流推進を目的とすれば、もっと幅広くできるようになると理解していいわけだと思います。問題はどのぐらいの規模でやればいいのかが見えないんですけれども、行政区全体、例えば隣の地区とやる場合とか、旧石橋地区の4地区でやるとか、飯樋の4区でやるとかってなるのか、そうではなくて有志の10人ぐらいでもいいのか分からないんですが、これは気軽にやれる事業になるのでしょうか。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 事業規模ということのご質問だったかなと捉えております。基本的にこの事業は、先ほど申し上げましたように、対象を行政区という形での補助金としたいと考えております。したがって、これらの補助金の予算は、全てその行政区の中で決まっていくということになってまいりますので、事業の規模を決める際にも、例えば2つの行政区なのか、今ほど出ましたような旧石橋地区だとか、10人ぐらいの団体なのかというお話がありましたが、その事業をやるための必要な規模を、その関わり合う行政区同士で合意が取れるものであれば、その部分は予算規模に応じて決まっていくものかなと思います。

一方で、もっと行政区の枠を超えて、行政区の事業としてではなく、もっと有志の方、意欲のある方々で事業に取り組みたいということについては、関連で次の4ページの部分に、また別事業のふるさととの担い手わくわく補助金という形で考えておりますので、このみがきあげよう！ふるさと補助金は、あくまで行政区が対象で、行政区の予算を使ってということでお考えいただければと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 質問変わりますけれども、固定資産税の課税をされるということで、震災前に戻すということになるのか。なぜ戻す時期と判断されているのか、国からなり当然加害者から、震災前のような自由に土地活用ができるんだという状態になったからなのか、どういう理解の下に課税すると踏み切ったんでしょうか。何か指示があったんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 来年から固定資産税の土地家屋の課税が始まるということでありまして。今まで避難指示解除後3年間ということでありまして、地方税法上2分の1が減免できる、その残り2分の1も村で徴収をしないという形で3年間減免が続いておりましたが、税法上のそれが終了するということでありまして、来年から土地家屋の分の固定資産税の課税が始まるということでありまして。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 税率かけるというのは、実態実情に基づいてやるのが基本的なものであって、土地が使用可能になっていないのに震災前に戻すというのは、どうも負担だけ押しつけるのではないかという気がしてなりません。税法上いろいろあるでしょうけれども、いろいろな点から考えて飯舘村の今の耕作地なり、課税しようとしている固定資産

に対して、何%が震災前の自由に使えるような状態になったのか。その辺の実態把握は何%になっているんですか。使えるようになったから戻すんですか。

住民課長（山田敬行君） ご質問の何%という部分でありますけれども、固定資産の評価、現況ということで、現況の土地利用の課税というのが基本であります。固定資産の宅地、畑などについて、震災前と比較すると鑑定評価の価格が宅地であれば4割落ちている、いわゆる震災前と比較して土地の鑑定評価が落ちているわけで、それに見合った形の課税ということになります。家屋につきましても解体すればそれは解体として、新たに家を建てれば新築ということでそれに見合っただけで課税していく、ただ農地、山林についてはまだなかなか震災前と同じようになるようになっていない面もありまして、減少した中での土地の地目といいますか、そういった中での課税ということで、近隣や同じ被災市町村も震災後、避難指示解除後を踏まえて、基本的には同様の課税をしております。

委員（佐藤八郎君） 私たちは好きこのんで被害に遭って土地を10年も荒らしていたわけでも何でもないし、現状として農地なり山なり、自分の思うようにまず使えないのに、税金だけが賦課されるというのは一体誰の立場なんですか。賦課される側の立場からしたら納得できない部分はあるんじゃないですか。地主さんなり、土地を持っている方からすれば、震災前のような土地活用ができないんですよ。ただ税金だけがそこにかかって、今鑑定評価が落ちたと言いますが、そんなのは当然落ちるのはそれはそれで鑑定の評価関係だから構わないんですけれども、見直して評価が下がったので、その分も税金が震災前の価格からすれば安くなる、だから次年度からは固定資産をにかけていくと、そんな単純な考えなんですか。実際自分の土地で自分が自由にできる土地なのに活用できない現状があるという実態はどうなりますか。それは持っているからしようがないというやり方ですか。活用できてこそ自分の土地活用、資産活用なんですよ。できないんですよ。今、だからどのぐらいの活用されているのか、パーセントをつかんで十分活用が進んでいるから税金も元に戻す、かけるんだと単純に思うんですけれども。固定資産税を見たら村の予算を大きく動かすほどの収入になるわけでもないのに、何を根拠に元に戻すということになっているんですか。過去の村政の中で何年になったら何になるという約束でもあるんですか。村民の生活実態、土地、財産を持っている方の状況を見て、どうして今がかける時期なのでしょう。

住民課長（山田敬行君） 先ほども答弁しましたとおり、国、県が戻すという税の再開についてはではなくて、地方税法上、災害があった、避難指示解除が終わって3年間については2分の1減免できるという部分での2分の1、それから村はそれに合わせて残りの2分の1を賦課しないということで、基本的に土地家屋については3年間減免が続いていましたけれども、その税法上の期間の3年が終了ということでありますので、来年から土地家屋の課税が再開するということでもあります。

委員（佐藤八郎君） だから3年間って私ら土地持っている村民は3年だけ減免してくれとか云々言っていたわけじゃないですよ。それで3年間過ぎたから云々と今言っていますけれども、根拠にならないじゃないですか。だって土地とか財産を持っていて活用できれば、当たり前で税法上の税率がかかって払うというのは理解できますよ。活用何%だか

らいろいろな部分で何%か落ちて、このぐらいの活用が十分されるようになったから元通りの賦課にしていくんだというなら理解できます。3年で終わりだというのなら延長してもらおうような要請行動なりなんなり、村民のために行政がここ何年かの中で、この税に関する国や東電に対しての要請行動というのは何回やられて、どんな答えをいただいているんですか。

住民課長（山田敬行君） まず、復興に係る福島特措法の事業が再開、避難指示解除もしたことについて、一定程度の償却資産の税制の減免があります。この3年間というのはいわゆる税法上定められたものでありますので、その部分について被災市町村も同様の取扱いで、村だけが減免を続けるということはなかなかできません。そういった形で飯舘村以外の被災市町村もそのような対応と考えております。

委員（佐藤八郎君） 実態課税だと言うんだったら、じゃあ村として独自にこの固定資産の減免の制度か何かつくる考えにはならないんですか。要するに震災前のように自分の土地、山が自由に活用できる状態になった人は免税にはなりません、そうでない方は免税になります、みたいなものを村で考える気はあるんですか。独自政策ですから自由なんですよ、別に税法なんて。

総務課長（高橋正文君） 固定資産の減免については、被災に遭ったということで、未来永劫ずっと減免していただきたいという方も聞いておりますので、そういう考え方もあるというのは承知しております。ただ先ほど住民課長が申し上げましたとおり、3年間については2分の1、実は所有者に課税になることを村のほうで震災復興特別交付税の措置をお願いして、その2分の1の課税分もこの3年間追加して、全額を減免してきたということでございます。その辺も考慮すると、あと周りの被災自治体との均等性も図るということもありまして、今回は被災後10年を迎えて課税をさせていただきたいということでございます。

なお、ほかの災害の事例等を申し上げますと、阪神淡路大震災については医療費等も1年で減免が終了して、あと熊本地震の減免措置についても1年ぐらいで終了しています。ただ東日本大震災については規模が全然違いますので、固定資産税についてはさらに10年間減免してきたという経緯がございますので、その辺ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

委員（佐藤八郎君） この賦課は村民の支出だけが必ず増えていくんですよ。この予算は2分の1減免を国がやめたから、村の2分の1もやめて、通常に取るという話なんです。村民がそれでいいと言うのならいいんですよ。私は使わないものを震災前のような課税されるのは、理解できないという人が多いんじゃないかと聞いているんです。まだまだ何も使えるような見通しもないのに、何でだという人が結構いるんですけども、そういう声にはどう答えていくつもりですか。

総務課長（高橋正文君） 八郎委員おっしゃるとおり、山林等は除染を施していないということで、被災前のおりには使えないというのは十分承知はしております。村民の方の周知ということでございますが、4年くらい前から行政区の総会、各種懇談会、あとは説明会等で令和3年度からは固定資産税も課税になる見込みですという村民の方への周知

も、村としては努力をさせていただいてきたというところもございますので、令和3年度からの固定資産税の通常課税についてはご理解をいただきたいと思っております。

なお、長泥の帰還困難区域につきましては、この固定資産税の取扱いは従来のとおり継続させていただくということになっております。

委員（佐藤八郎君） 長泥も6年戻れない地区だという扱いで、いろいろな部分でやってきたわけです。まだ解除になって10年目を迎えてもまだ長泥と長泥以外の地区の固定資産税でこれ何か差がつくというか、同じ被害者なのにまた差がつくようなことになるという点で、誰の言うことを聞いて行政は予算をつくったり執行しているのか分からなくなるんです。そういう考え方、法律、国、県、向こうで切ったから実財源がない村だからってこうなっていくと言う村民がいるんです。住民がいて村が成り立つわけですから、村民主人公が基本なんですね。村民が固定資産税はもうかけてもらってもいいなんて、私はあまり聞いたことないですけども、役場では聞いているのかどうか分かりませんが、少なくとも活用する見通しなり計画がない人は、まだかけてもらうことはないと思っているんじゃないかというふうに私は聞いているんです。何かこれに対して土地を使っているのか、はたまた使えないのかという部分も含めて、減免か何か村で施策を用意しているのであればいいんですけども、通常課税でただ賦課して取るだけの話だとしたらおかしいと思うんですがいかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 繰り返しになるかもしれませんが、この固定資産税が令和3年度から課税になる見込みだということは、数年前から資料で説明させていただいております。この資料を見ますと、村県民税は課税する、国保、後期、介護保険料については引き続き所得によって減免が続く、あとは固定資産税については令和2年度までは2分の1減額され、残りの2分の1は村が特交措置で負担をするということで減免、償却資産については令和2年度から通常課税になりますと説明をさせていただいております。

ただ、八郎委員おっしゃるとおり、その説明を受けても現在使用できない土地に何で課税するんだというご意見はあるかと思いますが、いつかは課税しなければいけない時期も来るということでありまして、周りの市町村との均等性を見て飯舘村についてもほかの市町村と比べてまた先送りする理由はあまり考えられないのかなということで、この予定どおり令和3年からは固定資産税を課税させていただきたいということでございます。

委員（佐藤八郎君） 総務課長が言っているのは、私もずっと文書見ていますから分かりますけれども、私はやっぱり現状課税、実態課税だと思うんです。だからその基本が崩されているのと、何ら減免の施策も出てこない。いずれにしろ、いろいろな日本全国で起きている災害とまた違うんですね。まだ深谷の除染した土地の中だって30センチも取って分析して1センチごとの土を測ったらいろいろな養分出てきますからね。そういう土地ではなかなか心配して、根が深いものは作られないとか、いろいろなことを考えている人もいますよね。だからそういう点からしたら、活用している人は活用することなのでね。従来の方というものはあるでしょうけれども、活用の見込みのないような人まで同じく課税はするんでしょう。だからそういう部分でいろいろな税法なり特措

法なりを見ても、隣近所の市町村がかけたからやるというもので、それを並べるとい
行政は意外と多いんですね。でも飯館村では特別、こんな減免措置とかそういう方法
を取って、大変な人にはきちんと生活支援していくんだと、賦課軽減をしていくんだと
すべきだと私は思っているんです。だって賦課されない根拠が、国が言っているからだ
というのならそれに答えてもらえばいいんです。県が言っているんだというのならそれ
を答えてもらえば、私たち議員が県とか国に要求していきますから。元の使える土地に
戻してから課税してくれというのが、私たちの気持ちですからね。だって、山全体なんか
何も除染していないんだから、水、空気、ほこり、何でも流れて除染したところに来
るんだし、活用される土地と活用されない土地で同じ賦課だけされるというのは、自
分の土地であるがゆえに、活用できて何ぼのものじゃないですか。活用できないのに賦
課だけ元どおり来るというのは、納めるのに大変じゃないですかね。

総務課長（高橋正文君） 八郎委員おっしゃる意味は理解しているつもりでございます。地方
税法の特措関係が令和2年度で切れるということでもありますので、例えば飯館村の固定
資産税が3億円だとすると、1億5,000万円は国で面倒見ていただいて、あと残りの1億
5,000万円は復興特交で面倒見ていただいていたわけですが、いずれも令和2年度で切
れるとなると、減免を引き続き継続するとなると3億円を村単独でやるという財源の構
成になり、これをやるのは非常に難しいということでもあります。

あと、その長泥の方が継続でほかの方が通常課税という不平等で違いが出るというお話
もありましたけれども、これは長泥については入るのにも規制がかかっているというこ
とで、これについては固定資産税の取扱いは、これはこれで適正なのかなと考えてい
るところであります。

あと、その課税されることについて住民の方がどんな考えをしているのかということ
でありますけれども、これは先ほども申し上げましたが、100%住民に周知が行き渡っ
ているとは考えておりませんが、大分毎年毎年令和3年度から課税になりますので
というお話をさせてきていただいておりますので、おおむね住民の方もご理解いただ
いているのかなという認識を持っているということで、令和3年度からは通常課税をさ
せていただきたいということでございますので、ご理解をいただきたいと思いを。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 大分この議論について長引きそうなので、暫時休憩します。

（午前11時08分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き再開します。

（午前11時15分）

委員（佐藤八郎君） 固定資産なりの税金や医療費については、いろいろ分かっていますし、
周知もされているのも分かっています。その上に立って言っているんです。基本的には
私たちに原因があって、うちの都合で荒らしたり、もう手のつけようがなくなって言
っているのなら分かるんですけども、そうでない原因があってこうなっているの
で、例えばもっと延長してもらおうとか、国とか東電がそっくり出すとか考えられ
ないんでしょ

うか。普通のこととはまた違うので、だったらその分を村が何とか工夫して東電からもらうようにするとか、隣の町、市でやらないからといったって、隣の町、市はまた違う収入もあったり予算があったりするわけです。村には村の、村民には村民のなりわいや生活があってみんな違うんです。違う中で私はいろいろな村民の声を聞くと、どうなんだべなという声が多いから、総務課長が言うのは分かります。周知はもう3年も前からしていた、期限切れるんだぞ、税金が取られるんだぞとずっとやっていたと思うんです。医療費は毎年、来年は取られるかもしれないって毎年首を締めるようにやっているわけです。何でそんなストレスをためるような人生になっているかといったら、そもそも10年前の事故が原因でしょう。その結果、どうやって村民の生活や村民の財産や先祖が築いてきたものを守って発展させていくかということで、議会と行政で今協議しているわけです。そういう中で、どうやったら村民の生活に伝えられる行政執行を、両輪のごとくやっていけるかということでお話ししているんです。村民の声の代弁者として。

住民課長（山田敬行君） 佐藤八郎委員のご指摘の件、十分に理解するところでありますが、繰り返しになるかもしれませんが、あくまで地方税法上の規定ということで、今まで村民に周知、令和3年度から土地家屋の課税が再開するという部分もありまして、そのような流れで来年から課税ということでありますので、あくまで土地の活用という観点ではなくて、あくまで税法上の考え方から課税を再開するというご理解いただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 村民負担を軽減する措置も今後考えてもらう中で、村民に賦課することでの苦しみを与えない税制をやっていただきたいと思います。

次に、マイナンバー関係ですけれども、このたびマイナンバーカードを取らない人にも郵送されて、取得を推進されているようですけれども、マイナンバーは当初からいろいろな企業も含め、社会的に問題になっていて、マイナンバーカードの取得数をまず伺っておきたいのと、メリット、デメリットはもらった資料の中に書いてあることが村としての考え方としてもそうでしょうから、情報漏れの対策なども含めて伺っておきます。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーのご質問であります。

1点目、マイナンバーカードの取得率状況について、3月1日現在であります。村の取得交付状況は住民基本台帳上の中で、今の現時点で13%の交付率であります。国では全国、令和4年度末、ですから来年、再来年度にかけて、ほとんどの国民がマイナンバーカードを取得するよというところで進めているところであります。

続いての質問、マイナンバーカード取得のメリット等というご質問であります。追加資料の中の12ページ、13ページをご覧くださいと思います。国のほうで出している資料でありますけれども、マイナンバーカード、大きく3つ、公平公正な社会の実現、行政の効率化、国民の利便性の向上ということで、この3つを進めるためにマイナンバーカードを進めていこうということで、法律の制定の下進めているところであります。

一方で、その不安といいますか、個人情報はどうなのかというご指摘についても国のほうでは様々なセキュリティー対策とか、罰則の規定とか、情報を一つのところに置かないで分散処理をしていくとか、そういったことで様々な対策をもって情報を厳重に管理

していこうということでもあります。ですので、村としても国全体のその法律の下の施策でありますので、村民に取得に応じての受付の説明とか、必要に応じて疑問等があれば丁寧に答えていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 書いてあるとおり、国の資料を見ればそういうことになって、ただ飯館では行政の効率化で予算的にどのぐらい減額されるような状況になるのかという部分も含めてお伺いします。マイナンバーカードを持っていないから、利便性が恩恵を受けていないという部分があるとは、村民の生活を見ているとそんなに聞かないんですけども、これはあくまでも上からの国民総ナンバー制じゃないかなと思うんです。飯館の行政の効率化のためにどういう予算的に削減されたり、人員削減とかできるのかどうか伺います。

住民課長（山田敬行君） マイナンバーカードによる行政の効率化ということで、今、現段階では具体的に村の中の業務では特段出ておりませんが、国全体を見れば、12ページの下にあるとおり、マイナンバーの利用範囲ということで、基本的には社会保障分野、税分野、災害対策分野、この3つに限定というのがマイナンバーカードの趣旨であります。そちらに添付する書類が今まで住民票とかをつけていたものが省略できるとか、そういった国全体の中では事務の簡素化ができるということですので、ご理解いただきたいと思えます。

委員（佐藤八郎君） 情報漏れ対策は電波の世界だから見えない部分があるんですけども、特に村としての対策はあるんでしょうか。

住民課長（山田敬行君） もちろんマイナンバーは重要な個人情報でありますので、その管理には、書類等については鍵のかかるところに置くとか、もちろんシステムにつきましても特定の職員、ID、パスワードで扱う職員も限定していますので、基本的には役場の中で情報が漏洩するとか、マイナンバーカードがほかに流れるということはないということでもあります。

委員（長谷川芳博君） 私から何点か質問させていただきます。その前に議員になって初めての予算での質問ということで、不慣れなんですけれども、これから質問します。

まずナンバー6資料の46ページ、新規就農者次世代営農者育成事業、ここにある就農体験、農業技術継承、土作り講習会とありますが、この土作り講習会とかその技術的なものをどのような方を選出して農業者にアドバイスとか、そういう講習の人を認定しているのかお聞かせください。

産業振興課長（村山宏行君） 新規就農者次世代営農者の育成事業についてということで、この指導者ということでもありますけれども、今想定をしておりますのは、これは今年度だけではなくて、これまで過去3年ほど花卉の指導で、お頼みしていた方はいらっしゃいました。花卉の販路、それから耕作の指導ということでもあります。新たに土作りという部分も重視しなければならないということで、今年度この事業の中でやろうということで、その講師分も計上しております。具体的にどういった講師ということでのまだ想定はしていません。ぜひいい方がいらっしゃったら紹介いただければと思っていると

ころであります。

委員（長谷川芳博君） 今、ぜひいい人がいたらという回答はいただいたんですけども、実は前に産業振興課長には個人的に土作りのプロがいると提案をして、その後まだそのままそういう講習を設けるという日程とか、会って見ないかというアポイントの話はないですけども、これからぜひ一度お会いして、お話を聞いていただきたいと思います。

あと、この技術継承というのは私はそもそも村民同士の農業者の先輩、例えば今村外で営農再開している大勢の方々の中に、この飯舘村の気候、風土を理解して農業をやってきた人たちが、今村外で新たな気候とか条件の違うところで農業をやって、新たな技術を会得しているんじゃないかなと私は思うんです。そこで新規就農者、右も左も分からない人には、やっぱりそういった地域の特長を生かした、例えばぼんやり僕は花をやりたい、ブロッコリーをやりたいとかと来た方には、いや、ここではそれじゃあ生活、なりわいにならないから、こういった作物を作っていくのもいいんじゃないかとか、何かそういう道順をつくってあげるのも大事なのかなと思っています。そうすることによって村外でやっている営農者との村との関わりがまたより密になってくるのかなと期待していますので、その辺をぜひ実現するようにしてほしいんですけども、その件についてお願いします。

産業振興課長（村山宏行君） もともと村外で営農を再開される際に、村のほうから補助金を出しているの方々については、もちろんご自身の農業技術を避難先で維持していただくのももちろんですけども、そういった技術を村のほうにさらにフィードバックしていく、それも一つ条件として支援をしていた経過がございます。ですので、飯舘特有のその気候を利用した作付、それからノウハウというのはそういったこれまで行われてきた農業者の方が十分お持ちということがありますので、この事業にかかわらずそういった支援なり、指導なりいただければと思っているところでございます。

委員（長谷川芳博君） ぜひ私も強い農業ということで議員に立候補して政策を掲げている以上は、農業にはぜひ力を入れてもらいたいので、引き続きお願いします。

2点目なんですけれども、同じくナンバー6の16ページ、2款1項7目みがきあげよう！ふるさと事業に絡められるのかなと思って今質問するんですけども、先日、健太委員のほうから桜のてんぐす病がこの事業の対象になるのではという質疑があったんですけども、私の行政区にはこつこつと桜の木を植樹して、今3,000本くらいの桜になっていて、スマートフォンやグーグルの地図にも復興桜って入っているくらい名所になりつつあるような場所があるんですが、これ村で寄附を受けていると聞いているんですが、まずその寄附を受けているということをご理解しているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 伊丹沢の笹ノ沢の桜並木ということでございますが、確かに村で平成22年の5月に寄附を受けております。現在3,000本ほどあるようですが、桜の木、当時2,000本ご寄附を頂いているということでございます。

委員（長谷川芳博君） そうすると単純に考えると木の部分は村の所有となると思います。例えばてんぐす病が発生したらその消毒なり伐採なり、木の周りの草刈り等の維持管理というか、それは今までなされてきたのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） あの当時、桜の木2,000本ご寄附を頂いてということでは間違いありません。維持管理につきましては、村では今まで携わっておりません。地権者の方にやっていただいているのかなと考えているところでございます。

委員（長谷川芳博君） 私、その方に確認したんですが、その方はあくまでも村に寄附したけど、1回も管理に来てくれない、だから仕方なしにやっていると言うんです。その辺はいいんですけども、伊丹沢でも実際行政区でも、その寄附したというのをみんながみんなやっぱり分かってはいない人が大勢で、その方の所有物の桜でやっているんだろという話になっているんですが、今飯舘村が被災して住めるようになってから、名所があまりないのかなと思っています。そこで伊丹沢の笹ノ沢地区の復興桜という3,000本の桜を今後、村はこれを機会に整備、管理だったり、桜は年に1回ですから、10日間花見のシーズンだけでも簡易トイレを設置したりして、村外からたくさん人が来て、毎年リピーターで来てもらえるように、そうすると観光バスで来た方々には、そのままじゃあ道の駅のほうも見ていってくださいとかラインをつくっておけば、多少売上げにも貢献になる、きっかけにもなるような気がするんです。なので、このみがきあげよう！ふるさと事業に当てはまるか私は分からないですけども、間もなく桜もあと1か月も待たないで咲いてしまうので、何か予算を組むことはできないでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 長谷川委員のおっしゃるとおり、あそこの並木は村外等から一定程度誘客、集客もできる名所になりつつあるような認識をしており、かなりの花見客が訪れるということも聞いております。ただ当時この寄附いただいたときの詳細な内容を把握していませんが、その管理とかについては行政区の意向とか、あとは地権者の意向があると思いますので、十分その辺のお話を聞いて、今後そのイベント等のときにどんな支援ができるか等は考えていきたいと思っております。ただ今年の桜の開花には間に合うかどうか分かりませんが、そのような内容で地元のほうと調整をさせていただきたいと思っております。お話を聞かせていただきたいと思います。

委員（長谷川芳博君） ぜひ新たな名所のためによりしくお願いいたします。

最後なんですけれども、これは同じ資料ナンバー6の70ページ、10款1項3目スクールバス運行委託事業というところなんですけれども、この登校、下校はいいんですけども、登校の生徒を下ろす場所というのはどちらなんでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） 登校時、登園時の子供たちの下りる場所ということでありますけれども、学校の敷地内にスクールバスが止まるバスプール、ちょうどこども園の前のところです。広くバスプールを造っておりますので、そこで安全を確認しながら下ろしているという状況になっております。

委員（長谷川芳博君） 学校のその敷地内で安全面はずごく分かるんです。ただ学校の教育の柱に、竹のようにとおっしゃったじゃないですか。飯舘弁か分からないですけども、しなっこいと言うんですけども、なかなかしなっこいような粘り強いような、そういう気持ちとか精神力を鍛えるためにも、私は例えばふれあい館の駐車場で朝下ろして、学校の距離を集団で登校させて体力をつけたり、そういった政策というのはできないものなんじゃないでしょうか。あとそれを誘導するシルバー人材だったり、そういった方の人件費

とかをこの予算に入れられるのか分からないですけれども、私が言いたいのは雨の日、風の日、雪の日の集団登校、そういうのも飯館の子供たちを学ばせるためにも必要なんじゃないのかなと思うんです。私は今福島市にいますので、どんなに雪が降ってもやっぱり子供たちはみんな歩いているんですね。帰りはお父さんとお母さんとかの車で迎えに行っているみたいなんですけれども、朝に子供たちにそういう場を与えるのは必要なんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

教育長（遠藤 哲君） 委員おっしゃられるとおり、避難当初からスクールバスはできる限り学校のそばまで来て、あまり歩かなかったわけです。その当時も私は現場にいたものですから、少し歩かせたいなという声もあったんですが、一番の問題は既にバスの下りる時間までの登校時間に1時間以上もかかっておりまして、そこからまた二、三十分となってしまうと、学校の始業時刻も遅れてしまいまして、通学時間もまたさらに長くなってしまいうのが一番できない理由になっております。それからあと当時も、そして今もそういう声も当然あるわけですが、放射線の心配、影響というのもありまして、現在できない状況にあります。ただおっしゃられるとおり体力づくりということについては、部活動も含めて学校のほうでも業間の運動等も含めて努力しているようでありまして、今後とも心身ともにたくましい子供たちの育成に努めていきたいと思っております。以上です。

委員（長谷川芳博君） 時間がかかるということも私も理解してはいるんですけれども、例えば目の前に立派な陸上グラウンドがあるわけですから、バス停で下りてあのグラウンドを4週ぐらい歩かせてから教室に入るとか、そういうぐらいはやってもいいのかなと思うんですけれども、その辺はぜひしなっこい生徒の育成を今後とも切に願ひまして、私の質問はこれで終わらせていただきます。

委員長（相良 弘君） 長谷川芳博君の質問はこれで終わります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） 喫飯のため休憩します。再開は13時10分からとします。お疲れさまでした。

（午前11時44分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時10分）

委員長（相良 弘君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） ナンバー6の10ページ、9款1項6目復興震災記録交流施設の運営に要する経費、これ去年までで工事が終わって、来年度より使用するわけですが、初めての使用ということもあるんですが、ここの中の電気料及び水道料、これがどういう試算で算出したのか、本庁ですら水道料が26万円、いちばん館が12万円、交流センターで18万6,000円という水道料の中で32万4,000円。あと電気代に関してもいちばん館が240万円、交流センターが432万円という中で、この596万4,000円という電気料、これをどういう形で試算したのかお伺いします。

総務課長（高橋正文君） 旧飯樋小学校の防災拠点施設の水道料、電気料でございますが、これは委員おっしゃるとおり、令和3年度から初めて供用開始、使用を始めるということでございます。やはり新しい施設ですので、その光熱水費等は大体予測といたしますか、推定で積算しておりますが、当時飯樋小学校は約1,000万円弱の電気代がかかっていたということで、面積は若干少なくなり、また使用頻度も多少違うと思いますが、大体その6割ぐらい、その飯樋小学校の光熱水費に一定の率を掛けて按分して積算をしております。ただ初めての施設ということで、やや多めに取っているというのは事実でございます。水道料についても、当時の飯樋小学校の水道料にこれも係数を掛けて、子供たちのいない、あと常時使う施設でもないということでもありますので、これも一定の率を掛けて算出して、供用開始初年度ということで若干多めに計上させていただいているということでございます。

委員（渡邊 計君） 学校使用時のものに係数を掛けているということですが、今回はいろいろな人が使う、特に地域の公民館みたいな役割を果たしながら使うという中で、その算出の基が学校とは違うんじゃないかと。どちらかといえば交流センターのほうが使い勝手は似てくるんじゃないかと思われる中で、この算出のそもそもの基準がちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、初めて使用するということが多めに取っているということは理解できますが、今後、1年では無理ですので2年ぐらい使った中での無駄な金額が出ないようにしていただきたいなど、そのように思います。

次、47ページの福島県営農再開支援事業、その中の電牧について、結構農業を再開している人は電牧をやっているんですが、実際正常に働いていけば我々素手で触るとかなり跳ね返されるくらいの電気が流れているわけですが、去年の秋たまたま地区内を歩いていたら、ちょっと触ったって何でもないですね。使用の仕方が正しく使用されていない。雑草などが伸びてその線に触れていると、そこから漏電状態になって、電気が弱まるということがあるので、せっかく補助事業としてやったので、もう一度正しい使い方をやらないと、結構イノシシが電気弱いので入ったり、猿が入ったりしているということもあちこち聞こえます。その辺の周知徹底をもう一度していくべきかなと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 電気牧柵の件でございますけれども、おっしゃるとおりで使用の管理というのが重要になってまいります。雑草等、あるいは枝等で触れていますと、アースになってしまって効果がないということがありますので、もう一度使い方について、まずお渡しする際にそういった講習を行う。また営農指導のほうで気づいたときには注意を喚起したいと思っております。

委員（渡邊 計君） 同じページのその下ですが、集落等单位で農地を作付管理ということで、何行政区か上がっていますが、これも前年からの継続で、あと何年継続するか分かりませんが、これらについての実績はどのぐらい上がっているのか伺います。あとこれらによって、行政区がどういう販売の仕方をしているとか、そういった結果が聞きたいので、後で一覧表のようなもので提出いただければと思います。

次に50ページ、鳥獣被害対策事業、これで実施隊報酬、捕獲奨励金が2,600万円ほど上

がっておりますが、イノシシが2万円で1,000頭、2,000万円。ニホンザルが3万円で200匹、600万円。それからハクビシン、アライグマ、これが5,000円で40頭、20万円。それとカモ、カラス、5,000円で60羽、30万円。これ私みたいに計算弱くても2,650万ってすぐ分かるんですが、この予算額のほうが捕獲奨励金が2,600万円ということになっているんですが、この50万円の合わない差額はどうなっているのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 大変失礼しました。こちらの積算のほう、間違いないんですが、この報償費、右から2番目の予算枠の報償費、2,813万9,000円、この金額は変更ございません。内訳がその下にあります括弧書きで2,600万円なんですが、これが委員おたのしみのとおり2,650万円です。修正をお願いいたします。

また、その下の一般報償、こちらの金額も間違っております、これが124万8,000円となります。内訳でございますが、この有害鳥獣捕獲の下のところに実施隊巡回費用弁償とありますが、こちらのほうが積上げで64万8,000円。その下の定例会費用の弁償、この部分が60万円ということで、124万8,000円となります。誤って記載しておりました。申し訳ございませんでした。

委員（渡邊 計君） じゃあその下、ふくしま森林再生事業、これも前年からの継続的なものだと思うんですが、これ実施して去年あたりの実施の結果はどのような結果が出ているのでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ふくしま森林再生事業の件についてでございますけれども、こちらについて、追加の資料で17ページ。こちら地区のほうの記載をさせていただいております。大きくは森林の施業に関してということで、こちら通常の森林施業よりも金額が高くなっているのをご承知かと思いますが、これは放射線対策、そちらの部分が約4割分ぐらいで、森林施業で6割というような、そんな形の積算なものですから、このような形で金額が高くなっているというところでございます。調査のほうで入る計画のところでございますが、空間線量であるとか土壌のベクレル数を測って、それで森林施業できるかどうか、そこを確認しながら行うということになっております。中には伐採した間伐材で商品になるということでございます。線量も低いということでできるというものについては、市場に流通をさせているということで、確か今年度も50万ほどは売上げがあったと確認をしております。

委員（渡邊 計君） ではその下、森林病虫害防除事業、今回17万2,000円ほど上がっておりますが、これ前年は124万7,000円、そしてその前が234万7,000円。これ関根・松塚、二枚橋まで含まれているわけですが、この要はナラ枯れとか松食い虫とかですが、これ今年度深谷地区、来年度も深谷地区、でもこれ飯舘村の山を見回しますと、いろいろところでナラ枯れ、松枯れ出てきているわけで、なぜこれ深谷地区だけなのかと。今後その要は行政区とかそういうところから要望があったところだけ対応なのか、村内のそういうナラ枯れ、松枯れのところを今後要望がなくても対応していくのか、その辺伺います。

産業振興課長（村山宏行君） カシノナガキクイムシ、いわゆる通称ナラ枯れ病でありますけれども、こちらについて予算のほうが大分削られているという、削減になっているとい

うところでのご指摘いただきましたが、カシナガ、いわゆるナラ枯れについては、発見された状態だともう既にその木は虫が食い終わっているような状況なんですね。なのでなかなか対策が打てないというのが現状出あります。今回深谷地区と書いておりましたが、今年度のきこりの西側の山のところを見ていただいたと思うんですが、そのときテープを巻いてある木を多分確認されているかと思います。あの木が今回の対象木でございます。どうしても将来的に森林の公園として使っていくということで、今回危険なことが予想される部分の木について処分を行うというところでございます。地区の要望があればということがありますけれども、ナラ枯れについてなかなか特効薬がないというところではあります、やはり危険なところがあるということであれば、村のほうでも対策を講じたいと思っております。

委員（渡邊 計君） これ私、山の木のほうはあまり関心がないのでまだ調べていないんですが、このナラ枯れとか早急に対応しなくてもそんなに広がらないのか、早急に対応しなければいけないものなのか、もし早急に対策しなければいけなかった場合、来年度、次年度からはどのようにやっていくのか、その辺伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） ナラ枯れなんですけれども、どうも感染する樹齢というのがあるようです。若い木よりもどちらかというと老木といいますか、ナラの木でいきますと、いわゆる四、五十年ぐらいになってくるとそういったところにかかるのが多いというような話も聞いておりますので、一番は発見されればそこを駆除というのが一番有効なんだろうが、現在のところは先ほどお話ししたような状況で、やはり発見するともうそこにその病害となる虫がいないという、そんな状況なものですから、なかなか難しいというのが現場でございます。

委員（渡邊 計君） これから蕨平のバイオマスが動くことによって、森林組合が民有林を先行して伐採していくという形になると思うんですが、その辺やっぱり森林組合と相談して進めると思うんです。そんなに遠くまではその虫は行かないとは思うんですよね。そうするとその周辺から攻めるとか、そういうことを今後相談してやっていただければと思っております。

次にその下、山林資源を活用したなりわい事業、これ先ほどもあいの沢にて実証やっているという話がありましたが、これ恐らく放射線を原木からどのぐらい吸うのかとか、そういう実証だと思います。こういうことは私などより現村長の杉岡村長のほうが、いろいろ分かっていると思うんですが、ただこれ実証ということでやっている以上、我々議会にもどういった結果が出たんだとか教えていただきたい。あるいは製炭もやっているわけなんですけれども、例えば土窯とかでやった場合に温度が850度を超えるとセシウムがガス化するということもあるわけで、現在どういう形か分からないですが、今後炭が大丈夫だという結果が出た場合に、じゃあ一般の人がやる場合に、1,000度近く温度が上がった場合ガス化する、それらの対策をどのようにしていくのかということもありますので、これらの実証、去年やっているわけですから、これらの実証を報告願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ご指摘のとおり、この森林資源の実証事業につきましては、2年

目が終わり来年が最終年の3年目ということになります。当然成果というものが出ているというところがございますので、そちらがまとまりましたら議会のほうにも報告をさせていただきたいと思っております。

炭の件でございますが、今行っている実証は電気窯で行っております。震災前、ほとんど村の場合は白炭というのはありませんでしたので、ほとんどが黒炭でした。その燃焼温度、約600から700度ぐらいの温度で木炭を作るというところで、いわゆる黒炭を作る際の温度でやっているというところで確認をしております。ご承知のようにその温度ですとセシウムはガス化しないので、全て木材に残るという形になります。当然実証結果でも、中間報告であります、やはり高くなるというのが分かっておりますので、当然薪として炭として使う場合には、どのぐらいの線量が限界というのがおのずと出てくるのかなと思っております。同様にシイタケについてもこれから出てくるとは思いますけれども、菌床シイタケのほうは、一部結果が出ておまして、その場合についてはやはり線量が高くなるので、村外の部分の木材をかなりの量を使わないといわゆるシイタケのほうにセシウムが吸着してしまうという、結果が一部出ているようでございます。あとはまとまり次第、議会のほうに報告させていただきます。

委員（渡邊 計君） シイタケはこま打ちでやるんでしょうけれども、最近は山取りもだし、あと二、三こま打ちできる、こまが売っておりますので、そういうもののシイタケ以外にもやっぱり実証すべきかなと思うんですが、今後検討いただきたいなと思います。

次、69ページ、学力向上アドバイザー1人とスクールソーシャルワーカー1人ということで5,600万円ほど出ているんですが、予算書を見ると内訳2,388万円と3,212万円って内訳が出ています。それでその下の旅費、ここにアドバイザーの通勤費用ということで27万7,000円ほど上がっていますが、これ去年からアドバイザーなりスクールソーシャルワーカーの人が替わったのか、住む位置が変わったのか、去年は18万8,000円だったんですね。この違いはどこから出てきているんでしょうか。

教育課長（佐藤正幸君） ただいま委員よりご指摘のありました旅費のうちの費用弁償の部分ではありますが、この費用弁償の項目はパートタイム会計年度任用職員の通勤費用ということになっております。委員からご指摘あったように、この項目に学力向上アドバイザー、それと加えてスクールソーシャルワーカーの通勤費用ということで、記載すべきでしたが記載が漏れていたようでございますので、まずその点を追加で記入いただければと思っております。

あと金額、昨年18万8,000円が27万7,000円になったということでもありますけれども、学力向上アドバイザーは村で直接雇用するものであります、スクールソーシャルワーカーにつきましては県で採用して村に委託ということで、次年度もしかすると、3年度ですね、今の方ではなくて福島市内の少し遠くから通勤される方になる可能性もあるということで、若干この部分、費用弁償の費用を多くみさせていただいております。よろしく申し上げます。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

次に76ページ、時を満喫・人生をもっと楽しく交流事業は新しい事業だと思うんですが、

これで報償費90万5,000円、それから需用費が33万2,000円ということが上がっておりますが、これは何回ぐらい開催するのか、そのまた開催内容はどんなものなのか、説明願います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 対象としましては、村に帰ってこられている方を中心にやろのかなということで今考えております。帰村していらっしゃる村民が共通する課題について、企画委員みたいなものを募って、講座としては3講座ぐらいやりたいなと今のところは思っております。回数についてはその講座の内容にもよると思うんですが、連続講座で3回、料理講座などは少し多めに5回ぐらいやりたいなと思っております。また講座の内容等については、企画委員の皆さんと話し合いながら決めていきたいなと思っております。結構農業をされている方が多いものですから、農業に関することなどが中心になってくるのではないかなということで、今のところは考えております。以上です。

委員（渡邊 計君） 回数的には分かったんですが、要はこの報償費、これがその先生をやる人などに対する謝礼という形だと思いますが、ある程度の回数を決めていないと、村のほうで謝礼の金額は大体決まっていると思いますので、そういうところでこの報償費の90万5,000円というのは、どういう形で使われるのか伺います。

生涯学習課長（藤井一彦君） 報償費につきましては、農業指導の先生でありますとか、あと料理指導の講師とか、それぞれ考えられる方を、その回数分かけているということでございます。またその交通費についても積算をさせていただいております。それも上乘せしてお支払いするというのでやっております。ただこれも講師がどこから来るのか、その辺もまだ内容はこれからでございますので、少し多めに取らせてはいただいておりますけれども、一応国のほうにはその回数分と、それからあと交通費、打合せなども事前に1回、2回やらなくてはいけないだろうなというのもありますので、そういったものも含めて積算をさせていただいております。

委員長（相良 弘君） 渡邊計君の質問は終わりました。ほかに質疑ありますか。

委員（高橋和幸君） それでは私のほうから何点か、お時間も無いということですのでなるべく簡潔に進めていきたいと思っております。全て資料ナンバー6番でお伺いいたします。

16ページ。2款1項7目みがきあげよう！ふるさと事業の2段目、飯舘村までいな心の復興事業補助金といたしまして、1,200万円ほどの多額な金額が上がっておりますけれども、事業説明の文章上だけを見ますと非常に聞こえがよく、またきれいに見えるんですけれども、考え方、捉え方によっては非常に難しくもあるのかなと感じております。これ一番上の項目、までいライフ推進事業費とありますので、前回の決算書にはなかったもので、村長の掲げる政策のうちの一翼を担っている新しい取組かなと思うんですけれども、これ具体的に何をするのかというのをまず端的にお伺いします。

村づくり推進課長（三瓶 真君） ただいまの飯舘村までいな心の復興事業につきましては、国の被災者支援総合交付金を財源といたしました事業でございまして、こちら新規ではなく継続という形での事業になっております。事業であります。この名前のおり被災者の心の復興というところを目的としておりまして、人と人とのつながりであるとか、生きがい、こういったものをつくるための取組、事業に関しまして補助を行うというも

のになります。一応事業の上限といたしましては、1団体当たり最高200万円、それにさらに効果があると見込まれたものにつきましては、それにさらにプラス150万円という上限になっておりますが、なお使われる費用の中には、それぞれ例えば人件費だとか食料費だとかにも単価が設定されておまして、基本的に住民の方、村民の方が人と人とのつながりづくりや生きがいつくりを今後やっていくための、心の復興ということでやる事業に対しての補助事業でございます。以上です。

委員（高橋和幸君） 今の答弁をもらいましたけれども、人と人とのつながり、心の復興という非常に捉え方によっては抽象的なんですけれども、具体的には例えば何をするとか、どんな事業を行うとか、どんなものであるのかをちょっとお伺いしたいんですけれども。

村づくり推進課長（三瓶 真君） 昨年度では実績を基に、どんなことをやっていたかということをご紹介申し上げますが、例えば飯舘村の中で庭をオープンガーデンとして整備されている方々がおられますが、こういった方々のオープンガーデン整備のための事業費であったり、あるいは地域の方が自分の地域に村外から人を呼んで、自分たちの復興のための取組を紹介したり、村のことを紹介したりしながら交流をする事業であったり、あるいはそれぞれの技能向上、趣味の充実のために継続的なパソコン教室を行ったりであるとか、あとは着物の切れ端や古着などを集めて、それを材料として裁縫教室をやる、こんなようなことに使われております。

以上です。

委員（高橋和幸君） 捉え方は多分私も似ている面があると思うんですけれども、私もこれ読ませていただいてどう理解すればいいのかなと、考えればいいかなと思ったんですけれども、お互いが助け合って同じ目標を目指したり、要は飯舘生まれとして自信と誇りを持ってふるさとづくりを行えたりしていくような考え方をすればいいのかなと思いました。今後ともこれに関しましては、具体的な施策をきっちりと定めてしっかりとした観点を持って取り組んでいただきたいと思います。これに関しては以上です。

続きまして22ページ、2款1項10目防犯対策事業の防犯灯と以前もお聞きしましたけれども、防犯カメラシステム、2つまとめてご質問申し上げます。まず防犯灯に関しまして、以前は779基、約800基ほどの街灯があったんですけれども、今回計上されているのは760基、180万円ということで、これ何で数十台も電灯が減ってしまったのかということと、前の担当課長及び村長からは常々増設して行って、電灯自体も今の先端のLED化を図っているということでしたけれども、順次切り替えていくのか、全部LED化になっているのか。また防犯カメラに関しまして、国でやっている事業でいつまで続くかわからないから増設もできないし、画像が悪いのも新しくできないというご答弁が以前ありましたけれども、これもし来年、再来年国の補助がなくなって、防犯カメラはやめますよとなるのは、自分はおかしいかなと思うんですよ。村としてもやはりこの自治体に防犯カメラがないというのは現代の社会において少しおかしいかなと思いますので、村でもできるような仕組みづくりを行政として考えているのかどうかお伺いいたします。

住民課長（山田敬行君） 防犯灯に関する質問であります。まず1点目の防犯灯760基ということで、若干基数が減少しているということではありますが、これは少しお時間いただき

まして確認しますけれども、県道の拡張工事とかで一時的に防犯灯を移設するために外したりとかしているところもございますので、お時間をいただきたいと思います。若干数字が動いているのは確かであります。

LEDにつきましては、数年前に国の事業を活用してやったんですが、今後も新たに取
り付けるものについては、村で設置するものについてはLEDでという基本的には考え
方ではあります。

あと2点目の防犯カメラのシステムであります。国の事業10分の10でやっております
けれども、これは国の補助がなくなったから終了というわけではなく、今民間の会社か
らの提案も受けておまして、SDカード等で一定の期間録画できるといった事業も提
案を受けておりますので、国の事業がなくなったから防犯カメラが終わるという考え
方ではなく、今そういった民間事業者さんからの提案を受けておりますので、単
独事業になるかどうかは検討中ですが、今勉強中ということでもあります。

以上です。

委員（高橋和幸君） まず防犯灯に関しましては、これも多分予算委員会で私過去に3回ほど
お聞きしましたが、以前の副村長の答弁だと思っておりますけれども、順次増設を
図っているという、暗いけれどもどうなんですかと言ったら、きちんとやっています
というご返答をいただきました。でも今現状役場を下りた県道、深谷と川俣方面
に行く直線、見てください、夜。暗いですよね、道の駅だけがこうこうとして
いて。行政のほうでも今後しっかり精査して検討していくという返答を以前
もらったんですけれども、何も変わりのない状況ですので、ぜひこの防犯灯
設置に関しましては、しっかりと精査して行っていただきたいと思いますとい
うことと、あと村内の防犯カメラにつきましても今前向きなご回答を
いただきましたので、ぜひともそのように前向きに検討して、単
独となれば予算負担が増えることにはなりますけれども、その辺も含めま
してきっちり精査して村内の安心安全、村民の暮らしが守られるように
努めていただきたいと思います。

続きまして、36ページの4款4項1目いいたてクリニック指定管理につきま
してでございます。2,500万円の予算額がつけられておりますけれども、つい
最近院内処方が始まったということですので、その利用状況などはどうな
っているのか、多分一日平均7、8名から10名、11名の利用だったと
お聞きしたと思うんですけれども、その方たちのみが使用しているのか、
それとも今村内、村外へ内科だったりほか外科、いろいろ総合病院だ
ったり来ている方々も薬をもらいに来ていることがあるのかどうか、ちょ
っとお伺いいたします。

健康福祉課長（細川 亨君） ただいまの質問は、いいたてクリニックの
利用状況だと思いません。いいたてクリニックの状況は、今コロナ禍の影
響もありまして、平均15人ぐらいほど来ております。あと村外へのかかり
つけ医があるものですから、そういう方は村外へ通っているという状況
でありまして、全てが全ていいたてクリニックを利用しているとい
うことではありません。

以上であります。

委員（高橋和幸君） ご回答ありがとうございます。元から分かっていた話だと思
うんですけ

れども、現在の利用者数では採算が取れるものではないと思われます。ただやっぱり院内に薬局、処方箋、場所がないというのは不便なことから、これはぜひとも今後も健全な管理運営、しっかりと努めていただけるようお願いを申し上げます。これに関しましても以上です。

続きまして、45ページの4款1項5目、食品放射能測定機器等校正で652万円ほどの予算が計上されておりますけれども、これらあくまでも校正料ですけれども、稼働率は実際この1年間でどのくらいあったのかなどは把握しているでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 食品放射能機器の稼働率ということでございますが、計測者件数等は後ほどになりますが報告させていただきます。このうち構成機器、37台ということで、場所はどこに設置されているかというのは、追加資料で高橋委員からありましたので、設置場所は記させていただきました。現在もほとんど使っております。来年度からこの非破壊式のもの3台については、小宮行政区、飯樋町行政区、それから前田行政区にて地元の方々が計測を実際やられて、使いたいということになっておりますので、そちらにお願いしてより利用率を上げていただけるような取組にしたいと考えております。

以上です。

委員（高橋和幸君） これに関しましては、現状10年が経過する中でも風評被害がいまだに根強く残っているという悲しい一面がございますので、この機器に関しましては、村民が食材の安全安心等を確認するために使用する大切なものがございますので、適正な管理徹底を今後も務めてもらいたいとよろしくお願い申し上げます。これは以上です。

続きまして、69ページ、教育委員会事務局運営費、先ほど渡邊委員からもあったんですけれども、学力向上アドバイザーに関して、学力向上ですから様々な生徒の学習の向上の捉え方ができるんですけれども、RSTの推進はどうなっているんですかというのを伺ったんですけれども、これ先日の新聞にも、県のほうで教員にRST試験、読解力の向上のために約220名に行わせるということが発表されておりますけれども、村内の教員もこの中に入っているのか。入っていないのであれば、村としてこのRST自体をどのように推進していくのかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 次年度本校の教員がその中に入っているのかどうかは、私まだ把握しておりません。ただ、先日の答弁にもあったとおり、昨年度、一度試験的なものですが、体験をしております。その成果がまだ見えない状態で、先ほどの答弁と同じですが、RSTを行ってその分析に基づいた授業というのを今年度やってみて、その成果を見てやるかやらないか決めようということで、少し消極的で申し訳ないんですが、検討は進めてまいりたいと思っています。以上です。

委員（高橋和幸君） ただいま教育長の答弁にありましたとおり、端的にこの学習、勉強という面においてのことですから、1か月で成果を見るとか、半年で成果を見るとか、そういうことはなかなか難しいのかなと私も理解しておりますので、ただ子供たちの将来、未来へつながる重要な学習の一貫ですので、今後も引き続いてしっかりと取り組んでいてもらいたいなというのをお願い申し上げます。これに関しても以上です。

最後に、75ページの10款5項2目、自主文化事業、村民が村内へ来る機会の創出、出演者報償約110万円ほど上がっていますが、こういう報償とか事業に関しては昨年もお聞きしたことがあるんですけども、今回のことに関しては、これは誰がどんな行事をまず行うのかをお伺いいたします。

生涯学習課長（藤井一彦君）　ここ3年ぐらい行ってきた事業でございまして、ばらばらになった村民が村内外問わず集まって交流をする機会にということで、県からもお金をいただいて行っている事業でございまして。今年度については一応4つぐらい予定をしております。1つはピアノコンサート、これは5月の予定なんですけど、コロナの状況を見ながら時期については検討していきたいと思っておりますけれども、コンサートの報償費、交通費等も含めまして25万円を考えております。それからあと10月に寄席をやろうと思っております。報償費、今のところ2人お呼びして30万円を考えております。それからあと12月に去年もやりましたけれども、クリスマスコンサートを考えてございまして、これも報償費が25万円ほど考えております。あと2月には山津見神社にオオカミ絵を復活させたということで、非常に全国から注目されていて、見に来る方も多いということで、講師もつけましてやりたいなと思っております。今講師2人お呼びしようかなということで、2人分で32万円ということで考えております。そんなことで4回ほど予定をしております。

委員（高橋和幸君）　116万1,000円という金額ですけども、私、この金額に関しては決して低いと思っているわけではなくて、あえて逆に村長に提案したいのは、こういう村民が集う、村民が帰れるようなための試み、事業というのは非常に大切だと思いますので、はっきり言って極端に言えば毎月1回程度このくらいの予算を計上して行ってもらっても私はよろしいのではないのかなと思っておりますし、村民が楽しめる、笑える娯楽としての捉え方も一部としてはありなのかなと、十分必要だと思っておりますので、こういう行事、事業、そういうことは工夫と創作を凝らした演出を施して、今度も十二分に継続して進めていってほしいなとお願い申し上げまして、私の質問はこれで以上といたします。

委員長（相良 弘君）　これで高橋和幸君の質問を終わります。そのほかに質疑ありますか。

委員（佐藤八郎君）　資料をいただいた分は質問したいと思います。まず26ページの河川の水質検査ですけども、資料いただき、検査結果も出ています。これを見るとその河川の水を利用してそれほど問題はなし、問題はこの河川に来る水の流れが山林から流れ入る、上から降るものといろいろですけども、この流入対策です。そういうものはやりようもない、除染も山林除染進まない、いろいろ含めて難しいと思うんですけども、今の状態では営農なりこの水を使うことに影響はないと判断しているのか、その辺を伺っておきます。

住民課長（山田敬行君）　水質検査のご質問であります。追加資料11ページ、これは本年度に行った結果でありまして、左側が放射能濃度、基本的に検出されない、それから真ん中が河川水8か所、あと右が沼水ということで4か所ということで、一時的に時期とか雨が降ったりですとか、あと水温とかで若干の数値の前後ありますが、検査結果を見て特

に健康とか人体とかには影響がないという結果となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この計測検査そのものはこのまま続けて、それで今までのデータそのものも管理を十分にされていくということでしょうか。

住民課長（山田敬行君） この水質検査につきましては、いつまでやるというのは特に決めていませんが、当面継続的に行っていく予定であります。今までのデータとかそういったまとめについては行っておりませんが、特に何か異常が出たとか、数値が高くなったとか、そういったものが出ていないので、単年度で業者からの報告を受けて取りまとめのみをしているというのが実情であります。

委員（佐藤八郎君） 専門的に検査しているいろいろな問題が出た場合の対応はどのようにされていくのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） この検査結果を見れば、直ちに人体、健康に被害を与えるという状況ではないと村では見ておりますが、何十年たってからとか、そういったものは今の段階で分からない部分もありますけれども、この結果を見る限り、人体、健康に影響を与えるものではないという業者からの報告を受けております。

委員（佐藤八郎君） 検査結果、実態として数字が出てきた場合は、村として国に言っていたようなことはできるのでしょうか。

住民課長（山田敬行君） 何か問題があるとか、不安だということであれば、村としても国、県等に対策を求めるということは当然行っていくという考え方であります。

委員（佐藤八郎君） 45ページになりますけれども、食品放射能測定機器37台とかガンマカメラモニタリングポストとあるんですけれども、まずこの37台のこの結果の公表はずっとされていると思うんですけれども、データ管理は始まって以来きちんと管理されていて、公表できる状態にあるのかどうか。

産業振興課長（村山宏行君） 食品放射線のデータについては、随時広報等でお知らせをしておりますし、データもきちんと取っておりますので、随時出せるかということ、当然集計なり整理の期間をいただきたいと思いますが、出せる状況にあると思っております。

委員（佐藤八郎君） 今回ガンマカメラ、除染が終わった当初、1度か2度実施されましたけれども、この予算的には長泥だけのお話です。村民の中で戻って暮らしている方でガンマカメラでの測定を希望した場合にはやってもらえるのか。それはフォローアップのほうでカバーしてもらおう、原因を突き止めてということになるのか、ここでいうガンマカメラ測定は、あくまでも長泥のこのみということになるのか。その辺ちょっと伺っておきます。

産業振興課長（村山宏行君） ガンマカメラの計測についても、追加資料ということで、16ページに記載させていただいております。ご質問にありましたように、今回のガンマカメラについては長泥地区のみでございます。既存にガンマカメラでの測定を行ったところで再度あるのかということなんです。基本的にガンマカメラというのは性質上、いわゆる周りと比較してどこにやるのか、それを視覚化できるというところでございますので、線量の全体的なその高さとかについてそこで解釈を得るというものではございませ

るので、もしそういった方たちが不安であると、どうしても納得いかないということであれば、改めて村のほうでは環境省につないで、その対応を考えていただくという形になるかと思えます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと環境省につないで、ガンマカメラじゃなくて直接測定をすることも含めて検討してもらったほうが生活環境の安定、安心からすればいいということですね。

産業振興課長（村山宏行君） そのように認識しております。

委員（佐藤八郎君） それとモニタリングポストなんですけれども、今は福島県全体見れば、避難解除された以後、ほとんど見当たらないようです。飯館は別ですけれども、このモニタリングポストも故障やいろいろあつたりしますが、村としての基本的な考え方や、加害者である国や東電に要望していらっしゃることがあればお答え願いたい。

産業振興課長（村山宏行君） 村内のモニタリングポストの件でございますが、現在村として設置していますのは88か所でございます。将来に向けてどうなんだというところでございますが、まず内情から申し上げますと、この線量計なんですけど、今新規に作っているメーカーがないということでございます。ですので、今設置されている88か所のモニタリングポストも当然故障してくる部分が出てくると思いますが、そういったところで直しようがないのではないかとというのが今危惧されるというところでございます。今のところ全て稼働はしております。ただ線量的にずっと観測をしておりますと、ほぼ固定しておりますか、もう落ち着いてるような状況、大きな変動はずっとないという状況ではございます。地区の中にも結構な数がございまして、何か所かに取りまとめるとか、そういったことは将来的にあるのかなと思っております。ただその際も地区の住民の方々、行政区とご相談しながら、省ける分があるのかどうか、そういったところのご相談はさせていただきながら対応を考えてまいりたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 測定器、モニタリングポスト、そういう機器関係をもう作らなくなったり、修理もきかなくなったりと、まるで構造的に原発事故の被害、放射性物質に関わることは終わったかのように進められているのが現実だと今産業課長が言うとおりで思いうんだけれども、それに対して実際飯館の自然界や我々が毎日空気を吸うだけでも、放射線を浴びるような状況の中で、なぜ東京電力の廃炉作業での労働者と同じような線量を浴びて暮らさなければならないのかという部分では、こういう部分はきちんと残しておいて、目で見える中で確認していくということが私は安全安心につながるんだと思います。そういう意味では多分増やすということにはなっていないから、費用対効果から見ても必ず減らされていくんだと思うんです。じゃあどのような形が自然環境含めて、生活していく上での安心安全になるのかという部分では、今村長が専門的に考えた場合は、どこが閾値になるのか伺います。

村長（杉岡 誠君） もともとそのモニタリングポストというのは、いろいろな線量計と同じようにして、絶対値そのものを絶対的に見るというものではなくて、村内の八十数か所あるかのごとく、いろいろなところのグラデーションをしっかりと見ていくという目的のものでありますし、ガンマカメラについても同じようにその差分を見ることによって、

より濃いところを見つける、薄いところを見つける、その上でさらにその線量に合った測定器を使って、詳細な分析をする、あるいはサンプリングをして詳細を調べるとい
う、放射性物質に関してはそういう形でいろいろな動態に応じて使うものが変わるとい
うのが実情でありますので、そういったことを踏まえながら、今後考えていくべきこと
かなと思っております。閾値というのは、なかなか今現在私が申し上げるものはないと
思いますが、昨日答弁申し上げましたが、長期的にはやはり年間1ミリシーベルトとい
う被ばく量を目指していくというのが何ら変わらない目標でありますので、そういう
ことを私としてはやっていきたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 日本の工業界全体を見たときに、農業機械もそうですけれども、15年と
か20年たつと部品も製造しない、新しいものに替えるしかないというふうに進められ
てきたんです。この部分はそれが極端に早いんです。もう作ることもやめる、修理もし
ない、部品も作らないみたいになっているんですけれども、そうなった場合、これ飯館
村としてはそれに甘んじてないんだからしょうがない、測られない、調査しない、これ
でいいんだとなってくるのかどうか。特に大学関係やら研究機関というのは、独自に持
っていますので、今は国際化時代なので、外国にもできますけれども、いろいろな点で
安心安全の健康と命を守る上で、どのように目に見えない、臭いもしない放射性物質に
対して対応するかというのは、すぐに見えるものって、こういうものしかないんだと思
うんだよ。この点について、どういう見通しを持っていらっしゃるでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今大学とか研究機関というお話がありましたが、まさしく飯館村として
は各大学と協定を結んだりしておりますので、そういう方々の機械、あるいは知見とい
うものを今後も協定の中で活用、あるいは情報の共有ということをしていただけたら
ありがたいなと思っております。

あとその目に見えるものというお話ありましたけれども、確かに放射性物質、目に見え
ないと皆さん思っていますし、実際そういうものであります。コロナウイルスと比較
をすると、手で持てる線量計を持って、一定程度の数値が分かるという、自分たちで
管理がある意味できる物質でもありますので、そういった観点でしっかり個人線量計も
貸出しをしておりますし、村も今持っているモニタリングポストやあるいは各大学との
連携の中であるものというのがありますので、総合的な対策を取っていきたいと思
います。ただ片や情報が絶対値というものが線量計については、なかなかそれをもつてそ
の数値だけということにはならないものですから、様々な角度で分析というものも必要
になるのかもしれないので、そういったことも有識者の方々、大学とか研究機関の
方々ともいろいろ情報交換をしながら、学んでいきたいなと考えております。以上で
あります。

委員（佐藤八郎君） 今の村長の所見ですと、コロナと違って測れる、調査もできる、直ちに
体に影響がないと言っているけれども、いずれにしろ当面はまだまだ実態
として調査も測定もできる状態だという話なので、もちろん大学との関係やら研究機関
との関係、村長としてもそういう部分での道はあって、示せるということなので、その
点は安心しました。ただ、今後減らすときにはそれなりの住民との合意というのをきち

んと確認して進めないと、いろいろな不安やストレスを与えることになるので、その辺は継続して頑張っていたいただきたいと思うんですけども、村長、いかがでしょう。

村長（杉岡 誠君） おっしゃっていただいたとおり、先ほども課長のほうから申し上げたとおり、今後故障等で減らすようなことがあったり、集合ということがあったりした場合には、もちろん住民の方々と地区としっかり協議をさせていただいて、物事は決定していきたいと思います。あと大学との、あるいは研究機関との連携というものについても、今すぐになくなるものではありませんし、復興・創生期間第2期が始まったばかりです。そういった中で様々な取組を進めていきたいと考えております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 47ページの県営農再開支援事業ですけども、私ずっと思っているんですけども、村長はずっと9年間その関係で進めてきたので、私震災前から村民のいろいろな農業政策、農業の営農の在り方をずっと見てきて、国県補助を受けて、確かに補助を受けた分は得したかのように思いますけれども、それを使ってなりわいとして経営していくのと、補助なんかいっぱい受けた人ほど農協に借金が膨らんで、他の仕事で取った金を今度そちらに突っ込んでいくという生活を震災前ずっと見てきました。今補助が100%だということで機械、施設、いろいろやっていますけれども、果たして本当に震災前のような、補助を受けないで努力した農家みたいになれるのか、戻れるのか非常に心配しているんです。他の市町村では早く始まったところでも、いろいろな問題例があって経営的に厳しいというのもあって、途中で申請した中身が変わったりとか、年数が減ったりとか、そういう心配ももちろんあります。村が管理、施設設置したから村が責任持っていくのは分かります。一応成り手がいなければ公募してでもという答弁を聞きましたが、今の日本農業の政策全般、国際的な流れ、今までずっと農業産物を見て、飯館の経営の中で収入所得がどれだけアップしていくのかというのが非常に心配の種になっていて、やっている本人よりもじいちゃんばあちゃんが心配している人もいます。だからそういう点ではこの事業を進めるときに、どういう中身の検討をされて、何年度にこんな経営になって、こういう営農の姿になるんだというビジョンを持っていらっしゃって事業を進めてきたんでしょうけれども、何年か前からやっている実例を見て、実態はどうなんでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 農業補助全般に関するご質問かなと思いますけれども、基本的に村が行う100%の被災12市町村の事業についても、あるいは県の4分の3事業についても、行う際には最初に計画書をきちんと作ります。この計画書については、県の指導も入りながら、きちんと運営できて将来的にその農家が自立できる、そういった計画になっております。ですから本来その計画どおりきちんと行っていただければいいんですが、どうも機械を導入することばかりに頭がいて、その後それを着実に実行していく、そういったところの部分の視点が薄れてしまう方もいらっしゃるということで、村としましてはそうならないようにしっかりフォローしながら営農指導、それからその後の経営に関する支援も行っていくということでございます。

委員（佐藤八郎君） 自家野菜なり、多めのものを直売所に出すような、そういう簡単な営農と

と本格的に花、畜産、いろいろやっている方もおりますけれども、いずれにしても、どうも飯舘でハウス造って野菜作っている人が肥料を買ってきていろいろやるよりも、どこ産でも白菜なりなんなり買ってきて使ったほうが、経費的に安く済むという人が徐々に増えて、もう作ること自体の支出が大き過ぎるんだと思うんです。だからそういう部分も含めて、やっぱり村がある一定の部分は作らせて、加工や製品化して、収入を得るところまで施策としてやらないと、ハウスを造って丸投げだけでは、生きていけないのかなと少し思うんです。だから違う展開というか、何か弾みをつけ、簡単に作れるような、そんなに経費かけなくてもできそうなものを、このぐらいのものを何ぼ作ればこのぐらいの収入が出るんですよみたいなものを提案することが必要なのではないのでしょうか。やっぱり村にきれいで生き生きとした生産物があるほうがいいと思うので、そういう何らかの施策を、大きくやる方はやる方なりに支援が必要なところを、いずれにしろ収入を得るところまで、申請して許可もらって補助が出たからというだけでは、なかなかわりとして営農生活になっていかないと非常に心配をしています。そういうところで何か具体的なものを検討されたらどうでしょう。

産業振興課長（村山宏行君） いいご提案いただいたと思っております。ご承知のように生きがい農業ですね、一昨年まで行いましたか、50万円上限で2分の1、家庭菜園でいいので土作り、野菜作り等始めてみませんかということで、これに取り組んでいた大農家が350件ほどおります。この事業のおかげでだと思っておりますが、までい館への出店者もかなり増えました。倍増ぐらいになったかと考えております。

ただ350人利用したんですけれども、なかなかその先の出荷まで導くというのができていなかったというところで、今回生きがい農業ステップアップ事業ということで用意させていただいたところでございます。この事業につきましては、出荷証明をもってそれでいわゆる生産にかかった費用の2分の1を補助しようということでもあります。かつての飯舘の方々、やはり自分の経営にプライドを持っていたと思うんです。うちの野菜は絶対ほかの味には負けないんだ、飯舘のこのインゲンも築地でも別格で扱われるんだ、そういったプライドを持っていたはずですので、そういったことをもう一度思い出していただきたい。そういう思いで今回この事業を用意しましたので、ぜひ活用いただいてさらに出荷、そういったところに生産に結びつくような、そんな取組にできればと考えております。

委員（佐藤八郎君） せっかく堆肥事業でもいろいろいい堆肥を入れようという、震災前の本来の循環型有機農業のようにやってきたわけですから、またそういう意識もまだまだ残っている方々がいらっしゃいますので、循環型の有機農業も含めて堆肥を入れて、その辺もきっちり生かしてやっていただきたいと思います。

次に、ふくしま森林再生事業、50ページになるんですが、間伐材排出とか発電施設内での搬入費用、こういう費用全体を事業費用として算入されるようということで、要望があるみたいですが、その辺では村ではどういうふうに考えているのですか。あとは飯舘独自の監視機能、森林含めて今村で計測をしたり調査している部分で十分だとなれば、この部分は不要ですが、森林組合でいろいろな作業をやっていく中では

非常に大事な部分なので、要望として出ているんだと思うので、その辺ではこの事業ではそこまでは補えないんでしょうけど、どう考えていらっしゃるでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） ふくしま森林再生事業、目下村の森林施業を行う上での中心的な事業と思っております。それで森林組合のほうからやはり事業料的なところ、それから事業の期間ですね、そういったところでもう少し何とかならないかというような要望もいただいております。こちらの事業はやはり県の事業でございまして、この金額は各自治体等でも手を挙げているというようなところで、なかなか枠の確保というのが厳しいのかなと思っております。ただ村としましても、この事業を使って村の北部のほうから、あるいは西部のほうから計画的に間伐を進めて、森林資源を活用しながら、村、山全体の線量低減につながるような形を取りたいと考えておりますので、なるべく枠取りとそれから事業の期間の融通性、そちらについて引き続き県のほうに要望してまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） 山林資源について、先ほども質問ありましたが、これはもう決まっている事業なんでしょうか。新たな人たちが希望あってやれる事業なのか、広がりかどこまであるのか、実証事業であるのでこの範囲なのか、その辺いかがでしょうか。

産業振興課長（村山宏行君） 山林資源を活用したなりわい事業についてであります。これはあくまでも実証事業です。これは学術的なものと考えていただいて結構です。ですので、村内の方、手を挙げればどなたができるというものでもございません。村としましてはこの事業については、当然利用する木材の線量から、出てきた炭なりシイタケなり、そういったところの線量から、全てデータを取るということでもありますので、専門機関であります原子力安全協会に委託をして行っているというところでございます。

先ほど高橋孝雄委員のほうからどこの木を使っているんだということであったんですが、原木の採取場所が分かりましたので、令和元年度については深谷と関沢と飯樋、久保曾、それから二枚橋ということでありました。あと令和2年度については草野の七郎内、佐須の前乗、あと飯樋の大火と、あと一部であります葛尾村からも持ってきております。そういった状況でございます。

委員（佐藤八郎君） では63ページのため池含め農業水利施設等保全再生事業について、まだまだ土地そのものも荒れていて、これやれるような状況に見通しとしてあるのかというのが1つとある一定の部分やれば災害でもない限りは終わる事業なのか、その辺最初に伺います。

副村長（高橋祐一君） ため池放射線物質拡散防止というところの事業であります。資料で提出させていただいたとおり、元年度は5か所、今年度が3か所、来年度5か所というところで、調査等を今している状況ではありますけれども、残り47か所が残っているというところ。今までの事業費等を考えれば、100億円近い金額になってしまうのかなと思っております。見通しとしてはやはり復興・創生期間5年間の延長の部分の予算確保の中で、ある程度やっていきたいなと思っております。それについては努力しながら、あとは業者の選定等を考慮しながらできる限りのことをやっていきたいと思っております。

委員（佐藤八郎君） 確かに全体的に村でも広報やお知らせ版で言っているように、徐々に下

がってはきているし、放射性物質も減っている部分はあるので、だからしばらく安定してこの状態なのかなというものもありますけれども、やっぱり深谷なんかああいうふうになっちゃったらあまり使う水が少なくなったわけですけども、全部をやるには100億円近くかかるということで、そこまで国がそういう形で進めるかどうかというのもあるでしょうけれども、全部やっても5年延長の中ではできないでしょう。そうすると要望か選定かというようになるんだと思いますが、その辺は区長さんの中ではそういう話は全然出ていないですか。

副村長（高橋祐一君） 各行政区長にはある程度実施する前には報告をしているところであります。ただこの資料見てもらうと分かるとおりに、やはりかなり17万ベクレルとか8万ベクレルとか部分的にはあるんですが、こういう数字が出ているということであれば、やはり安心、安全を含めての確保のために、進めていかなければならないと思っています。ただ今までの経緯ですと、やはりため池の水を使って営農しても、結局は中に堆積していった、それが流れ出すということがなかったということで、農作物への影響はなかったという部分もあって、なかなか進まないというところもありました。ただ底にはまだあるというのが現実でありますので、その辺は今後やはり発注等業者の体系でどこまでできるかということでもあります。実はこれ、村の台帳に載っているのはこの形ですけども、実は個人のため池も合わせますと、500、600の世界になってくるというところもありますので、村の管理しているため池については、できる限りのことをやっていきたいと思っています。

委員（佐藤八郎君） 一番心配するのは、この予算でやっていったときに、来年の3月末の中で、どれだけ村民の生活がどうなっていくかというのを見たときに、農業関係、これに関わってやる気のある人はいろいろな事業で使っていくんですけども、そういうことに関わらなくても生活している人にとっては、村整備そのものがどうなっていくんだかさっぱり見えないということです。じゃあお店はセブンイレブンだけでまた今年1年いくのか、来年もそういう状態なのか、お医者さんは週2回で、薬だけは出すようになったぐらいでいくのか、介護とかいろいろな利用者はこれまた村外の施設利用なり、同じく1年いくのかなって、この予算見たときに来年の3月頃はどうなっているのかというのがよく見えないんですけども、前年からすれば大きく前進されているのは見えますけれども、なかなかこの毎日の暮らしにとってのインフラ整備なり含めて進んでいるのかなと。2か月ぐらい過ぎて会いに行くとお年寄りが認知度が進んだり、私自身のことを分からなくなったりする人もいますので、これはひとえにやっぱり交流がないんですよね。隣近所がないので、だから孤独な生活になっちゃっている部分が結構ありまして、今いろいろな事業をやられていて、つながりを持ったりいろいろ進めながらいっても、去年の流れと比較して、今年のこの予算の流れがどうなっていくというのがよく見えません。例えば私いつか一般質問で言いましたけれども、飯樋地区と草野地区と白石地区に簡単な元の直売所のような店をもって、そこに行って買物をしたり語り合いになったり、そういう場が今の集会所だって言われているんでしょうけれども、いろいろな工夫をしないと交流が生まれませんと思います。日常的に村民がどんな生活しているかというこの

状態をきちんと捉えた上での施策を打っていかないといけない。あと、私心配しているのは孤独死も含めて、重病化です。その部分でいろいろこの施策を元にやってほしいなと思っています。ですから買物と医療、これは重要な部分なので、村長の考えあれば伺います。

村長（杉岡 誠君） 一般質問の中でも少しお答えしたかなと思ってはおりますが、私が就任してから5か月目になったのかなと思っております。その中でまだ当初予算に間に合わないものもあるかということで、お話を申し上げる中に、例えばお買い物環境の充実に関しては、買物チームにも少し協力を依頼しながら、分析を依頼しながらできることを模索をしたり、あるいは新型コロナウイルスのワクチン対策についても先般からお話し申し上げているように、福島市との連携の中での利便性の向上ということ、あるいはこれからワクチン接種に関しては予約ということが必要になりますので、そういうことに関してのより村としての、あるいは社会福祉協議会等々との連携の中でできることの模索ということも含めてお話を申し上げているかなと思います。

道の駅、あるいはまごころについても、まごころは2月ぐらいに少しお知らせ版に出しましたが、そこを活用して活動したい方、産品を生産したい方はいませんかというようなお声がけをしながら、今までにはない形で村民の方々にお声がけを今少しずつしてきたかなと思っております。

当初予算、いろいろな予算もそうですが、つかみで取るということではできませんので、しっかりと体制整備をしてそこに対する財源も、国の財源等々も含めながら、検討した上で調整させていただきたいと思っておりますので、当初予算の中では見えないものがあるかもしれませんが、今おっしゃっていただいたことについては、内々といえますか、当局側ではしっかりと検討させていただいているというところでありますので、近くかどうか分かりませんが、年度内にいろいろとご相談をしたりご報告をしたりしていきたいと考えております。以上であります。

委員長（相良 弘君） これで佐藤八郎君の質疑を終わります。

◎休憩の宣告

委員長（相良 弘君） ここで暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどといたします。お願いします。

（午後2時50分）

◎再開の宣告

委員長（相良 弘君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後3時00分）

委員長（相良 弘君） そのほか委員の皆さん、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（相良 弘君） 質疑なしとありまして、これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第7号令和3年度飯舘村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めて、本案は決定することに決定しました。

議案第8号令和3年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認めまして、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、令和3年度飯館村簡易水道事業特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号令和3年度飯館村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしの声によって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号令和3年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、議案第11号令和3年度飯館村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、議案第12号令和3年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎閉会の宣告

委員長(相良 弘君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(相良 弘君) 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で令和3年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時03分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年3月17日

予算審査特別委員会委員長 相良 弘